

# 「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察 ——Chisholm判決（1793年）からTorres判決（2022年）まで——

土 屋 孝 次

## はじめに

本稿は、連邦最高裁判所が州裁判所における州の主権免責（sovereign immunity）を否定した *Torres v. Texas Department of Public Safety*, 142 S. Ct. 2455 (2022) を取り上げ、そこに至る判例の展開を検討することで、連邦議会の立法権限の制約原理としての州の主権免責の法理の現在について明らかにすることを目的とする<sup>(1)</sup>。

連邦最高裁判所が州の主権免責に関する最初の判断を示したのは、アメリカ合衆国憲法制定直後の *Chisholm v. Georgia*, 2 U.S. (2 Dall.) 419 (1793) であり、その後200年以上にわたって数多くの判決が示されている。しかし、州の主権免責に関する判例については、「非常に複雑であり、そのうえ一貫性を欠く」<sup>(2)</sup>、あるいは、「さまざまな原則と例外が入り組み、……

---

(1) sovereign immunity の訳語について本稿では「主権免責」を用いる。田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）においては「主権免除」ともされ、引用した多くの邦語文献においても同様の「主権免除」表記がみられる。特記がない限り、「主権免責」と「主権免除」は同じ内容である。また、主権免責の「排除」（abrogation）の邦語についても、先行業績において「排除」以外に、「廃棄」、「剥奪」、「破棄」、「廃止」、「除外」等各種みられるが、本稿では同義として引用する。

(2) 木南 敦「合衆国修正11条の成立と展開」法学論叢126巻第4・5・6合併号（1990年）338頁、353頁を参照。

統一的理論の把握が困難<sup>(3)</sup>と評される状況となっていた。判例は、原則として、アメリカ合衆国憲法が採用した連邦制の下においても、合衆国を構成する各州に主権が認められ、その具体化として訴訟における主権免責も同様に認容されるとする立場を取る。その反面、最高裁は、例外的に、州の被告としての適格性を認容することがある。例外的事例として判例が固定しているものとしては、州自らが主権免責の放棄 (waiver) について明白に同意している場合、州そのものではなく州の公務員を対象とする差し止め請求訴訟、および、南北戦争後に成立した憲法修正14条5項を根拠とする連邦議会の立法権限行使による主権免責の排除 (abrogation) が挙げられる。

他方で、最高裁は、ひとたび認容した他の例外的設定を後の判決で再度限定し、事実上の判例変更を示唆することもあった。この例として、連邦プログラムへの加入等が州による主権免責の放棄についての同意とみなす推定的放棄 (constructive waiver)、そして、連邦議会による憲法1条の立法権行使による州の主権免責の直接的排除がある。

もっとも、1980年代以降、連邦最高裁判所が連邦主義に関連する事件において州権擁護の判断を示す傾向の中で、州の主権免責についても同様に、肯定的に維持されてきたのも事実であった<sup>(4)</sup>。この時期の最高裁は、連邦

---

(3) 浅香吉幹「Seminole Tribe of Florida v. Florida, 116 S. Ct. 1114 (1996) — 合衆国憲法第1編8節3項に基づきインディアン部族との通商ないし州際通商を規制する合衆国議会の立法では、連邦裁判所における州の sovereign immunity (主権免責) を排除することはできない」アメリカ法【1997-2】(1998年) 211頁, 215頁を参照。

(4) この時期の連邦最高裁判所の判例の傾向とその評価については、松井茂記「レーンキスト・コートと連邦主義」初宿正典・米沢広一・松井茂記・市川正人・土井真一編『国民主権と法の支配』(佐藤幸治先生古稀記念論文集[上巻]) (2008年, 成文堂) 103頁以下, 阿部圭介「レーンキスト・コートと連邦主義」宮川成雄編『アメリカ最高裁とレーンキスト・コート』(2009年, 成文堂) 126頁以下, ケネス・L・カースト(宮川成雄・相内武遂共訳)「講演: アメリカ連邦最

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
議会の憲法1条権限に基づく州の主権免責の排除について、憲法に違反するものとみなしていた。このような州の被告としての適格性を否定する判例の立場は、社会保障・社会福祉分野から知的財産権保護分野まで幅広い連邦プログラムの実施に影響することが問題となりうる。最高裁の保守化傾向に対抗する最高裁裁判官からは、州の主権免責について憲法的根拠を否定し、特に連邦問題 (federal question) に関しては議会権限により修正可能なコモン・ロー上の特権レベルであるとの主張も現れており、州の主権免責の根源的問題での対立が激化していった。

本稿で検討する最新の Torres 判決は、このような状況において、保守派の一部裁判官とリベラル派裁判官の協調により、かろうじて5対4の多数を占めることに成功したものである。Torres 判決法廷意見は、連邦議会による直接的な主権免責の排除を否定する最高裁判例を回避するため、戦争・軍隊に関する事項が合衆国政府により全体的に行使される権限として「それ自体で完結」していると解される場合、各邦が1787年に「憲法制定会議のプラン」を承認して合衆国憲法を批准した際に、同時に主権免責の放棄にも同意しているとみなし、連邦議会が制定した連邦法に基づき州が自州の裁判所における被告になると認めたものである。

「憲法制定会議のプラン」を全面に押し出す審査は、21世紀に入り、連邦最高裁判所が新たな主権免責の例外的カテゴリーとして示し始めたものである。もっとも、それら判決について同調する裁判官の構成が毎回変更されており、しかも Torres 判決が州裁判所での主権免責事例に関する初の判断であったこともあり、今後先例として機能するか否か明確ではない。

このように Torres 判決は、州の裁判所における主権免責が争われたものであり、州の主権免責問題に関するかつての主論点である、合衆国憲法

---

↘ 高裁判所の「新連邦主義」—はたして新しいのか— 比較法学36巻1号(2001年)219頁等を参照。

3条の連邦司法権を制約する法理を直接的に扱った事例ではない。むしろ本稿は、Torres 判決について、このような司法管轄権問題ではなく、州の主権免責の法理と合衆国憲法1条との関係につき、連邦議会の立法権に基づき定められた州裁判所の管轄権について、州の主権免責との関連で吟味したものと捉えなおす。このため、本判決は、憲法1条により付与された連邦議会の立法権の効力の及ぶ範囲について判断を示したものであり、連邦法の実効性を確保し、法を実現する手続的問題として、州裁判所における州の被告としての当事者適格問題を明確化したものとして、検討されるべきであると考ええる。

そこで、本稿では、連邦議会の立法権の制約原理を明らかとする研究の一環として、州の主権免責の法理が当該問題に関してどのように機能しているかを示すため、連邦最高裁判所判例の中での本件 Torres 判決の位置、特徴、および論理的課題について検討し、分析の基本的視座を得たいと考えている。州の主権免責問題に関しては、それがアメリカ合衆国の裁判制度、連邦制度における重要課題であるため、我が国においても十分な検討がなされている。そこで、個別の重要判決に関する検討、分析はそれら先行業績に依拠し、本稿では、揺れ動く判例において Torres 判決を導いた法理の意義を確認することにする。

まず、第1章では、州の主権免責に関する初期の判例を確認し、州の主権免責の憲法的位置付け、および主権免責が排除される例外的事例に関する連邦最高裁判所の基本的考えを吟味する。特に、主権免責の例外的否定事例として、連邦議会が関わる推定的放棄型の判例を検討する。第2章では、連邦議会が憲法的権限を行使して州の主権免責を直接的に排除する試みと、最高裁判所によるその否定につき判例の展開を追う。第3章では、Torres 判決の直接的先例である21世紀の「憲法制定会議のプラン」に関する諸判決を取り上げ、それ以前の判例との比較においてその特殊性を確認

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察しつつ、その意義を明らかにする。最後に、Torres 判決を紹介し、決定的対立を示す法廷意見、反対意見それぞれの主張の判例上の根拠を見だし、同判決の先例としての可能性を探る。

## 第1章 州の主権免責に関する初期の判例

### 第1節 州の主権免責の憲法的位置付け

州の主権免責に関する判例は、Chisholm v. Georgia, 2 U.S. 419 (1793) から始まる。同事件は、サウスカロライナ州市民がジョージア州による契約違反に対してコモン・ロー上の引受訴訟 (assumpsit) を連邦最高裁判所に提起した事例にかかわる。原告市民は、合衆国憲法3条2節1項が「ある州と他の州の市民との間」(between a State and Citizens of another State) の訴訟について連邦の司法権が及ぶと定めており、また、同3条2節2項が「州が当事者」である事件の第1審管轄権を連邦最高裁判所に付与していることから、1789年連邦裁判所法に基づき直接連邦最高裁判所に訴訟を提起していた。ジョージア州は、3条2節1項について他州市民が原告となるケースを対象外にしており、主権に基づき州が訴訟から免責されると反論していた。

Chisholm 判決において最高裁判所は、4対1の多数により、他州の市民がある州を被告として訴えている事件であっても、憲法3条2節1項の文言にある「ある州と他の州の市民との間」の訴訟に該当するとし、司法管轄権を有すると判断した。

多数を構成する4名(Jay 長官, Wilson, Cushing, Brair 各判事) が個別意見を述べている。その中でも Blair 判事は、主権の保持が自州の裁判所以外における訴訟からの免責を意味するのであれば、憲法批准時に各邦が連邦司法権へ服することに同意した際に、主権を放棄したことになるとし

ていた<sup>(5)</sup>。州の主権免責が問題となった初めての判決において、早くも、21世紀の Torres 判決の法廷意見が依拠した、憲法批准による主権免責の自主的放棄に言及していたのである。その反面、Brair 判事は、主権免責問題から州裁判所における事例を除外しており、こちらは Torres 判決において逆に肯定されていることから注意が必要である。Brair 判事は合衆国憲法に署名した一人であり、Jay 長官は The Federalist の執筆者、同じく Wilson 判事も憲法制定会議の重要メンバーであった。いわゆる建国者、憲法起草者とみなされる最高裁判官が、事案に即して連邦裁判所における州の主権免責を否定する判断を下していたことになる。

しかしながら、このような州の主権免責制限を明確にした Chisholm 判決は、ただちに各州の反発を招き、わずか1年後に連邦議会は、本件判決を明示的に否定する憲法の修正提案を可決した。各州の批准により1795年に成立した憲法修正11条は、「ある州に対し、他の州の市民または外国の市民ないし臣民から提起された」訴訟には連邦司法権が及ばないと定めた。連邦最高裁は、以後、Chisholm 判決の判旨を用いることができなくなったことになる。合衆国の統治機構の基本的構造である連邦制度に関して、連邦最高裁判所の解釈が示され、連邦議会がその判断に問題があるとみなし、当該判決を明示的に覆す内容を持つ憲法の修正提案がなされ、最終的な成立に向けて各州の判断に委ねられた初のケースであった。

ところがその後、修正11条は、その文言を越えて、連邦最高裁判所が州の主権免責の法理そのものを憲法的に肯定する契機となった<sup>(6)</sup>。

この観点から重要な判決は、Hans v. Louisiana, 134 U.S. 1 (1890) である。同判決では、修正11条の規定に含まれていない、州民が自らの州を被

---

(5) Chisholm v. Georgia, 2 U.S. (2 Dall.) 419, 452 (1793).

(6) 木南・前掲注(2)346頁を参照。同判決を「修正11条ないし州の主権免除の理論の出発点」とする。木南・同注を参照。

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
告として連邦裁判所に訴えることが可能かどうか争われていた。

全員一致の連邦最高裁判所は、まず、本件事例が修正11条に基づく州の主権免責の対象ではないことを認めた。しかしながら、そのような理解から生じるのは、他州の市民や外国の市民からの訴訟を防ぐことができるのに対して、州が自州市民による訴訟の被告となるような状況、あるいは、連邦裁判所の訴訟では被告として認容されてしまうが、自州の裁判所における訴訟は防ぐことができるなど、「特異な結果」であるとする<sup>(7)</sup>。

そこで、Hans 判決は、修正11条の制定はすべての立法者、裁判所に優越するものであり、事実、連邦最高裁判所の判断を覆したように、合衆国全体の最高の主権者意思の表明であるとする。修正11条は、文言上、州に対する個人による訴訟を禁ずるものではないが、合衆国憲法として、その様な訴訟の提起を授権するようないかなる重要な権限も付与するものと解すべきではない<sup>(8)</sup>。Hans 判決は Chisholm 判決を批判し、同判決が認めた州に対する個人の訴訟を連邦司裁判所に許可する権限は、憲法が試行されている間、憲法の偉大な擁護者たちによって明示的に否定され、さらには反発を受けていたものだとした<sup>(9)</sup>。Hans 判決は、州が同意なしに個人から訴訟を提起されないとの考えが主権免責の本質であるとし、憲法制定会議のプラン (the plan of the convention) により州が免責を放棄していない限りにおいて、州に主権免責が残るとする Hamilton の言葉を引用したのである<sup>(10)</sup>。

以上のように、Hans 判決は、結論として、自州市民を含む個人が連邦

---

(7) Hans v. Louisiana, 134 U.S. 1, 10 (1890).

(8) *Id.* at 11.

(9) *Id.* at 12. なお、結果同意意見を執筆した Harlan 判事は、法廷意見による Chisholm 判決による評価を否定し、当該判決が当時の憲法的文言に従ったものとして正当に判断していたとしている。See *id.* at 21 (Harlan J., concurring).

(10) *Id.* at 13.

裁判所において州を被告として提起した訴訟に関して、州の主権免責の法理の適用を拡大した。同判決が重要なのは、修正11条の他州の市民、外国の市民等への限定的文言を越えて、当該修正条項成立の意義を主権免責の法理による憲法3条の制約の現れとして認め、州の主権免責の憲法的基礎を認容した点にある。Hans 判決は、修正11条の明文規定、あるいは他の憲法規定ではなく、修正11条の制定自体に憲法起草者や憲法を批准した各邦の主権免責肯定の意思を読み込んでいる。このような Hans 判決の示した法理は、その後の多くの最高裁判決の反対意見、あるいは学説により繰り返し批判を受けているにもかかわらず、現在においても州の主権免責に関する最高裁判例の基盤として維持されている<sup>(11)</sup>。

また、2022年の Torres 判決との関連では、Hans 判決が自州裁判所における州の主権免責を当然視していた点も重要である。このような、州裁判所における州の主権免責の認容の推定は、Hans 判決が批判する Chisholm 判決も同様であり、連邦最高裁判所の立場としては建国期から100年間通して一貫しているようにも見受けられる。しかしながら、両判決ともにこの問題について直接判断を示したのではなく、最高裁が州裁判所における州の主権免責問題を審査し、初めて判断を下すのは、Hans 判決からさらに100年後の、Alden v. Maine, 527 U.S. 706 (1999) まで待たなければならなかった。第2章で詳述する Alden 判決では、州裁判所における主権免責が認容されている。これに対して最新の Torres 判決は、連邦裁判所同様、州裁判所における主権免責も、憲法制定会議のプランに同意した際に放棄したものとみなしており、Chisholm 判決、Hans 判決、そして Alden 判決と200年間暗黙の了解を受けていたように見えた州裁判所問題に一石

---

(11) See e.g., The Supreme Court 2021 Term: Leading Case: Constitutional Law: Federalism State Sovereign Immunity War Powers Torres v. Texas Department of Public Safety November, 136 Harv. L. Rev. 380 (2022).



「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察を投じたことになる。

さらに、Hans 判決が州の主権免責を支持する資料として引用した Hamilton の The Federalist における「憲法制定会議のプラン」への言及は、Torres 判決においては、逆に、主権免責放棄の例外に対する憲法起草者意図の確認根拠の一つとなっており、歴史的資料の評価の難しさを示していると言えよう。

## 第2節 主権免責の州による放棄の可能性

Hans 判決により、州の主権免責は憲法的基礎を持つものとして、連邦最高裁判所に認められたことになる。もっとも、Hans 判決は、州の主権免責について例外的取扱いが可能な場合を2点示唆していた。州の同意による主権免責の放棄、憲法制定会議のプランによる放棄である。さらにその後の最高裁判例は、州の主権免責について具体的な例外を設定した。すなわち、州そのものではなく州知事等の州公務員を被告とする訴訟<sup>(12)</sup>、連邦議会が州の主権免責を排除している場合である。このうち、Torres 判決に関連するものとして、州自身による主権免責の放棄の法的意義を確認す

---

(12) 衡平法上の差し止め請求訴訟に関しては、Ex parte Young, 209 U.S. 123 (1908)において、州の行為と州の公務員の行為を区別し、後者に関しては州の主権免責の法理の適用外とする判断を示している。Young 判決について詳しくは、木南 敦「合衆国憲法における州の主権免除の理論について」法学論叢 127巻 2号 (1990年) 1頁, 11頁以下、浅香吉幹「合衆国における連邦裁判所の領分—連邦制に基づく管轄権行使の限界—(二)」法学協会雑誌109巻 3号 (1992年) 108頁, 124頁以下を参照。浅香・同126頁は、「現在の Amendment XIまたは州の主権免責の法理に関する諸判例は、すべてこの Young 判決によって確立された基礎の上に立っているといても過言ではない。」とする。また、Baude は、(Young 判決により)州の公務員を被告とする訴訟が成立することにより、州の主権免責そのものについては、多くの訴訟において背後に退いたことになると指摘する。See William Baude, Sovereign Immunity and The Constitutional text, 103 Va. L. Rev. 1, 4 & n. 15 (2017).

る<sup>(13)</sup>。

主権免責の放棄についての同意は、州が訴訟ごとに行う個別的同意、または、州憲法・州法による包括的な同意がある<sup>(14)</sup>。20世紀最後の10年間、連邦最高裁判所が州の主権免責の例外を制限したため、州による主権免責の放棄が注目されているとされる<sup>(15)</sup>。

この点について、Torres 判決が州による放棄事例として引用していたのは、連邦資金の受け入れが主権免責の放棄に対する同意となるかどうかで争われた *Sossamon v. Texas*, 563 U.S. 277 (2011) であった。しかしながら、同判決は、州による主権免責の放棄が推定されるとみなされる推定的放棄に関する判決であり、後述するように、州による主権免責の放棄の典型例ではない。

もっとも、*Sossamon* 判決において法廷意見を執筆した Thomas 判事は、放棄の同意事例の代表的判決である *Clark v. Barnard*, 108 U.S. 436 (1883) を引用していた。Clark 判決は、鉄道会社の破産事件に関連して他州市民がロードアイランド州に対する訴訟を連邦裁判所に提起したもので、修正11条該当事例であったが、州が問題となった出資金に関する請求者として自発的に訴訟へ参加したことにより、主権免責の放棄が成立すると判断されたのである。同判決は、「州は自由に連邦裁判所において主権免責を放棄することができる」ものと明言していた<sup>(16)</sup>。Clark 判決は、州の主権免責について、憲法的に位置付けられるものの、自発的な放棄が可能

---

(13) 詳細は、浅香・前掲注⑫136頁以下を参照。

(14) 州憲法・州法による主権免責放棄については、植村栄治『米国公務員の不法行為責任』（有斐閣、1991年）156頁以下が、合衆国のすべての州における主権免責規定について網羅的に検討しており、参考になる。

(15) Jonathan R. Siegel, *Waivers of State Sovereign Immunity and The Ideology of The Eleventh Amendment*, 52 *Duke L.J.* 1167, 1169 (2003).

(16) *Clark v. Barnard*, 108 U.S. 436, 447 (1883).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察となる特権 (privilege) とみなしており、その後の主権免責放棄の重要な先例となったのである<sup>(17)</sup>。

Clark 判決では、問題となった訴訟で被告となることについて州の不同意は明確であったが、訴訟参加により出廷したことで、主権免責の放棄が認定されていた。このように Clark 判決は、州の主権免責が放棄可能な憲法の特権であるとしたうえで、その放棄に関する認定自体を連邦裁判所の審査権に服させたことになる。同判決は、「憲法制定会議のプラン」への同意を主権免責の放棄とみなした Torres 判決の審査権の根拠を示したものと見えよう。

### 第3節 主権免責の推定的放棄に関する判例

問題となるのは、州による主権免責の放棄が個別事例における訴訟参加への明示的同意や、州憲法等による明示的な包括的放棄ではなく、推定的放棄 (constructive waiver) とみなされるケースである<sup>(18)</sup>。ニューディール期以降、連邦政府は、多額の連邦予算の支出を通して、社会福祉、社会保障、教育、環境問題など州が管轄を持つ事項について実質的な規制を実施している。このような全国的政策の実施の有効性を担保するため、連邦議会が連邦法によって州を被告とする訴訟手続を設け、連邦基金、連邦プログラムの条件として州の主権免責の放棄を求めることがある。そこで、各州がこのような連邦プログラムへ参加した結果、主権免責を放棄したとみなされるかどうか、主権免責の放棄についての推定的同意問題として争われる<sup>(19)</sup>。

---

(17) *Id.* at 447-448. See *College Savings Bank v. Florida Prepaid Postsecondary Education Board*, 527 U.S. 666, 675 (1999).

(18) 主権免責の「推定的放棄」は、「同意の擬制」(木南・前掲注⑫23頁以下)、「觀念上の『免責放棄』」(浅香・前掲注⑫138頁以下)と同義である。

(19) 連邦議会が特定の連邦予算の支出プログラムへの参加について、合衆国に

もっとも、連邦プログラムへの参加により州の主権免責の放棄に同意したとみなされる場合は、連邦議会がその憲法上の権限を行使して、州の主権免責を排除したものと捉えることもできる。このため、そもそも連邦議会にそのような州の主権免責を排除させるような連邦法、連邦プログラムを設ける憲法的根拠が認められるか否かが問われることになる。このように、州の主権免責に関する推定的放棄型の事件では、憲法1条の議会権限に州の主権免責を排除する権限が認められるかが争点となった。

### ① Parden 判決 (1964)

以上の観点から、連邦議会の立法権による州の主権免責排除事例の最初の判決となったのは、Parden v. Terminal Railway of Alabama State Docks Department, 377 U.S. 184 (1964)と考えられる<sup>(20)</sup>。連邦議会が合衆国憲法1条8節3項の州際通商条項に基づき制定した Federal Employers Liability Act (以下、FELA) は、州際通商に従事する鉄道事業者すべてが、連邦地方裁判所に提訴された場合、職務上負傷した従業員に対して、損害賠償責任を負うものと定めていた<sup>(21)</sup>。これに対して、アラバマ州憲法1条14項は、不法行為に基づく損害賠償訴訟における州の主権免責を定めており、FELA 明文の指示にも関わらず、州および州保有企業は被告となら

---

↘ おける統一的政策の実現のために、各州に対して条件を付す場合がある。このような条件付き支出制度 (conditional spending) は、合衆国の連邦制度の下でも許容されるが、当該条件自体に憲法に反する内容が付された場合には問題が生じる。土屋孝次『アメリカ連邦議会の憲法解釈—権限行使の限界と司法審査』(2018年、有信堂高文社) 215頁以下等を参照。

(20) Parden 判決を「推定的放棄」事例の始まりとして位置付けるものとして、*see e.g.*, LAURENCE H. TRIBE, AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW (Vol. 1) (3rd ed.) (2000, Foundation Press) at 636-637. Parden 判決の意義と問題点について、詳しくは、木南・前掲注(12)23頁以下、浅香・前掲注(12)138頁以下を参照。

(21) 45 U.S.C. § 51, 56.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
ない。

連邦最高裁判所は、5対4の多数によりアラバマ州の主権免責の主張を斥けた。Brennan 判事による法廷意見（Warren 長官, Black, Goldberg, Clark 各判事同調）は、本件について、州の主権免責が連邦議会によって明示的に創設された訴因（cause of action）に基づく訴訟において争われたケースであるとした。そして、2つの問題があるとし、(1) FELA を制定した連邦議会は、このような状況下で州を訴訟の対象とすることを意図していたのか。(2) 州の免責の主張に対して、議会は州を訴訟対象とする権限を有していたのかである<sup>(22)</sup>。

まず、法廷意見は、FELA の適用対象である州際通商にかかわる「すべての」鉄道について、特別な定めがなくとも、州保有鉄道と民営鉄道の両者が含まれるとした<sup>(23)</sup>。そこで、法廷意見は、連邦議会が鉄道労働の危険性と個人的な損害回復が困難であることを考慮し、FELA に基づく訴権を定めるべきと判断した際に、(州などの) 特定グループを除外する意図を推定すべきではないとした。したがって、FELA は、州保有の鉄道会社に対しても、連邦地方裁判所に訴訟を提起することを認めていると理解できる<sup>(24)</sup>。

これに対して、被告州側は、主権免責の法理により、連邦議会がある州を訴訟対象として従わせるような権限を保持しないと反論する。しかし、法廷意見は、連邦議会に対して通商規制権限を付与した際に、州が自らの主権の一部を放棄したとみなした<sup>(25)</sup>。法廷意見は、「(通商規制) 権限は、連邦議会に与えられた他のすべての権限同様、それ自体で完全であり

---

(22) Parden, 377 U.S. at 187. 以後、推定的放棄事例のみならず、連邦議会の立法権による主権免責の排除事例に関して連邦最高裁判所が用いる、二段階審査である。

(23) *Id.* at 187-188.

(24) *Id.* at 189-190.

(25) *Id.* at 191.

(complete in itself), その最大限の範囲まで行使可能であり, 合衆国憲法において定められた以外のいかなる制限も認めるものではない」との, *Gibbons v. Ogden*, 22 U.S. (9 Wheat.) 1, 196-197 (1824) の判示を引用する<sup>(26)</sup>。その結果, 連邦議会に対して通商規制権限が付与されたことによって, 州は必然的にそのような規制の妨げとなるようないかなる主権免責をも放棄したことになるのである<sup>(27)</sup>。

もっとも, 法廷意見は, FELA に基づき州を被告とする議会の権限を認めることは, 他州の市民に関して修正11条により具体化され, さらに *Hans* 判決によって州の市民にも拡大された州の主権免責の原則が, 覆されることを意味しないと確認する。州には, その同意なしに個人から訴えられることはないという法が残っている<sup>(28)</sup>。しかし, 法廷意見は, 本件における州の同意につき, 連邦議会が FELA によって鉄道従業員による連邦裁判所への提訴を条件として, 州際通商で鉄道を運行する権利を定めたとし, その約20年後, (アラバマ州保有企業が) 州際通商として鉄道の運行を開始したことにより, 州はその条件を受け入れ, 当該提訴に必然的に同意したとみなさなければならないとした<sup>(29)</sup>。そこで法廷意見は, 通商規制条項を採択し, 批准することによって, 州は州際鉄道に対する訴権を創設する権限を連邦議会に付与したものと結論するのである<sup>(30)</sup>。

---

(26) *Id.* *Gibbons* 判決の意義については, 木南 敦『通商条項と合衆国憲法』(1995年, 東京大学出版会) 59頁以下, 原口佳誠「連邦の州際通商規制権」別冊ジュリスト213号『アメリカ法判例百選』(2012年) 28頁以下等を参照。

(27) *Id.* at 192.

(28) *Id.*

(29) *Id.* *Parden* 判決は, 主権免責の法理自体の維持を確認している。もっとも, 同判決は, 連邦議会に主権免責を排除する権限を事実上認めるようにも解され, その後の判例において再検討がなされる。

(30) *Id.* *Parden* 判決は, 訴訟に関するこのような州の同意が, 完全に自州の権限の範囲内ではなく, 州際契約あるいは州際通商であれ, 連邦政府の憲法上の権限に属する範囲内の行為から生じたと主張される場合, 州の行為が申し

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察

これに対して、White 判事による反対意見（Douglas, Harlan, Stewart 各判事同調）は、主権免責放棄の推定的同意の判断について慎重な姿勢を示し、「議会がこの問題を明確に検討し、規制可能な所定の行為を行ういかなる州もそれによって主権免責を放棄したとみなされると明示的に宣言した場合」に限定すべきとしていた<sup>(31)</sup>。

このように、Parden 判決は、州の主権免責を排除する目的を持つ連邦法に基づく州の行為により、州自らが主権免責を放棄したものと推定されるとしたのである。すなわち、Parden 判決は、連邦議会の重要権限である州際通商規制にかかわる立法権の行使により、州が連邦法上の条件を承認した際に、主権免責の放棄に同意したとみなした。また、主権免責の法理適用の例外である州の放棄の同意説を採りつつ、実質的には、連邦議会の立法権行使による主権免責排除への道を開いたことになる。なお、本判決は 5 対 4 と僅差であったが、1990年代以降の連邦制度にかかわる諸判決と異なり、法廷意見、反対意見ともに進歩派、保守派が混在する構成であった点は記憶されるべきであろう。いずれにせよ、Parden 判決は、憲法的根拠により連邦議会が制定した連邦法への州による参加が、州による主権免責の放棄と推定されると認めた重要判決となった。

## ② 推定的放棄の法理の制約

しかしながら、その後、連邦最高裁判所は、Parden 判決に追随する判決を下さず、むしろ限定する姿勢を示すことになった。まず、*Employees of the Department of Public Health & Welfare of Missouri v. Missouri Department of Public Health & Welfare*, 411 U.S. 279 (1973) では、Doug-

---

↘ 立てられた同意を構成するかどうかは、連邦法の問題であるとした。Id. at 196.

(31) 377 U.S., at 198-199 (White, J., dissenting).

las 判事による法廷意見が、問題となった連邦法 FEOLA の改正にかかわる立法史は、鉄道会社とは異なり、州立の非営利機関の職員による訴訟に対して、主権免責を排除する連邦議会の明白な意図を示していないとして、Parden 判決と区別した<sup>(32)</sup>。また、続く Edelman v. Jordan, 415 U.S. 651 (1974) においても、Rehnquist 判事による法廷意見は、州が各州と連邦政府によって資金提供されている連邦プログラムに参加しているという事実のみで、連邦裁判所において被告となることに同意していることにはならないとして、修正11条に基づく主権免責を認めた<sup>(33)</sup>。

同様に、Atascadero State Hospital v. Scanlon, 473 U.S. 234 (1985)<sup>(34)</sup> においては、Powell 判事による法廷意見 (Burger 長官, White, Rehnquist, O'Connor 各判事同調) が、「修正11条は、連邦政府と州との間の基本的な憲法上のバランスに関わるものである」とし、州の主権免責の法理を確認して、例外的に当該法理が否定されるのは、特定の条件が満たされた場合のみであるとした<sup>(35)</sup>。すなわち、連邦議会が修正11条の主権免責を排除する意図について、法律上の間違いようのない文言 (unmistakable language) によって表現されているべきである<sup>(36)</sup>。そのうえで、同判決は、連邦裁判所への訴訟の一般的な承認は、修正11条を排除するのに明白な法

---

(32) Employees 判決については、木南・前掲注⑫24頁、浅香・前掲注⑫140頁以下等を参照。

(33) Edelman v. Jordan, 415 U.S. 651, 673 (1974). Edelman 判決については、木南・前掲注⑫ 24頁以下、浅香・前掲注⑫141頁以下等を参照。

(34) 詳しくは浅香・前掲注⑫144頁、大沢秀介「連邦法である Rehabilitation Act 504条違反を理由とする損害賠償訴訟を、州を相手取って連邦裁判所に提起することは、第11修正により禁じられる—Atascadero State Hospital v. Scanlon, 473 U.S. 234, 105 S.Ct. 3142 (1985) アメリカ法【1987-2】417頁以下 (1988年) 等を参照。

(35) Atascadero State Hosp. v. Scanlon, 473 U.S. 234, 238-239 (1985).

(36) *Id.* at 243.



「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
律上の文言の類ではないとした<sup>(37)</sup>。また、州が当該連邦法に基づく資金を  
受け入れ、連邦プログラムに参加したことは、連邦裁判所での訴訟に同意  
したことを立証するには不十分であるとしたのである<sup>(38)</sup>。

Atascadero 判決では、裁判官構成が保守派、リベラル派で明確に分かれ  
ており、Brennan 判事による反対意見 (Marshall, Blackmun, Stevens 各  
判事同調) は、そもそも州の主権免責について、「オリジナルの憲法は、連  
邦司法権の制限として、主権免責の法理を具体化していない」とし<sup>(39)</sup>、「封  
建的な法体系の時代錯誤で不必要な名残りである」と厳しく批判してい  
る<sup>(40)</sup>。

Parden 判決の意義を決定的に減じたのが Welch v. Texas Department  
of Highways and Public Transportation, 483 U.S. 468 (1987) である<sup>(41)</sup>。  
Welch 判決では、Parden 判決の事例同様 FELA による主権免責の放棄の  
推定的同意が問題となった。Powell 判事による法廷意見 (Rehnquist 長  
官, White, O' Connor, Scalia 各判事同調) は、「憲法修正11条の主権免責  
を否定する連邦議会の意図に関する Parden 判決の議論が、もはや良法で  
ないことは間違いない」とする。そして、連邦議会の主権免責排除の意図  
に関する「明白な表現 (unequivocal expression)」の判例を確認し、Parden  
判決においては当該基準を満たしていなかったとして、その範囲で Parden  
判決を覆し、本件における州の主権免責の放棄を否定したのである<sup>(42)</sup>。  
Welch 判決は、Parden 判決が認容した、憲法 1 条 8 節 3 項の州際通商規

---

(37) *Id.* at 246.

(38) *Id.* at 247.

(39) *Id.* at 289 (Brennan, J., dissenting). See Akhil Reed Amar, Of Sovereignty and Federalism, 96 Yale L.J. 1425, 1473-84 (1987).

(40) Atascadero, 473 U.S. at 302 (Brennan, J., dissenting).

(41) 浅香・前掲注(12)141頁以下を参照。

(42) Welch v. Texas Department of Highways and Public Transportation, 483 U.S. 468, 478 (1987).

制条項に基づく州の主権免責排除権限の合憲性自体の判断については回避しているものの、その法理の存在自体を「一旦、いわば宙に浮かせる結果となった」<sup>(43)</sup>のである。

これに対して、Parden 判決において法廷意見を執筆していた Brennan 判事は、本件における反対意見として (Marshall, Blackmun, Stevens 各判事同調)、法廷意見が修正11条の適用範囲の拡大解釈を続けていると批判し、そもそも修正11条が州籍相違事件のみを対象としており、本件のような連邦問題訴訟には適用できないと指摘して<sup>(44)</sup>、Hans 判決自体を否定する立場を主張した<sup>(45)</sup>。

このように、州が連邦法に基づく制度、あるいは連邦プログラムへ参加した事実により、例外的に主権免責の推定的放棄が認められるとする Parden 判決の法理は、連邦議会の主権免責排除に関する意図について具体的条文を厳格に解釈することで、推定レベルが引き上げられ、事実上不能化されたと言える。

### ③ Parden 判決の終焉

連邦最高裁判所によって Parden 判決の推定的放棄の法理が明確に否定されるのは、1990年代、議会権限による主権免責の直接的な排除を違憲とする一連の判例の中で示された、College Savings Bank v. Florida Prepaid Postsecondary Education Expense Board, 527 U.S. 666 (1999) においてである<sup>(46)</sup>。同判決では、州の主権免責排除条項を持つ連邦商標法、いわゆる Lanham Act の合憲性が争われた。

---

(43) 浅香・前掲注⑫142頁を参照。

(44) Welch, 483 U.S. at 497 (Brennan, J., dissenting).

(45) *Id.* at 519 & n.19 (Brennan, J., dissenting).

(46) See TRIBE, *supra* note 20, at 539.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察

Scalia 判事による法廷意見 (Rehnquist 長官, O'Connor, Kennedy, Thomas 各判事同調) は、まず、主権免責が絶対的なものではないことを確認し、修正11条の後に制定され、連邦と州のバランスを変更するため特に設計された修正14条による訴訟の許可と、州自らが訴訟に同意することによる主権免責の放棄を挙げる<sup>(47)</sup>。この点に付き上訴人は、州機関が Lanham Act の訴訟に対する免責を「黙示的」または「推定的」に放棄していたと主張している。これに対して法廷意見は、推定的放棄の先例である Parden 判決を覆した。

法廷意見は、Parden 判決の主権免責の推定的放棄の試みは、構想が甘かったと考え、(その後の Parden 判決を制限した各判決から) もはやその残部に何のメリットもないとする<sup>(48)</sup>。そして、そもそも州が主権免責を放棄することを明確に表明することと、連邦議会が、州が特定の行動をとれば免責を放棄したものとみなすという意図を明確に表明することには、根本的な違いがあるとした<sup>(49)</sup>。法廷意見は、Parden 判決が示した主権免責の放棄のスタイルについて、「憲法上保護される他の特権の文脈では前代未聞である」と決めつけたのである<sup>(50)</sup>。

以上のように、College Savings 判決は、かろうじて存置していた推定

---

(47) College Savings Bank v. Florida Prepaid Postsecondary Education Expense Board, 527 U.S. 666, 670 (1999).

(48) *Id.* at 680.

(49) *Id.* at 680-681.

(50) *Id.* at 681. 法廷意見は、憲法で保護された特権の「推定的放棄」について語ることがいかに異常であるかを考えると、「Parden 判決相対多数意見の礎となったのが、州の主権免責には憲法上の根拠がないという考え方」であったことは驚くべきことではないだろう、と批判する *Id.* at 682. *See* Parden, 377 U.S. at 192, 193-194 & n.11. College Savings 判決は、Seminole Tribe 判決の論理を継承し、Parden 判決を公式に破棄したのである。 *See* College Savings Bank, 527 U.S. at 683. Seminole Tribe 判決については、後掲注(68)以下を参照。

的放棄に関する Parden 判決を完全に覆したことになる。ただし、実体として推定的放棄の法理は、1987年の Welch 判決により適用が困難となっていた。そこで、1990年代の争点は、連邦議会が保持する立法権による直接的な主権免責の排除へと移っていったのである。

## 第2章 連邦議会による主権免責の排除に関する判例

### 第1節 Fitzpatrick 判決（1976年）

Parden 判決（1964年）以降の主権免責の推定的放棄事例とは別個に、それらと並行して、連邦議会が自らの憲法的権限を行使することで、直接的に州の主権免責を排除することができるか否かが、連邦最高裁判所で問われることになった。もっとも、この問題に関する最初の判決では、憲法1条ではなく、修正14条5項に基づく連邦議会の立法権の行使が争われていた。現在同条項は、連邦議会による州の主権免責の排除の憲法的根拠として、一つのカテゴリーを構成している<sup>(51)</sup>。

Fitzpatrick v. Bitzer, 427 U.S. 445 (1976) において問題となった Title VII of the Civil Rights Act は、修正14条5項に基づき連邦議会が定めたもので、人種等を理由とした州の雇用差別について、個人が連邦裁判所に損害賠償請求訴訟を提起することを認めていた。

Rehnquist 判事による Fitzpatrick 判決法廷意見は、州の主権免責が排除されるとの結論部分について全員一致であった。まず、法廷意見は、南北戦争後に各州が批准した修正14条について、州権限に対する制限を極め

---

(51) 連邦議会による州の主権免責の排除に関する憲法1条の立法権と修正14条5項の相違点について、詳しくは、木南・前掲注⑫26頁以下、浅香・前掲注⑫142頁以下等を参照。

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察で明確に想定しているものとし<sup>(52)</sup>、最高裁は当該修正条項が「意図していたのは、実際のところ、州権限の制限と議会権限の拡大である」と認識していたとする<sup>(53)</sup>。そこで法廷意見は、修正11条、およびそれが具体化する州の主権免責の原則が、修正14条5項の執行規定によって制限されているとみなす。同条項により連邦議会は、州の権限に対する重要な制限となる修正14条(1項から4項まで)の実体的条項を「適切な立法によって」執行する権限(同条5項)を明示的に付与されているのである。このように、同判決は、議会は修正14条を執行するためにどのような立法が適切かを決定する際に、他の文脈では憲法上許されない州等に対する訴訟を規定することができる<sup>(54)</sup>、Edelman 判決との相違点を示して見せたのである<sup>(55)</sup>。

連邦議会在修正14条5項に基づき州の主権免責を排除する法律を制定できるとの Fitzpatrick 判決の先例としての地位は、現在においても原則として維持されている<sup>(56)</sup>。

## 第2節 Union Gas 判決(1989年)

Pennsylvania v. Union Gas Co., 491 U.S. 1 (1989) は<sup>(57)</sup>、憲法1条8節

---

(52) Fitzpatrick v. Bitzer, 427 U.S. 445, 453 (1976).

(53) See Ex parte Virginia, 100 U.S. 339, 345 (1880).

(54) Fitzpatrick, 427 U.S. at 456.

(55) *Id.* at 456 & n.11. これに対して Brennan 判事の結果同意意見は、州は他州の市民による訴訟に対してのみ憲法修正11条を抗弁として主張できるのであり、そもそも州には主権免責は認められないとの理由で、法廷意見の結論に同調した。*Id.* at 457 (Brennan, J., concurring in the judgement). また、Stevens 判事は、本件においては修正14条ではなく、通商規制権限が州の雇用条件を規制する連邦法を支持するのに十分広範であるとして、法廷意見の結論に同調していた。*Id.* at 458 (Stevens, J., concurring in the judgement).

(56) See e.g., Torres v. Texas Department of Public Safety, 142 S. Ct. 2455, 2462 (2022).

(57) Union Gas 判決については、木南・前掲注⑫26頁以下、浅香・前掲注⑫145頁以下、田島 裕「合衆国憲法第11修正の州主権免責—Pennsylvania v. ♂

が列挙する連邦議会の立法権による主権免責の直接的排除を初めて認めたことで、画期的な判決となった。その反面、同判決は、結論部分について相対多数意見4名と理由付けの異なる1名の計5名が一致したもので、先例として不安定であり、事実、その後の裁判官構成の変更により、明白な判例変更を受けている。

Union Gas 判決では、憲法1条8節3項の州際通商条項に基づき制定された連邦法、およびその後の改正法により、直接的に州の主権免責を排除できるか否かが争われていた。Brennan 判事による法廷意見 (Marshall, Blackmun, Stevens, Scalia 各判事同調) は、まず、連邦政府の主権免責を放棄する条文と同様の文言が用いられている等、6項目について吟味したうえで、州の主権免責を排除する立法目的が明白に示されているとした<sup>(58)</sup>。次に、Brennan 判事 (Marshall, Blackmun, Stevens 各判事同調) による相対多数意見は、州際通商規制条項に基づき立法する場合、連邦議会には州に対して連邦裁判所における賠償責任を負わせる権限が付与されているとし、本件への修正11条の適用を否定したのである。

Union Gas 判決相対多数意見は、州際通商規制条項が連邦議会に州の主権免責を排除する権限を付与したと直接判断した先例はないとしつつ、判例がまぎれもなくそのような結論に至る道を示しているとする。まず、Parden 判決は、主権免責の放棄に関わる事件として言及されているが<sup>(59)</sup>、通商を規制する連邦議会の権限には、訴訟に対する州の免責を直接排除する権限が含まれているという確固たる基礎があるとみなせる<sup>(60)</sup>。州の主権免責を排除するとの議会目的が不明確であるとした Employees 判決も同

---

↘ Union Gas Company, 491 U.S. 1 (1989) (憲法訴訟研究会 -50-)」ジュリスト 978号 (1991年) 150頁以下等を参照のこと。

(58) 浅香・前掲注(12)145頁を参照。

(59) Fitzpatrick, 427 U.S. at 451.

(60) Pennsylvania v. Union Gas Co., 491 U.S. 1, 14 (1989).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察様であり、通商規制権限に州の訴訟に対する免責を無効にする権限が含まれるとしない限り、そもそもこのような結論には至らない<sup>(61)</sup>。

また、相対多数意見は、修正14条5項に関する Fitzpatrick 判決の論理は、同様に連邦の権限を拡大し州の権限を制限する、全体的な権限付与規定である1条8節3項の州際通商条項にも適用できるとする<sup>(62)</sup>。時系列の問題として、修正11条により憲法制定以前から存在する州の主権免責の法理が具体化されたとすれば、憲法1条8節3項による主権免責の排除はあり得る。また、修正11条そのものは、議会が保持する主権免責を排除する（憲法1条）権限に影響するものではなく、（憲法3条の）連邦司法権の制限のみにかかわる規定である<sup>(63)</sup>。さらに、Hans 判決は、連邦裁判所法によって修正11条の主権免責が覆されることはないとしたが、連邦議会の他の立法が州の主権免責を排除できないことを立証するものではない<sup>(64)</sup>。

さらに、相対多数意見は、これまで最高裁が「憲法制定会議のプランにおいて主権免責が放棄された場合」、州は当該免責を享受できないと認めっていると指摘する<sup>(65)</sup>。州際通商条項により連邦議会に付与された権限は、州に損害賠償責任を負わせる権限がなければ不完全なものとなる。このため、（憲法の批准により）各邦が連邦議会に州際通商規制権限を与えた範囲内において、議会が権限行使の際に必要なと考えた場合には、州も

---

(61) *Id.* at 14-15.

(62) *Id.* at 16-17.

(63) *Id.* at 17-18.

(64) *Id.* at 18-19.

(65) *Principality of Monaco v. Mississippi*, 292 U.S. 313, 322-323 (1934), quoted *The Federalist* No. 81, p. 657 (H. Dawson ed. 1876) (A. Hamilton). もっとも、Hamilton は、「憲法制定会議のプランにおいて主権免責が放棄された場合」以外では、州に主権が残されていると述べており、あくまでも州の主権免責が確認された文脈である。*Monaco* 判決については、木南 敦「合衆国修正11条の成立と展開」法学論叢126巻4・5・6合併号（1990年）338頁、348頁以下を参照。

その主権免責を放棄したことになる。各邦は、通商条項を含む合衆国憲法を批准する際に、州の主権免責の放棄に一括して同意を与えたのである<sup>(66)</sup>。

以上のように、Union Gas 判決の相対多数意見は、憲法1条8節3項に各州を連邦裁判所における損害賠償訴訟の被告とする権限が含まれるとし、各邦は憲法批准時に当該主権免責の放棄に同意したと認めた。Union Gas 判決の論理構成は、一見すると、Torres 判決の骨格部分と同様である。特に、州際通商条項に基づく立法権に関して、「憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責の放棄が存在するとしている点で、事実上 Torres 判決の先例としてみなせる可能性を持つ<sup>(67)</sup>。しかしながら、裁判官構成に安定性を欠いていた Union Gas 判決は、その後の最高裁によって破棄されることになる。

### 第3節 Seminole Tribe 判決 (1996年)

Union Gas 判決を覆し、憲法1条8節に基づく州の主権免責排除を明確に否定したのが、Seminole Tribe of Florida v. Florida, 517 U.S. 44 (1996) である<sup>(68)</sup>。同判決では、The Indian Gaming Regulatory Act により連邦議会が定めた、インディアン部族が州を被告として誠実な交渉を求める訴訟を連邦地方裁判所に提起できるとする規定が争われた。

---

(66) Union Gas, 491 U.S. at 19-20.

(67) 大林文敏「州の主権免責は破産に関する立法権限に及ぶか—Central Virginia Community College v. Katz, 126 S. Ct. 990 (2006)」ジュリスト1356号 (2008年) 203頁, 208-209頁以下参照。

(68) 同判決について詳しくは、浅香吉幹「Seminole Tribe of Florida v. Florida, 116 S. Ct. 1114 (1996) —合衆国憲法第1編8節3項に基づきインディアン部族との通商ないし州際通商を規制する合衆国議会の立法では、連邦裁判所における州の sovereign immunity (主権免責) を排除することはできない」アメリカ法【1997-2】(1998年) 211頁以下を参照。



「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察

Rehnquist 長官による法廷意見（O'Connor, Scalia, Kennedy, Thomas 各判事同調）は、当該連邦法により州の主権免責を放棄するという連邦議会の明確な意図を確認しつつ、Union Gas 判決を覆し、1条8節3項のインディアン部族との通商条項は連邦議会に主権免責を排除する権限を与えていないと結論付け、同意しない州を訴える権利を認めなかった。

まず、法廷意見は、州の主権免責を排除する議会権限として判例が認めたのが、修正11条制定後の修正14条と、修正11条以前の1条8節3項に関する2件のみであると確認する。Fitzpatrick 判決では、修正14条が、州の自律に介入し連邦権力を拡大することによって、憲法上の州と連邦の権力のバランスを根本的に変えたことを認識していた<sup>(69)</sup>。その結果、修正14条5項は、修正11条により保障された州の主権免責を連邦議会が排除することを認めたものと判断されたのである<sup>(70)</sup>。

法廷意見は、これに対して、憲法1条8節に関する Union Gas 判決相対多数意見の論理について、確立した連邦主義の法理から大きく逸脱しており、Hans 判決における決定を実質的に無効にしていると批判した<sup>(71)</sup>。Union Gas 判決当時、修正11条が、州の主権免責が第3条の下での連邦裁判所の管轄権を制限するという憲法上の原則を示すものであることは、すでに十分に確立していた。しかし、Union Gas 判決相対多数意見の結論は、連邦議会が憲法1条を根拠として憲法3条に基づく連邦裁判所の管轄範囲を拡大できるとしており、「連邦裁判所の管轄権の許容範囲を示す独占的カタログである第3条に対する我々の不変のアプローチに矛盾する」ものである<sup>(72)</sup>。Union Gas 判決以前には、修正14条以外の憲法条項に

---

(69) See Fitzpatrick, 427 U.S. at 455. 前掲注(53)を参照。

(70) Seminole Tribe of Florida v. Florida, 517 U.S. 44, 59 (1996).

(71) *Id.* at 64.

(72) *Id.* at 65. See Union Gas, 491 U.S. at 39 (Scalia, J., dissenting).

に基づき、連邦議会が憲法3条の範囲を拡大できると示したことはなかったのである。

そこで法廷意見は、Union Gas 判決相対多数意見の判断について、判例を誤読していたとみなす<sup>(73)</sup>。Union Gas 判決は、州が主権免責を放棄することができるという、本案と完全に無関係な命題を認めた Parden 判決を自らの判断を支持するものとし、また、初期の判決において議論のために仮定されていた州際通商に関する命題を判例として引用した Welch 判決を先例として挙げていたのである<sup>(74)</sup>。また、Fitzpatrick 判決で問題となった修正14条は、憲法3条と修正11条によって確立された州権力と連邦権力との既存のバランスを変更するために機能していた<sup>(75)</sup>。このため、Fitzpatrick 判決は、「憲法の先行規定（1条8節）に依拠して、（その後の）修正11条に具体化された原則を制限する」ことを正当化することはできないのである<sup>(76)</sup>。

Seminole Tribe 判決法廷意見は、Union Gas 判決を覆すにあたり、修正11条により具体化されている州の主権免責の背景的原則について、訴訟の対象がインディアン部族との通商規制のように連邦政府の排他的支配下にある分野であっても、消滅するものではないと再確認している<sup>(77)</sup>。憲法が特定の分野に関する完全な立法権を議会に与えている場合でも、修正11条は、同意していない州に対する私的当事者の訴訟を議会が承認することを妨げている。修正11条は憲法3条に基づく連邦司法権を制限しており、

---

(73) Seminole Tribe, 517 U.S. at 65. See Union Gas, 491 U.S. at 40-41 (Scalia, J., dissenting).

(74) Seminole Tribe, 517 U.S. at 65. See Union Gas, 491 U.S. at 15.

(75) Seminole Tribe, 517 U.S. at 65-66. See Fitzpatrick, 427 U.S. at 454.

(76) Seminole Tribe, 517 U.S. at 66. See Union Gas, 491 U.S. at 42 (Scalia, J., dissenting).

(77) Seminole Tribe, 517 U.S. at 72.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
憲法1条は連邦司法管轄に課せられた憲法上の制限を回避するために利用できないのである<sup>(78)</sup>。

以上のように、Seminole Tribe 判決が、憲法1条8節に基づく州の主権免責の排除権限を明白に否定した点は確かであり、同様の事例である Torres 判決が異なる結論を示すうえで回避すべき障壁となり、他の論理の提案が求められる所以であった。

これに対して Stevens 判事による反対意見は、修正11条の範囲外の主権免責についてコモン・ロー上のものであるとし、連邦議会が排除できないような憲法上の存在ではないとして、法廷意見の採用する州の主権免責の法理と決別する姿勢を示した。Stevens 判事によれば、州が訴訟に不同意であることは、修正11条の明文でカバーされていない訴訟において、州による連邦法の違反を連邦裁判所に救済させる権限を連邦議会に付与することには影響しないのである<sup>(79)</sup>。

また Souter 判事による反対意見 (Ginsburg, Breyer 各判事同調) は、法廷意見が連邦議会には連邦法上の権利を主張する個人の要請により州を連邦裁判所の管轄に服させる権限がないと判断したものと批判する<sup>(80)</sup>。憲法批准後、州と州民でない者との間の訴訟における主権免責は否定的に捉えられており、Chisholm 判決がそれを裏付けていた。Chisholm 判決は修正11条により変更されるが、それは主権免責について言及したのではなく、州籍相違事件についての司法管轄権の変更に過ぎない。そこで、反対意見は、連邦問題に関する主権免責は、憲法制定前後を通して議論されておらず、否定されるものとするのが一般的理解とする。この点 Hans 判決は、州民ではない者による連邦問題管轄権事件について修正11条の範

---

(78) *Id.*

(79) *Id.* at 88 (Stevens, J., dissenting).

(80) *Id.* at 100 (Souter, J., dissenting).

囿りと誤読し、その結果、(当該事例である)州民による連邦問題訴訟についても同様の結論を導いたのである<sup>(81)</sup>。Souter 判事は、Hans 判決を批判的に検討すれば、最近の論者のほとんどが結論付けているように、同判決が誤って決定されたものであることが理解できるとした<sup>(82)</sup>。

Souter 判事の反対意見は、歴史的経緯を検討し、Hans 判決が憲法的主権免責ではなく、非憲法的なコモン・ロー上の主権免責 (non-constitutional common-law immunity) により事件を解決していたとした<sup>(83)</sup>。そして、本件法廷意見は、そのようなコモン・ロー上の州の主権免責を支持する立場である。それに対して反対意見は、そのような判断について、新しい法制度に組み込まれるコモン・ローの準則が、当該規則を修正し、廃止できる連邦議会の立法権を超えているとし、立法部権限を犠牲にしてコモン・ローの準則を憲法化するものであって、憲法起草者の意図に反するとみなした<sup>(84)</sup>。

そこで、Souter 判事反対意見は、連邦裁判所で認められる州の主権免責について、連邦議会が無効にできると結論した。インディアン部族のメンバーはフロリダ州の市民であるため、修正11条の適用はなく、連邦法により州の訴訟に対する主権免責を議会が排除することを妨げるものではないのである。

このように Souter 判事反対意見は、州の主権免責の憲法的位置付けを示した Hans 判決について明確に誤りと断じ、主権免責の根拠を憲法からコモン・ローに移したことになる。有力な学説と同様の論理によるとみられるものの<sup>(85)</sup>、最高裁多数派とは決定的な解離を示したことになる。

---

(81) *Id.* at 101-102 (Souter, J., dissenting).

(82) *Id.* at 111 & n.8 (Souter, J., dissenting).

(83) *Id.* at 124 (Souter, J., dissenting).

(84) *Id.* at 159 (Souter, J., dissenting).

(85) *See* Baude, *supra* note 12, at 5.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察

いずれにせよ、Seminole Tribe 判決により、修正14条5項以外の連邦議会の立法権に基づき州の主権免責を排除することは困難になった<sup>(86)</sup>。次に、最高裁による Seminole Tribe 判決の先例としての位置付けを確認する。

#### 第4節 Florida Prepaid 判決 (1999年)

Florida Prepaid Postsecondary Education Expense Board v. College Savings Bank, 527 U.S. 627 (1999) では、最高裁が Seminole Tribe 判決の維持を宣言し、憲法1条8節8項の特許条項に基づく主権免責の排除を否定した。この結果、1条8節の各項を根拠とする主権免責の排除が一層困難となった。

The Patent Remedy Act は、州および州機関が修正11条に基づき特許侵害訴訟から免責されることを明示的に排除している<sup>(87)</sup>。ニュージャージー州の銀行 College Savings Bank は、フロリダ州の機関が年金契約で用いられる融資方法特許を侵害したとして、ニュージャージー地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。被告州機関は、同法が憲法1条の立法権限を

---

(86) 浅香・前掲注(68)216頁を参照。この結果、「連邦裁判所に専属管轄権が認められている領域—特許、著作権、反トラスト、破産など—で、州を当事者とする必要が高くとも、それができなくなる」と指摘する。浅香・前掲注(68)216頁。

(87) 議会による州の主権免責排除問題の最初の関門である、議会意図の明白性については、本件法廷意見も明確に認めている。See Florida Prepaid Postsecondary Education Expense Board v. College Savings Bank, 527 U.S. 627, 535 (1999). See also Dellmuth v. Muth, 491 U.S. 223, 228 (1989). Dellmuth 判決は、Union Gas 判決と同日に示されたもので、修正14条5項に基づく連邦法について、主権免責についての明白な意図が示されていないと判示している。Dellmuth 判決については浅香・前掲注(12)114頁以下、堀田哲一郎「Dellmuth v. Muth 判決 (1989) へのアメリカ連邦議会対応—特に州主権免責除外問題をめぐって」教育行政学研究16号 (1994年) 8頁以下等を参照。

違憲的に行使したものとして訴えの却下を求めたため、原告側に合衆国政府が訴訟参加した。原告は、議会が修正14条5項に基づく権限を適切に行使していると反論した。連邦地方裁判所は、州機関による却下の申し立てを否定し、連邦巡回区控訴裁判所もこの判決を支持した。これに対して連邦最高裁判所は、控訴裁判所の判断を破棄し、地裁に差し戻した。法廷意見は Rehnquist 長官が執筆し、O'Connor, Scalia, Kennedy, Thomas 各判事が同調した。裁判官構成は Seminole Tribe 判決と同じである。

まず、法廷意見は、Seminole Tribe 判決を引用し、提起されている問題について、第1に連邦議会が主権免責を排除するとの意図を明白に表明していたか否か、第2に連邦議会は有効な権限行使に基づき当該立法を行ったか否かを確認すると述べる<sup>(88)</sup>。第1の点については両当事者とも争いがなく、当該立法において特許侵害について、修正11条もしくは他の主権免責の法理に基づく免責を受けられない旨が明言されており、連邦議会の意図は明確である<sup>(89)</sup>。

そこで、連邦議会は、(立法記録によれば、)当該連邦法における州の主権免責の排除に関する議会権限の憲法上の根拠について、憲法1条8節8項の特許条項、1条8節3項の通商条項、および修正14条5項であると主張していた<sup>(90)</sup>。これに対して法廷意見は、第1条権限に基づく主権免責の排除を認めた唯一の判決である Union Gas 判決が、Seminole Tribe 判決によって覆されていると指摘する。Seminole Tribe 判決は、憲法1条の権限に従って州の主権免責を排除できないことを明確にしておき、したがって、当該連邦法は、通商条項と特許条項のいずれにおいても支持されない。連邦巡回区控訴裁はこのことを認めており、College Savings 銀

---

(88) See *Seminole Tribe*, 517 U.S. at 55.

(89) *Florida Prepaid*, 527 U.S. at 635

(90) *Id.* at 635-636 & n.4. See S. Rep. at 7-8; H. R. Res. at 39-40.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
行と訴訟参加した合衆国もこの点を争うものではない<sup>(91)</sup>。

次に、法廷意見は、修正14条5項に基づく主権免責の排除についても、本件においては支持できないとした。(州の主権免責の)排除法が修正14条5項の下で「適切」(appropriate)とされるためには、修正14条の実質的禁止事項を侵害する行為を「救済または防止」するために調整されなければならない<sup>(92)</sup>。また、「防止または救済されるべき損害と、その目的のために採用された手段との間に、一致と比例 (congruence and proportionality)」がなければならない<sup>(93)</sup>。しかし、当該連邦法を制定する際に、連邦議会は州による特許権侵害のパターンを特定していない<sup>(94)</sup>。また、立法記録も議会が(州がデュー・プロセスを伴わずに特許権者から財産を簞奪するとの)修正14条違反を是正しようとしていたとの命題をわずかに示すのみである<sup>(95)</sup>。同法の規定は、想定される救済、または予防目的に対してほとんど比例しておらず、違法行為に対応し、防止するために設計されたものとして理解することができない<sup>(96)</sup>。

これに対して Stevens 判事による反対意見 (Souter, Ginsburg, Breyer

---

(91) Florida Prepaid, 527 U.S. at 636.

(92) City of Boerne v. Flores, 521 U.S. 507, 519 (1997). Boerne 判決が示した審査基準について詳しくは、植木 淳「修正11条「州の主権免責」と「障害をもつアメリカ人に関する法律」(ADA) —Tennessee v. Lane 判決という転回点」北九州市立大学法政論集 35巻1号 (2007年) 1頁, 3頁以下, 木南 敦「合衆国憲法修正14条5項に基づく議会の立法—裁判所の憲法, 議会の憲法, 人民の憲法—」初宿正典・米沢広一・松井茂記・市川正人・土井真一編『国民主権と法の支配』(佐藤幸治先生古稀記念論文集 [上巻]) (2008年, 成文堂) 131頁, 153頁以下を参照のこと。

(93) City of Boerne, 521 U.S. at 520.

(94) Florida Prepaid, 527 U.S. at 640.

(95) *Id.* at 642.

(96) *Id.* at 646. また、同法の無制限の範囲は、議会の手段が14条5項の下で合法的な目的に比例することを確実にすべきとの原則を逸脱しているとした。*Id.* at 647.

各判事同調)は、州による特許権侵害に対する効果的な州の救済措置がなく、そうした州の救済措置に対する法的専占を考えると、当該連邦法は、デュー・プロセスなしに州が財産を奪うことを防止するという修正14条5項に基づく議会権限の行使として適切であるとした<sup>(97)</sup>。

このように、同判決の結果、憲法1条権限に基づく州の主権免責の排除を認容する余地はなくなり、修正14条に基づく排除についても制限がかかることになったのである<sup>(98)</sup>。

---

(97) *Id.* at 649 (Stevens, J., dissenting). そのように結論付けた後、Stevens判事は、法廷意見が採用した積極的な州の主権免責の法理に対して反対し続けることを宣言する。*Id.* at 664 (Stevens, J., dissenting). 「主権免責の教義を劇的に拡大した *Seminole Tribe* 判決の全範囲は予測不可能であり、しかもその範囲は憲法条文ではなく、憲法の周辺部に対する現在の(最高裁)多数派の認識によってのみ定義されるものである。このような拡大解釈と司法による州の権利の保護が一巡するまでは、*Seminole Tribe* 判決の反対意見や同事件に関する学術的な解説で表明された見解に同意することを表明し続けるだろう。」*Id.* at 665 (Stevens, J., dissenting)。

(98) 修正14条5項に基づく主権免責の制限に関する判例の展開については、芹澤英明「憲法第11修正の州の主権免責規定により、アメリカ障害者法が連邦裁判所で州政府に適用される限りにおいて違憲とされた事例—*Board of Trustees of the University of Alabama v. Garrett*, 121 S. Ct. 955 (2001)」*ジュリスト*1206号(2001年)266頁以下、勝田卓也「*Board of Trustees of the University of Alabama v. Garrett*, 531 U.S. 121 S. Ct. 955 (2001) — 第11修正の州免責原則は、ADA第1編に基づき私人が州を被告として金銭賠償を求める訴訟を連邦裁判所に提起することを許さない」*アメリカ法*【2001-2】(2001年)482頁以下、大林文敏「ADAは州の主権免責を排除できるか—*Board of Trustees of the University of Alabama v. Garrett*, 531 U.S. 356, 121 S. Ct. 955 (2001)」*ジュリスト*1262号(2004年)150頁以下、植木・前掲注(92)、木南・前掲注(92)、浅香吉幹「*Coleman v. Court of Appeals of Maryland*, 132 S. Ct. 1327 (2012) — 州政府機関の被用者に傷病休暇を保障した連邦法上の規定は、介護休暇保障規定とは区別され、州の主権免責を排除できない」*アメリカ法*【2012-1】(2012年)178頁以下等を参照のこと。なお、本件 *Florida Prepaid* 判決と同日に、連邦最高裁は同じ当事者が立場を入れ替えた、*College Savings Bank v. Florida Prepaid Postsecondary Education Board*, 527 U.S. 666 (1999) において、*Parden* 判決を明確に覆した。前掲注(46)以下を参照。



## 第5節 Alden 判決 (1999年)

Seminole Tribe 判決後の判例の中で、Torres 判決に関するもので重要なのが、州裁判所における主権免責が争われた Alden v. Maine, 527 U.S. 706 (1999) である<sup>(99)</sup>。同事件では、州に雇用されていた者が連邦法 Fair Labor Standard Act 違反に対する損害賠償訴訟を連邦地方裁判所に提起したものの、Seminole Tribe 判決に基づき却下されたため<sup>(100)</sup>、改めて州を被告として州裁判所に提訴したものである。Kennedy 判事の法廷意見 (Rehnquist 長官, O'Connor, Scalia, Thomas 各判事同調) は、憲法1条には、自州の裁判所における訴訟に同意していない州に対して、私的当事者が提起した損害賠償訴訟に服させる権限は含まれていないと結論した<sup>(101)</sup>。

法廷意見は、まず州の主権免責について、修正11条に由来するものでも、また、限定されるものでもなく、憲法的構造、その歴史、および連邦最高裁判所の解釈が明らかにしているように、憲法制定会議のプランや修正14条等のように憲法修正によって変更される場合を除いて、各邦が憲法批准以前から享受し、現在においても維持している州の主権の基本的側面であるとする<sup>(102)</sup>。その上で法廷意見は、歴史、慣行、判例および憲法的構造に照らせば、憲法1条の権限には、不同意の州を州裁判所での私的当事

---

(99) Alden 判決について詳しくは、木南 敦「Alden v. Maine, 119 S. Ct. 2240 (1999) —合衆国議会が合衆国憲法1条に定められる権限に基づいて立法した場合、その立法によって、ある州がその州の裁判所で同意なしに訴追されないという主権免除を廃棄することができない」アメリカ法【2000-2】(2000年)341頁以下を参照。Torres 判決の Thomas 判事反対意見は、Alden 判決が先例であるべきと明言していた。See Torres, 142 S. Ct. at 2469-2470 (Thomas, J., concurring). 後掲注<sup>(338)</sup>以下を参照。

(100) Mills v. State, 1996 U.S. Dist. LEXIS 9985, 1996 WL 400510 (D. Me. July 3, 1996), aff'd, 118 F. 3d 37 (1st Cir. 1997).

(101) Alden v. Maine, 527 U.S. 706, 712 (1999).

(102) *Id.* at 712-713.

者による損害賠償訴訟に服させる権限は含まれていないとした<sup>(103)</sup>。

連邦議会は、憲法上の設計 (the constitutional design) に従って、州がこの訴訟に関する権限を議会に移譲することを要求されたとの証拠がある場合にのみ、憲法1条の権限を行使し、州を自州の裁判所での訴訟に服させることができる。しかし、憲法の文言も最近の主権免責に関する判決も、州がその主権を放棄することを要求されたことを立証していない<sup>(104)</sup>。憲法は、連邦議会が列举権限の範囲内で行動する際に、国の最高法規を定める権限を委任しているものの、連邦法が州自身ではなく連邦権力に由来するとの理由で、州が当該法の下で生じる請求に対して主権免責を主張することを妨げるものではない<sup>(105)</sup>。また、法廷意見は、連邦議会に委任された憲法1条の特定の権限に、必要かつ適切条項、もしくは他の条項により、列举権限の範囲内の目的を達成する手段として、各州を私的訴訟に服させる付随的な権限が必ず含まれると結論付けることもできないとした<sup>(106)</sup>。

法廷意見は、このような判例の論理は、州裁判所の訴訟にも適用されると考える<sup>(107)</sup>。たしかに、これまでの最高裁判例は、州裁判所において修正11条が適用されないことを示唆するものであった<sup>(108)</sup>。しかし、修正11条の文字通りの文言は、州の憲法上の主権免責を網羅的に説明するものではなく、また、判例も、州が自州の法廷における免責を保持するかどうかという本件の問題について決定していないと解される<sup>(109)</sup>。建国者が自州の裁判所における州の主権免責について沈黙したことは、自州裁判所での州の主

---

(103) *Id.* at 713.

(104) *Id.* at 731.

(105) *Id.*

(106) *Id.* at 732.

(107) *Id.* at 733.

(108) *Id.* at 735. *See E.g.*, *Hilton v. South Carolina Public Railways Commission*, 502 U.S. 197, 205 (1991). 「修正11条は、州裁判所において適用しない。」 *See Id.*

(109) *Alden*, 527 U.S. at 735-736.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
権免責が明確に確立されており、新憲法がそれを変更するとは誰も考えて  
いなかったことを示している<sup>(110)</sup>。また、修正11条や憲法の他の部分にも、州  
が自州の裁判所における主権免責の主張を放棄したり、連邦議会がその免  
責を排除する権限を有することを示唆するものはない<sup>(111)</sup>。

そこで、法廷意見は、連邦主義の本質的原則と、憲法上の設計における  
州裁判所の特別な役割を検討すると、訴訟に同意していない州に対して自  
州の裁判所で私的訴訟を起こさせる連邦議会の権限は、憲法的構造と矛盾  
しているという結論に至る<sup>(112)</sup>。法廷意見は、不同意の州に対する私的訴訟  
を自州裁判所で提起させることを授權する連邦議会権限が、連邦の法廷で  
の訴訟を認める権限よりも、さらに州主権を傷つけることになることす  
る<sup>(113)</sup>。憲法6条の最高法規条項は、州裁判官に対して特定の義務を課して  
いるものの、州裁判所の裁判官に対して、連邦裁判所より大きな義務を課  
しているというような深刻な議論はありえない<sup>(114)</sup>。法廷意見は、連邦議会  
が、合衆国の司法権の範囲外であり、連邦裁判所で審理できないような連  
邦訴訟 (federal suits) を、州裁判所で審理することを要求することは、  
いかなる憲法上の教義も認めないとした<sup>(115)</sup>。

これに対して、Souter 判事の反対意見 (Stevens, Ginsburg, Breyer 各  
判事同調) は、憲法制定会議では、自然法であれコモン・ローであれ、主  
権免責の概念が直ちに議論の対象となることはなく、自州の法廷における  
州の主権免責についても言及されなかったとした。しかし、この沈黙は、  
建国者世代が、この特権をコモン・ローの創造ではなく、州に固有の権利

---

(110) *Id.* at 741.

(111) *Id.* at 742-743.

(112) *Id.* at 748.

(113) *Id.* at 749.

(114) *Id.* at 753.

(115) *Id.* at 754.

として確立されたものと考えていたことを物語っているわけではない。むしろ、単に、憲法制定会議において、この問題が参加者の関心事ではなかったことを示しているにすぎないのである<sup>(116)</sup>。もし、主権免責が州の享受する主権の固有の特性であるという自然法的思考が建国当時に広く受け入れられていたとすれば、Chisholm 判決における5名の裁判官の意見に反映されていると予想されるが、そのような見解はどの意見にも出てこない<sup>(117)</sup>。また、反対意見は、修正11条の起草者が、州法に関して自州の裁判所における主権免責を想定していた可能性はあるとしつつ、連邦法の問題に関して自州裁判所における主権免責を享受すると考えていたとは思えないとした<sup>(118)</sup>。

このように Alden 判決は、州裁判所における州の主権免責を肯定した。Torres 判決は、州裁判所での主権免責を否定しているが、本件反対意見の立場ではなく、あくまでも当該事件に即した憲法制定会議のプランの法理に基づくものであり、Alden 判決そのものを否定していたわけではない点に注意が必要である。

### 第3章 「憲法制定会議のプラン」審査の展開

Hamilton の「憲法制定会議のプラン」文言を援用する形で、州の主権免責の例外枠を拡大する判決は、21世紀に始まった。The Federalist No. 81 における当該文言の位置は、あくまでも州の主権免責を肯定する文脈での例外的設定であるだけに、その具体的に意味するものに関して吟味が求められる。特に、Seminole Tribe 判決が憲法1条8節の立法権の行使

---

(116) *Id.* at 772 (Souter, J., dissenting).

(117) *Id.* at 781 (Souter, J., dissenting).

(118) *Id.* at 794 (Souter, J., dissenting).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察による州の主権免責排除を明示的に否定しており、18世紀の「憲法制定会議のプラン」文言を用いた21世紀の諸判決が20世紀の判例をどのように回避するのか、あるいは、そもそも回避できているのかが問われるところである。

### 第1節 Katz 判決 (2006年)

Seminole Tribe 判決が維持されている中で、主権免責の推定的放棄の判断は厳格化され、また、憲法1条8節に基づく連邦議会による直接的な主権免責の排除も不可能となっていた。この中で、憲法制定会議のプランに基づく州の主権免責の放棄を認め、Torres 判決の事実上の先例となったのが、憲法1条8節4項の破産条項にかかわる Central Virginia Community College v. Katz, 546 U.S. 356 (2006)<sup>(119)</sup> である。

破産条項は、「合衆国全土に適用される統一的な破産に関する法律」を制定する権限を議会に与えている。本件 Katz 判決の直前に連邦最高裁判所が関与した Tennessee Student Assistance Corporation v. Hood, 541 U.S. 440 (2004)<sup>(120)</sup> では、州機関が保証する学生奨学金ローンに関する破産免責の認定の際に、連邦法である The Bankruptcy Code の主権免責放棄条項 (11 USCS § 106 (a)) が、州の主権免責を排除しているかが争われていた。ところが、Rehnquist 長官による Hood 判決法廷意見 (Stevens, O'Connor, Kennedy, Souter, Ginsburg, Breyer 各判事同調) は、憲法の

---

(119) 本判決について詳細は、大林・前掲注(67)203頁以下、小杉丈夫「英米法研究(第40回)破産の否認権行使に基づく金銭請求訴訟と州の主権免除」法律のひろば59巻10号(2006年)57頁以下、小杉丈夫「破産の否認権行使に基づく金銭請求訴訟と州の主権免除」藤倉浩一郎・小杉丈夫編『衆議のかたち2 アメリカ連邦最高裁判所判例研究2005-2013』(2017年、羽鳥書店)195頁以下を参照のこと。

(120) Hood 判決については、小杉・前掲注(119)60頁以下を参照のこと。

破産条項に基づく連邦法が主権免責を排除するか否かの問題について、判断を示さなかった<sup>(121)</sup>。Hood 判決は、債務に関する破産裁判所の管轄権は、人格ではなく、財産を前提とするものであるとし<sup>(122)</sup>、そのような in rem (対物) 管轄権の行使が州の主権を侵害するとの判例を見いだせないとした。したがって、当該事件における連邦破産裁判所における判断は、修正11条の目的上、州に対する訴訟には該当しないとして、連邦法の適用を認容したのである<sup>(123)</sup>。Katz 判決は、この Hood 判決では回避された破産条項に基づく州の主権免責問題が、異なる事例で争われていたのである。

ケンタッキー東地区連邦破産裁判所任命の破産財団の清算監督員である Katz は、訴外の破産企業が債権者である州機関に対して優先的に債務を譲渡したことについて、これが偏頗譲渡 (preferential transfer) に該当するとし、連邦法に基づき、連邦破産裁判所において当該行為の無効を確認する手続を開始した。これに対して州機関は、州の主権免責を理由として抗弁の主張を行った。連邦破産裁判所は、Hood 判決に基づき州の主権免責の申し立てを却下し<sup>(124)</sup>、連邦地方裁判所および第6巡回区連邦控訴裁判所も同意したため<sup>(125)</sup>、州側が連邦最高裁判所に上告した。

### ① Katz 判決法廷意見

最高裁における判決は5対4であり、法廷意見は Stevens 判事が執筆した (O'Connor, Souter, Ginsburg, Breyer 各判事が同調)。法廷意見は、

---

(121) Tennessee Student Assistance Corporation v. Hood, 541 U.S. 440, 443 (2004).

(122) *Id.* at 450.

(123) *Id.* at 451.

(124) Katz v. New River Community College (In re Wallace's Bookstore), 2005 Bankr. LEXIS 1723 (Bankr. E. D. Ky. 2005).

(125) Katz v. Central Virginia Community College (In re Wallace's Bookstore), 106 Fed. Appx. 341 (6th Cir. 2006).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
同様の事例を扱った Hood 判決においては、連邦法により連邦議会が有効に州の主権免責を排除したかについての論点が残されていたと確認する<sup>(126)</sup>。しかし、本件法廷意見は、そもそも、当該連邦法が偏頗譲渡回避手続に対する破産裁判所の管轄権を承認するために必要なものではなかったと結論した<sup>(127)</sup>。法廷意見は、以下のように、破産条項の歴史、憲法に挿入された理由、そして憲法批准直後に当該条項に基づき提案され、制定された法律は、破産条項が単に連邦議会へ立法権を付与したのみならず、破産分野において州の主権免責を限定的に従属させる意図を示していたとみなすのである<sup>(128)</sup>。

まず、法廷意見は、たしかに Seminole Tribe 判決の法廷意見および反対意見ともに、同事件の判旨が破産条項に適用されるとの仮定を反映しているとする。しかし Seminole Tribe 判決等での破産条項についての議論は、傍論 (dicta) であり、現在問題となっている点が十分に議論されておらず、本件を拘束しないとした<sup>(129)</sup>。

そこで、法廷意見は、すべての破産手続の重要な特徴として、債務者の全財産に対する排他的管轄権の行使、債権者間の公平な財産の分配、債務者を債務に対する追加責任から免除し「再出発」させるための全面的な免責にあるとする<sup>(130)</sup>。破産手続における「破産免責」(discharge) という用語は歴史的に二重の意味を持ち、債務の免除と債務者の刑務所からの釈放の両方を指していた<sup>(131)</sup>。単一主権のイギリスと異なり、アメリカにおいては複数の主権が協調せず、それぞれが異なる規則に従って債務者の身体と財

---

(126) Central Virginia Community College v. Katz, 546 U.S. 356, 359 (2006).

(127) *Id.* at 361–362.

(128) *Id.* at 363.

(129) *Id.*

(130) *Id.* at 363–364.

(131) *Id.* at 364.

産に対する権利を主張するため、(他邦の破産免責付与を別の邦では享受できない等)問題解決は困難となった。憲法制定会議において、破産条項の文言やその挿入に関する広範な議論が興らなかったことは、(複数の主権により発生する)問題に対して、連邦政府による統一的な対応を認めることの重要性について一般的な合意があったことを示す<sup>(132)</sup>。

法廷意見は、破産裁判権について、今日および建国当時に理解されているように、主として in rem 管轄権であると指摘する<sup>(133)</sup>。破産においては、「裁判所の管轄権は債権者ではなく、債務者とその財産を前提とする」ため、州の利益が影響を受ける場合でも、通常、その管轄権行使が州の主権を妨げることはない<sup>(134)</sup>。憲法1条8節4項の条文は、議会が「合衆国全土に適用される統一的な破産に関する法律」を制定する権限を有すると定めている。債務のための不当な拘禁を回避し、連邦破産免責をすべての州で執行可能にするという関心が、当該条項の採択の主な動機であったが、その範囲は「破産に関する」事項全体を包含している。同条項によって議会に付与された権限は、個別のセグメントの集合体ではなく、一元的な概念なのである<sup>(135)</sup>。

法廷意見は、建国者たちが「破産に関する」法律には、財産に関する権利についての単純な裁定以上のものを規定する法が含まれることを理解したであろうと想定する。そこで、連邦最高裁としては、連邦法に基づく偏頗譲渡を回復するための訴訟が、それ自体 in rem 管轄権として適切に特徴づけられるかどうかを判断する必要はない。破産条項の起草者は、連邦議会が、先取特権の偏頗譲渡を回避し、譲渡財産を回収する権限を裁判所に

---

(132) *Id.* at 368-369.

(133) *Id.* at 369.

(134) Hood, 541 U.S. at 448.

(135) Katz, 546 U.S. at 370.



「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察付与するものと理解したと考えられる。そしてこの権限は、州の刑務所から債務者を釈放する人身保護令状を発行する連邦権限と同様に、州の主権免責の主張に対して自由かつ明確に運用されるものである<sup>(136)</sup>。

そこで、法廷意見は、破産裁判所の in rem 管轄権に付随 (ancillary) する命令、例えば偏頗譲渡の返還を指示する命令が、訴訟に対する州の主権免責に関わる限りにおいて、各邦は憲法制定会議のプランでその免責を主張しないことに同意していたとする<sup>(137)</sup>。このことは、破産条項の歴史が示すように、同条項起草者の主たる目的が、競合する主権者が債務者の免責に干渉することを防ぐことにあったのみならず、憲法批准直後に (問題解決のための) 連邦破産法が検討、制定されたことから明らかである<sup>(138)</sup>。

連邦議会は、最初の破産法が成立する1800年まで、第1回議会およびその後の各議会において、統一的な連邦破産法案を検討した。1800年連邦破産法は、多くの点で当時施行されていたイギリスの破産法を模倣したもので、主として債権者の利益を図るための措置であった。1800年法は、連邦地裁によって任命された破産管理官が債務者を逮捕し、債務者の資産を差し押さえ、回収する等の権限を認めていた<sup>(139)</sup>。しかし、連邦法は、複数の主権が関与する制度の独自性と、破産条項そのものの核心にある (「合衆国全土に適用される統一的な破産に関する法律」を制定するとの) 懸念の両方を反映しており、連邦裁判所に、州の刑務所から債務者を釈放するための人身保護令状を発行する権限を付与していた。1793年の Chisholm 判決から修正11条が採択されるまでの5年間は、州の主権と訴訟への従順性についての議論が活発に行われたが、破産法や連邦裁判所への人身保護令状

---

(136) *Id.* at 372-373.

(137) *Id.* at 373.

(138) *Id.*

(139) *Id.* at 373-374.

発給権の付与に対して、州の主権免責の侵害に当たるとの異議が提起されていたとの記録はない<sup>(140)</sup>。

法廷意見は、このような歴史について、憲法1条の破産条項が州の主権に介入する議会権限の根拠になるとの見解が、修正11条に関する連邦最高裁の理解に反していないことを支持するものとした<sup>(141)</sup>。これに対して上訴人州機関は、特に、破産条項の「統一的な」文言が、既に存在していた主権免責や、これらの免責に干渉する議会権限について何らの意味も持たないと主張している<sup>(142)</sup>。しかし、憲法起草者は、各州が相互に破産免責命令の尊重を拒否する結果生じる不正義を是正する権限を、連邦議会に対して付与することを意図していた。法廷意見は、第1回議会が直ちに立法制定を検討し、第6回議会が連邦裁判所に州の刑務所から債務者を釈放する権限を付与する連邦法を制定したことが示すように、連邦破産法の立法権は、限られた範囲内ではあるが、州の主権を従属させる権限を伴うと理解されていたとしたのである<sup>(143)</sup>。

したがって、当然の結論として、各邦は憲法制定会議のプランにおいて、「破産に関する法律」に従って行われる手続に関して主権免責の抗弁を行わないことに同意したことになる<sup>(144)</sup>。この同意の範囲は限定的であり、破産手続で行使される管轄権は、州の主権に関わることのない、狭い *in rem* 管轄権であった。破産手続の主な焦点は常に *res* (もの) であったが、しかし、人身保護令状の発行を含む破産裁判所の権限の行使の中には、*res* に

---

(140) *Id.* at 375.

(141) *Id.*

(142) *Id.* at 375-376.

(143) *Id.* at 377.

(144) *Id.* See *Blatchford v. Native Village of Noatak*, 501 U.S. 775, 779 (1991). 州は、「明示的に、または『憲法制定会議のプラン』において、訴訟を起こすことに同意していない限り、連邦裁判所で訴訟を提起されることはない」。See also *Alden*, 527 U.S. at 713.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
関する単なる権利の裁定以上のものがあることは疑いない。法廷意見は、  
破産条項を批准するにあたり、各邦は、破産裁判所の in rem 管轄権行使に  
必要な手続において主張されるあらゆる主権免責について、(当該条項に)  
従属することを黙認したとした<sup>(145)</sup>。

法廷意見は、学生ローンの免責が争われた手続において主権免責を否定  
した Hood 判決、および同判決に依拠した各判決について、連邦議会が州  
の主権免責の排除課題について行ったいかなる声明にも基づくものではな  
かったとする<sup>(146)</sup>。本件判決も同様に、問題は、連邦議会が偏頗譲渡を回収  
する手続において州の主権免責を「排除」したかどうかではない。むしろ、  
州がそのような手続に従うべきであるとの議会による決定が、「破産に関  
する法律」を制定する権限の範囲内にあるか否かである。法廷意見は、そ  
の点につき疑問の余地はなく、範囲内であるとする。議会は、「破産に関  
する法律」に関する限り、州を他の債権者と同様に扱うか、あるいは連邦法  
の運用から免責するか、いずれかを選択することができる。そのような権  
限は、破産条項そのものから生じる。問題とされた主権免責の「排除」は、  
憲法制定会議のプランの中で行われたものであり、連邦法によってではな  
い<sup>(147)</sup>。

## ② Katz 判決反対意見

これに対して、Thomas 判事による反対意見 (Roberts 長官, Scalia,  
Kennedy 各判事同調) は、Alden 判決を引用し、合衆国憲法の下では、州  
はその同意があるか、または連邦議会による有効な排除がない限り、私人  
による金銭的救済訴訟の対象とはならないとした。そして、憲法 1 条は、

---

(145) Katz, 546 U.S. at 378.

(146) *Id.*

(147) *Id.* at 379.

これらについて何ら諸条件を定めていないというのが確立した原則であるとする<sup>(148)</sup>。本件法廷意見は、このような長い間確立されてきた原則を放棄し、州は破産した債務者の財産の偏頗譲渡の回復を求める破産管財人という、想定していないクラスの私人から訴えられる対象になるとした。このような結論は、憲法の文言、構造、歴史によって正当化されることはないのである。法廷意見は、州による訴訟への同意は、破産条項の歴史から確認できると主張する。しかし、歴史は、憲法の採択が単に破産法の分野で連邦の立法権限を確立したに過ぎず、訴訟に対する州の主権免責の排除を追加する意図を明示したものではないことを確認している<sup>(149)</sup>。

そこで反対意見は、Chisholm 判決から修正11条の制定を経て Hans 判決以来1世紀以上にわたって、最高裁は、不同意の州に対する連邦司法管轄権が「合衆国の司法権を確立する際に憲法が想定していなかった」ものと再確認してきたとする<sup>(150)</sup>。法廷意見は、憲法1条8節4項に州の主権免責の放棄を見いだしている。しかし、破産条項の文言には、州の主権免責の排除や制限を示唆するものはない。実際、最高裁が繰り返し指摘しているように、「修正11条は第3条の司法権を制限しており、第1条は連邦司法権に課せられた憲法上の制限を回避するために使用することはできない」のである<sup>(151)</sup>。そして、「連邦の実体法も、また、憲法1条の下での議会による排除の試みも、州が連邦裁判所で主権免責の憲法上の抗弁を提起することを妨げるものではない」というのが定説である<sup>(152)</sup>。最高裁は、この「定説」を特に適用して、1条8節内の様々な条項に基づく州の主権免責の

---

(148) Alden v. Maine, 527 U.S. 706, 748 (1999).

(149) Katz, 546 U.S. at 379-380 (Thomas, J., dissenting).

(150) *Id.* at 381 (Thomas, J., dissenting). See Seminole Tribe, 517 U.S. at 54.

(151) Seminole Tribe, 517 U.S. at 72-73.

(152) Alden, 527 U.S. at 748.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察排除を禁止してきた<sup>(153)</sup>。憲法1条の他の条項にそのような意図がないにもかかわらず、破産条項によってのみ州の主権免責を排除する意図を見いだすのは困難である。実際、判例は、この点に関して破産条項に特別なものがないことを認めるものばかりである<sup>(154)</sup>。

反対意見は、法廷意見について、破産手続における州の主権免責を排除する意図を示したとされる歴史的証拠に依拠して、判例からの逸脱を支持していると批判する。法廷意見は、破産法が州ごとに異なるのは容認し難いと考え、全国一律の破産法の制定を要求したと主張する。そして、統一的な破産法を実現するために、憲法制定会議が州の訴訟に対する主権免責を放棄することを意図していたに違いないと結論付けた。しかし、いずれの主張も不当である。法廷意見は、主権の2つの異なる属性、主権者が自州の市民を規制する法律を制定する権限と、私人による訴訟に対する主権免責を混同している。破産条項の歴史には、当該条項を憲法1条に含めることによって、建国者が後者の主権免責の側面を放棄する意図を示したものはない<sup>(155)</sup>。

例えば、憲法1条は、州際通商を規制し、著作権や特許を保護する権限を議会にも与えている。これらの規定は、破産条項に劣らず、全国的に統一された法律を求める起草者によって動機づけられたものである。したがって、最高裁は、「特許法の構築における統一性の必要性を認識してきた」<sup>(156)</sup>。それにもかかわらず、最高裁は、特許法の事例に関する統一性の必要性につき、本件法廷意見が破産の文脈で割り振ったような重み付けを拒

---

(153) Katz, 546 U.S. at 381 (Thomas, J., dissenting).

(154) Katz, 546 U.S. at 382 (Thomas, J., dissenting). See *Seminole Tribe*, 517 U.S. at 72-73 & n.16.

(155) Katz, 546 U.S. at 384 (Thomas, J., dissenting).

(156) *Florida Prepaid*, 527 U.S. at 645.

否していた<sup>(157)</sup>。また、全国的に統一された破産法の制定には、訴訟に対する主権免責の排除が必要であるとも言えない。訴訟に対する州の主権免責は、カテゴリーの異なる債権者間の取り扱いの区別と同様に、統一的な破産法という目的を損なうものではないのである<sup>(158)</sup>。

反対意見は、もし、法廷意見が Seminole Tribe 判決を完全に覆すことを望んでいるのであれば、それは一つの方法であるとする。その判断は間違っているが、少なくとも反対意見との相違の条件は明白であろう。しかし、これとは対照的に、本日の法廷意見は理解しがたいものであると批判している<sup>(159)</sup>。

### ③ Katz 判決の評価

連邦最高裁判所において1990年代の Seminole Tribe 判決型の判断が連続し、連邦議会の憲法1条権限に基づく州の主権免責の排除を憲法違反とする判断が固定されたとみなされた時期に、新たに本件 Katz 判決における「憲法制定会議のプラン」審査が示された。Stevens 判事による Katz 判決法廷意見は、憲法制定時の破産裁判の状況、憲法規定の文言、および州が被告とされる裁判の管轄権の性質等を検討し、憲法制定会議のプランにより、憲法1条8節4項の破産条項の起草者が、連邦議会に対して偏頗譲渡回避し、譲渡された財産を回収する権限を裁判所に付与する権限を付与したと認めた。破産裁判所の in rem 管轄権に付随する命令が州の主権免責にかかわるものである場合、憲法制定会議のプランに基づき各邦はその放棄に同意していたことになる。本件において問題となった裁判に関しては、州の主権免責が当該憲法条文の成立により、すでに排除されていたこ

---

(157) *Id.*

(158) Katz, 546 U.S. at 385 (Thomas, J., dissenting).

(159) *Id.* at 393 (Thomas, J., dissenting).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
とになるのである。

以上の憲法1条8節4項の解釈は、Seminole Tribe 判決等による主権免責理解と直接的に対立するものであり、本件反対意見により厳しく批判されているところである。特に、Brennan 判事相対多数意見が州際通商条項の関わる事例において「憲法制定会議のプラン」に基づく主権免責放棄の可能性について言及した Union Gas 判決が、Seminole Tribe 判決によって否定されている以上、同様の論理を本件事例に再度適用できるのかが問われるところである。

Katz 判決法廷意見は、この点につき、破産条項に関する Seminole Tribe 判決の言及を傍論であるとして切り分け<sup>(160)</sup>、破産条項の制定意図、文言の特殊性から1条8節内で個別性を際立たせ、破産裁判手続に関する歴史的検討を深めることで起草者意図を確認したうえで、さらに破産裁判所の管轄に関する判例の検討と、in rem 管轄権に関して事例を限定することで、「憲法制定会議のプラン」による主権免責の放棄を認めたのである<sup>(161)</sup>。

このような限定的な解釈に基づく法廷意見の多数派形成への努力は、法廷意見を構成した裁判官の状況からも理解できる。Katz 判決は、直近の Hood 判決において判断が回避された州の主権免責の排除問題について、まさにその Hood 判決の根幹である in rem 管轄権に関する論旨を用いて、その特殊性を示す結論を導いている。Hood 判決法廷意見のうち Kennedy 判事が本件では反対意見に回り、執筆者である Rehnquist 長官と交代した Roberts 長官が反対意見に参加している。

これに対して Katz 判決法廷意見には、Torres 判決において Katz 判決

---

(160) 傍論としての位置づけについて、大林・前掲注(67)208頁を参照。

(161) 大林・前掲注(67)209頁は、「制憲者の原意 (original intent) いかんによって主権免責の排除の成否が決まる」ことになり、大きな方向の転換を見せると評する。

の発展形と言える法廷意見を執筆することになる Breyer 判事、保守派とみられる O' Connor 判事が含まれている。O' Connor 判事は、州の主権免責の排除を否定した1990年代の Seminole Tribe 判決、Florida Prepaid 判決、Alden 判決すべてにおいて法廷意見に賛同しており、本件 Katz 判決法廷意見の参加のみが1990年代の法廷意見を構成した他の裁判官と合致しない。本件における法廷意見構成の観点からは、事実上、O' Connor 判事がキャスティングボートを握ったとみなせる<sup>(162)</sup>。

Hood 判決は、州の主権免責に関する憲法判断を回避することにより7名の裁判官の賛同を得ていたが、Thomas 判事による Hood 判決反対意見は憲法判断に踏み込み、Seminole Tribe 判決を先例とする主張を行っていた。このため、本件 Katz 判決において反対意見の主張を支持すれば、Hood 判決自体を事実上否定することになりかねない。他方、Breyer 判事は、その後 Torres 判決直前の PennEast 判決法廷意見にも参加しており、「憲法制定会議のプラン」判決の法廷意見すべてに含まれている。また、Breyer 判事は、法廷意見執筆の Stevens 判事、Souter 判事、Ginsburg 判事とともに1990年代の Seminole Tribe 判決等で反対意見を組み、州の主権免責の憲法的根拠自体に厳しい目を向けていた。本判決において O' Connor 判事の賛意を得るためには、1990年代の各判決の直接的否定に結び付かない、新しい論理構成が求められていたといえよう。

それが、「憲法制定会議のプラン」についての Hamilton の指摘部分の援用であり、また、憲法制定期における破産を巡る裁判状況の検討や議会権限行使の実態などの歴史的分析に基づく主張であったと考えられる。当該

---

(162) このような O' Connor 判事の立ち位置は、Katz 判決の先立つ Tennessee v. Lane, 514 U.S. 509 (2004) においても示されている。Lane 判決では、修正14条5項に基づく連邦議会の立法権による州の主権免責の排除を合憲と判断している。Lane 判決について詳しくは、植木・前掲注(92) 8頁以下、木南・前掲注(92)161頁以下等を参照。



「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
主権免責の排除の根拠説明として、詳細な立法史検討や歴史的分析を導入した結果、当該法理が妥当する分野は、破産条項にかかわるすべての裁判ではなく、ごく限定された事例において適用可能なものとなり、このような事例ごとの審査の必然として、Katz 判決の射程は狭くならざるを得ない。このように、Katz 判決法廷意見は、先例同様州の主権免責を憲法的根拠のあるものと認めつつ、本件事例については破産裁判手続の特殊性による例外的判断とみなしたものであった。その評価としても、その後その系譜に連なる判決が示される可能性は少ないと考えられていた<sup>163)</sup>。

このように、限定的内容ゆえに確保されたように見受けられる法廷意見ではあるが、結果として、Seminole Tribe 判決への批判を回避し、また、通説の見解と軌を一にしていた州の主権免責の憲法的根拠を否定する主張も封印したために、当該「憲法制定会議のプラン」審査の立ち位置を不明確にしたともみなせよう。

むしろ、その後の判例の展開において重要なのが、当該事例に関する破産裁判に関しては、憲法制定会議のプランにおいて各邦が主権免責の放棄に同意しており、本件で問題となった連邦法により排除されたものではなく、そもそも存在しなかったのだとする論理構成である。Katz 判決法廷意見は、文末において、本件においては憲法の破産条項により州の主権免責が排除されていたとしたが、その内実は、憲法批准によりなされた各邦の同意に基づく主権免責の放棄となろう。各邦の同意に基づき憲法条文で具体化されたのが1条8節4項の破産条項であり、当該条項に州の主権免責の放棄があらかじめ組み込まれていることになる。連邦議会により制定

---

<sup>163)</sup> 大林・前掲注(67)209頁は、本件判決の射程の狭さを指摘する。また、小杉・前掲注(119)63頁も、本件法廷意見が「苦肉の策として、連邦制と州主権の正面衝突という困難な課題を回避して、破産条項自体に内包された議会の裁量権という論理に逃げ込んだといえなくもない」と評する。本件判決が破産条項に基づく連邦法に限定された例外的事例とみなされていたのは確かであろう。

された当該連邦法は、その具体的手続における州の被告としての適格性を明示したに過ぎない。

これに対して、反対意見を執筆した Thomas 判事は、この後の PennEast 判決、Torres 判決においても反対意見に賛同、もしくは執筆しており、Breyer 判事と好対照となっている。反対意見は、Alden 判決を援用するが、その先例である Seminole Tribe 判決の評価も同様であることは言うまでもない。Thomas 判事は、Katz 判決法廷意見が、Alden 判決が重視した「憲法の文言、構造、歴史」に反する判断であるとする。その実体は、州の主権免責の連邦議会による排除を否定するものであるが、同じような、憲法文言や憲法的構造、歴史等の評価が、その後の PennEast 判決や Torres 判決において、当該事例に関して州の主権免責を排除する証拠として用いられており、そもそもこのような審査方法に客観性が認められるのか、検討が必要であろう。

## 第2節 Allen 判決 (2020年)

最高裁判官のメンバー構成が大きく変わった Allen v. Cooper, 140 S. Ct. 994 (2020)<sup>(164)</sup> では、最高裁が結論としては全員一致で、合衆国憲法1条8節8項の著作権条項に基づく主権免責の排除を否定し、Katz 判決の先例としての地位を狭め、Seminole Tribe 判決への回帰を示した。

州保有の難破船の撮影を行ったビデオ写真家 Allen が、ノースカロライナ州を被告として The Copyright Remedy Clarification Act of 1990 (CRCA) の規定に基づき著作権侵害を連邦地方裁判所に提起したところ、

---

(164) 同判決について詳しくは、奥邨弘司「米国最高裁判例評釈・州による著作権侵害行為について州の主権免責を廃止する著作権救済明確化法の制定は憲法上の根拠を有するか Allen v. Cooper, 140 S. Ct. 994 (2020) (合衆国最高裁判所2020年3月23日判決)」IP ジャーナル24号 (2023年) 94頁以下を参照。

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
州は主権免責による抗弁を行った。判決の結論部分は9名全員一致であり、  
法廷意見はKagan 判事が執筆し (Roberts 長官, Alito, Sotomayor, Gorsuch, Kavanaugh 各判事が同調), Thomas 判事による一部反対, 結果同意意見, Breyer 判事による先例拘束性のみを理由とする結果同意意見 (Ginsburg 判事同調) がある。

### ① Allen 判決法廷意見

法廷意見は、州の主権免責の法理とその例外の2つの要件について要約し、連邦議会が州の主権免責を排除する明白な法律上の文言を制定し、何らかの憲法上の規定により連邦議会にその様な排除権限が付与されていれば、非同意の州に対する訴訟も許容されるとする<sup>(165)</sup>。CRCA は、明白かつ十分な文言により、各州が著作権侵害行為に関して連邦裁判所において免責を受けることがない旨を定めている<sup>(166)</sup>。そこで、上告人 Allen は、憲法1条8節8項の著作権条項、および修正14条5項が、州の主権免責を排除する議会権限を定めていると主張したのである。

これに対して法廷意見は、判例がこの2つの条項の援用を否定しているとした<sup>(167)</sup>。まず、Allen の見解では、州の介入に対して著作権者の「排他的権利」を確保するために、著作権訴訟に対する主権免責を排除する議会権限が当然に付随することになるとする<sup>(168)</sup>。だが、この理論は Florida Prepaid 判決で否定されている。Florida Prepaid 判決は、特許権侵害訴訟において統一的な救済を提供するという連邦議会の目標が、「第1条の適切な関心事」であることを認めた<sup>(169)</sup>。しかし、その3年前に、Seminole Tribe

---

(165) Allen v. Cooper, 140 S. Ct. 994, 1000-1001 (2020).

(166) *Id.* at 1001.

(167) *Id.*

(168) *Id.*

(169) *Id.* See Florida Prepaid, 527 U.S. at 648.

判決は、主権免責が連邦司法権に与える制限を回避するために、議会が憲法1条の権限を使用することを認めていないとしていたのである<sup>(170)</sup>。本件においても、同じ理由で、憲法1条8節8項の知的財産権に関する権限は、主権免責に抵触した時点で停止することになる<sup>(171)</sup>。

Allen は、Katz 判決が Seminole Tribe 判決の一般的ルールについて、特定の憲法条項が主権免責の排除を認めるかどうかを評価する条項ごとのアプローチ (clause-by-clause approach) に置き換えたものであると主張する<sup>(172)</sup>。しかし、Katz 判決は、破産条項のユニークな歴史に拠っていた<sup>(173)</sup>。Katz 判決は、州がすでに破産手続について「主権免責の抗弁を主張しないことに憲法制定会議のプランで合意」していたため、議会による排除そのものがなくなると判断したのである<sup>(174)</sup>。したがって、Katz 判決は、連邦議会が主権免責を排除するため実際に明白に表明しなければならないとの、最高裁の通常ルールを破棄していたことになる<sup>(175)</sup>。要するに、Katz 判決における決定は、破産について別の次元のものとみなし、独自の原則に支配されていたものとみなしたのである。この理解は、Allen が提案するような、憲法1条の一般的な「条項ごとの」再検討を促すものではない。Katz 判決は、一つの条項のみを対象とした判示 (good-for-one-clause-only holding) であることを指し示しているのである<sup>(176)</sup>。

次に法廷意見は、修正14条5項が修正条項の実質的な禁止事項を「執行する」権限の一部として、連邦議会が州の主権免責を排除することを認め

---

(170) Allen, 140 S. Ct. at 1002. See *Seminole Tribe*, 517 U.S. at 73.

(171) Allen, 140 S. Ct. at 1002.

(172) *Id.*

(173) *Id.* See Katz, 546 U.S. at 369 & n.9.

(174) Katz, 546 U.S. at 377.

(175) *Id.* at 378-379.

(176) Allen, 140 S. Ct. at 1002-1003.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
ているとする<sup>(177)</sup>。しかしながら、法廷意見は、Boerne 判決を先例として、  
修正14条5項の下で（主権免責排除の）連邦法が適切とされるために、修  
正14条の実質的禁止事項を侵害する行為を救済、または防止するために調  
整されなければならないと確認する<sup>(178)</sup>。具体的には、連邦議会は、権利侵  
害に関して州に対する訴訟を認めることができる。しかし、議会による主  
権免責の排除は、裁判所が修正14条1項に禁止されているとした行為と十  
分に関連している場合のみ、修正14条5項の下で有効となる<sup>(179)</sup>。

Boerne 判決は、このような連邦法について、防止、救済されるべき損害  
と救済目的の達成手段との間に「一致と比例」が必要とする<sup>(180)</sup>。このテス  
トは、裁判所に修正14条に違反する州の行為の性質と程度を考慮し、その  
損害に対する議会の対応の範囲を検討するよう求めている<sup>(181)</sup>。Florida  
Prepaid 判決によれば、この評価は、憲法違反であるとして議会に提出され  
た証拠を示す立法記録に焦点を当てて行う。また、議会が選択した対応  
については、実際の憲法違反の是正を超えて、どの程度に、どのような理  
由で行ったかが重要な問題となる<sup>(182)</sup>。

法廷意見は、財産の一形態としての著作権について、修正14条により州  
がデュー・プロセスなしにはく奪することを禁じられていると認めつつ、  
州による適切な補償によりデュー・プロセス条項に違反することはなく、

---

(177) See Fitzpatrick v. Bitzer, 427 U.S. 445, 456 (1976).

(178) City of Boerne, 521 U.S. at 519. 前掲注(92)を参照。Allen 判決による修正  
14条5項に基づく主権免責排除の理解は、Florida Prepaid 判決を引き継いで  
いる。

(179) Allen, 140 S. Ct. at 1004.

(180) *Id.* See City of Boerne, 521 U.S. at 520.

(181) Allen, 140 S. Ct. at 1004. この評価は、通常（必然ではないが）、連邦議会の  
下にある憲法違反の証拠に焦点を当てる。See Florida Prepaid, 527 U.S. at  
646.

(182) Allen, 140 S. Ct. at 1004.

当該条項が作用する範囲は小さいものと評価した。特許権に関する Florida Prepaid 判決では、違憲の特許侵害の範囲について、州による適切な救済措置がない意図的な行為と定義し<sup>(183)</sup>、立法記録から、主権免責の排除と審議の証拠が比例しないと判断された。CRCA の立法記録にも、同様に、修正14条侵害の損害の証拠は極めてわずかであり、主権免責の排除と比例しておらず、当該法は修正14条5項の下で無効であるとされた<sup>(184)</sup>。

最後に法廷意見は、本案から離れ、本件の結論について将来連邦議会が有効な主権免責排除法を制定することを妨げるものではないとする。その際、議会は CRCA を可決した時とは異なる方法で、この問題に取り組むと思われる。また、連邦議会は、修正14条5項に依拠する場合、その排除の範囲を憲法違反の被害の救済または防止と関連付けること、および、その関連性を裏付ける立法記録を作成することの重要性を理解すべきである。法廷意見は、そのように調整された制定法は、州が著作権侵害者として振舞うことを効果的に阻止することができるとした<sup>(185)</sup>。

これに対して Thomas 判事による結果同意意見は、(裁判所として)このような将来の著作権法制定に関する助言をすべきではないと批判している<sup>(186)</sup>。また、Breyer 判事結果同意意見 (Ginsburg 判事同調) は、本判決の結果から生じる本質的な不公平感を指摘しつつも、「Florida Prepaid 判決による判例が本件を支配する」として、先例拘束性の問題として法廷意見に同調した<sup>(187)</sup>。

---

(183) *Id.* at 1005. *See* Florida Prepaid, 527 U.S. at 642-643, 645.

(184) Allen, 140 S. Ct. at 1006-1007.

(185) *Id.* at 1007.

(186) *Id.* at 1008 (Thomas, J., concurring in part and concurring in the judgment). Thomas 結果同意意見は、憲法1条と州主権免責に関する先例に忠実な立場から、引き続き Katz 判決が判断を誤っていると指摘する。*Id.* (Thomas, J., concurring in part and concurring in the judgment).

(187) *Id.* at 1008-1009 (Breyer, J., concurring in the judgment). Breyer 判事の

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察

## ② Allen 判決の評価

連邦著作権法に関する Allen 判決は、1990年代の連邦特許法に関する Florida Prepaid 判決を引用し、憲法1条8節8項に基づく州の主権免責の排除を否定した。州による著作権侵害事例であるため主権免責が認められ、連邦司法管轄権自体が否定されたわけであり、Breyer 判事結果同意意見が示唆するように、他の著作権事件との不公平感は甚だしく、また、重大な州利益にかかわるような他の主権免責事件との比較においても問題の残る判決との評価が可能であろう。もっとも、1条8節8項の構造上、著作権と特許の分離は困難であり、Florida Prepaid 判決を先例とする限り、結論は動かせない。

Torres 判決との関連において Allen 判決の注目点は、州の主権免責事件において破産条項にかかわる Katz 判決を例外的存在であると明言したところである。Allen 判決法廷意見は、憲法1条8節の破産条項について示した Katz 判決が、その独自の歴史的状況から、「憲法制定会議のプラン」に同意した段階で各邦が主権免責を放棄したとものみならず。ここでは、Katz 判決が、1条8節を根拠とする主権免責の排除を全面的に否定した Seminole Tribe 判決を修正し、1条8節の個別条項ごとの審査を可能としているとの主張は否定されている。Torres 判決最大の関門となる Seminole Tribe 判決の法理の克服、あるいは回避は、次の PennEast 判決の完結性テストの登場に待つこととなる。しかし、次節で詳述するが、当該 PennEast 判決は、その直前の本件 Allen 判決の全員一致判決からは少し唐突な印象を受ける判断となる。

最後に注目すべき点として、Allen 判決法廷意見が Boerne 判決に依拠して示した、修正14条5項に基づく州の主権免責の排除立法の適切性判断の

---

↙ 意見は、「実質的には反対意見と言い得る内容」である。奥邨・前掲注(104)98頁参照。

審査手法が挙げられる。Allen 判決は、連邦法が州の主権免責を排除するためには、修正14条の実質的禁止事項を侵害する行為を「救済または防止」するために調整されていることを条件とし<sup>(188)</sup>、予定される損害と、目的達成手段との間に「一致と比例」を求めるのである<sup>(189)</sup>。Boerne 判決が示し、Florida Prepaid 判決が継受した「一致と比例」テストは、修正14条5項に基づく「連邦議会権限には一定の限界がある」ことを確認したものであり<sup>(190)</sup>、審査を厳格に行えば、当然、連邦議会が直接に州の主権免責を排除することは困難となる。Allen 判決法廷意見は、こちらについても Boerne 判決同様、「一致と比例」の証明が立法記録に基づいてなされることを要求しつつ、さらに、その整備をアドバイスしている。あくまでも傍論部分における示唆ではあるものの、1条8節に基づく主権免責の排除を拒否した最高裁が、唯一残された修正14条5項の連邦議会権限による排除手法の審査方法に関する考慮部分について、具体的指示を行ったものであり意義深い。

### 第3節 PennEast 判決 (2021年)

Torres 判決の直接の先例となる、PennEast Pipeline Co. v. New Jersey, 141 S. Ct. 2244 (2021) では、連邦の公用収用制度における州の主権免責の放棄問題が争われていた。連邦議会は、州際通商における天然ガスの輸送と販売を規制するため、1938年に The Natural Gas Act (NGA) を成立させた。同法において天然ガス会社は、連邦エネルギー規制委員会 (FERC) から、州際パイプラインの建設が「現在または将来の公共の利便性と必要性によって必要とされる」証明書を取得しなければならな

---

(188) City of Boerne, 521 U.S. at 519.

(189) *Id.* at 520. Allen, 140 S. Ct. at 1004.

(190) 大林・前掲注(98)153-154頁を参照。



「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
い<sup>(191)</sup>。連邦議会は、1947年に NGA を改正し、民間の証明書保有者に連邦  
の公用収用権を行使する権限を付与した。

2018年1月、FERC は、PennEast 社に、ペンシルベニア州からニュー  
ジャージー州までのパイプラインの建設を許可する証明書を与えた。  
PennEast 社は、NGA に基づき、連邦地方裁判所にニュージャージー州  
保有の土地区画への強制収用を求める訴訟を提起した。これに対して同州  
は、主権免責を理由として訴えを却下するよう申し立てた。第3巡回連邦  
控訴裁判所は、NGA が証明書保有者に対して、訴訟に同意していない州  
を訴える能力を紛れもなく明白に委任しておらず、PennEast 社は州所有  
の不動産を公用収用する権限がないと結論付けた<sup>(192)</sup>。

#### ① PennEast 判決法廷意見

最高裁判所は 5 対 4 の多数で控訴裁判決を破棄した。法廷意見は Rob-  
erts 長官が執筆し、Breyer, Alito, Sotomayor, Kavanaugh 各判事が同  
調した。

Roberts 長官による法廷意見は、まず、アメリカにおける公用収用制度  
について説明する。合衆国憲法にも権利章典にも、「公用収用 (eminent  
domain)」という文言は含まれていない<sup>(193)</sup>。しかし、「正当な補償なしに、  
公共のために私有財産を奪ってはならない」と定める修正 5 条の収用条項  
は、そのような公用収用権の存在を認めている。建国後まもなく、連邦政  
府は、連邦の専属管轄権に属する地域で公用収用権を行使し始めた。19世  
紀後半になると、連邦政府の公用収用権が州内の財産にも及ぶことが確認  
された。Kohl v. United States, 91 U.S. 367 (1876) では、「憲法が政府

---

(191) 15 U.S.C. § 717f(e)

(192) *In re PennEast Pipeline Co.*, 938 F.3d 96, 111 (3rd Cir. 2019).

(193) *PennEast Pipeline Co. v. New Jersey*, 141 S. Ct. 2244, 2255 (2021).

に与えた権限は、その行使のために全州の土地の取得を要求する」とした<sup>(194)</sup>。そして、「公用収用権は、憲法が採択された時点でよく知られていた手段の一つであり、公共の用途のために土地を取得するために用いられていた」と指摘した<sup>(195)</sup>。Kohl 判決は、私有地の強制収用に関係するものであったが、それ以降、連邦の公用収用制度は州の財産権にも適用されると説明してきた。また、合衆国が公用収用権を行使している限り、私人にもその権限が委譲されてきた。建国以前も以後も、植民地、そして州が、様々な公共事業のために私的な土地の強制収用を許可することは当たり前のことであった。Luxton v. North River Bridge Co., 153 U.S. 525 (1894) では、連邦議会は、「その裁量で、直接またはその目的のために設立された法人を通じて、州際通商の便宜のために橋を建設するために主権を行使できる」と説明していた<sup>(196)</sup>。

そこで、前提として法廷意見は、訴訟に対する州の主権免責が憲法批准前に各邦が享受していた主権の基本的側面であると認める<sup>(197)</sup>。各邦が連邦に加入した際に、「その主権をそのままに」したものとし<sup>(198)</sup>、各州は最高裁判例が示してきた主権免責を維持した。また、主権免責の例外として、州による同意、および修正14条5項に基づく排除を挙げるのも一般的であるとする<sup>(199)</sup>。

しかしながら法廷意見は、本件判決の例外的取扱いの根拠として、「オリジナル憲法の構造そのもの」を意味する語である「憲法制定会議のプラン」において、各邦が提訴に同意した場合、州を提訴することができる

---

(194) Kohl v. United States, 91 U.S. 367, 371 (1876).

(195) *Id.* at 372.

(196) PennEast, 141 S. Ct. at 2256.

(197) *Id.* at 2258. See Alden, 527 U.S. at 713.

(198) Blatchford, 501 U.S. at 779.

(199) PennEast, 141 S. Ct. at 2258.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察した。ここでは、Alden 判決<sup>(200)</sup>、および同判決が引用した Hamilton の言説が参照される<sup>(201)</sup>。「憲法制定会議のプラン」には、建国時にすべての那が暗黙のうちに同意した主権免責についての一定の放棄が含まれている<sup>(202)</sup>。法廷意見は、これまでの最高裁が、(憲法制定会議のプランに基づく州の主権免責の放棄について) 破産手続<sup>(203)</sup>、他州による訴訟<sup>(204)</sup>、および連邦政府による訴訟<sup>(205)</sup>を挙げてきていると指摘した<sup>(206)</sup>。

これに対して本件反対意見は、NGA について、「州際通商を規制する議会の権限行使」であり、「議会は、通商規制権限に従って、非同意の州に対する私的訴訟を許可することはできない」とする。また、反対意見は、各邦が憲法を批准したときに、私人による収用訴訟に対して暗黙に同意したわけではないと反論している<sup>(207)</sup>。たしかに Seminole Tribe 判決では、州の主権免責は「第3条の司法権を制限するものであり、第1条は連邦司法権に課せられた憲法上の制限を回避するために用いることはできない」と判示していた<sup>(208)</sup>。Seminole Tribe 判決は、もし議会在第1条の権限に従って州の免責を排除することが許されるなら、州固有の訴訟免責は「根底から覆される」ことになると結論付けていたのである<sup>(209)</sup>。

しかし、法廷意見は、連邦議会による主権免責の排除は、州を訴訟の対象とする唯一の手段ではないとする<sup>(210)</sup>。各邦が「憲法制定会議のプランで

---

(200) Alden, 527 U.S. at 728.

(201) The Federalist No. 81, pp. 548-549 (J. Cooke ed. 1961) (A. Hamilton).

(202) Alden, 527 U.S. at 755-756.

(203) Katz, 546 U.S. at 379.

(204) South Dakota v. North Carolina, 192 U.S. 286 (1904).

(205) United States v. Texas, 143 U.S. 621 (1892).

(206) PennEast, 141 S. Ct. at 2258.

(207) *Id.* at 2258-2259.

(208) Seminole Tribe, 517 U.S. at 72-73.

(209) See Seminole Tribe, 517 U.S. at 64. PennEast, 141 S. Ct. at 2259.

(210) PennEast, 141 S. Ct. at 2259.

主権免責の抗弁を主張しないことに合意」している場合、「議会による排除は必要ない」のである<sup>(211)</sup>。各邦は、私的代理人によって起こされた訴訟手続も含め、連邦収用権の行使を憲法制定会議のプランにおいて承諾したのである。このように法廷意見は、憲法制定会議のプランについて、「憲法上の設計に暗黙のうちにある基本的な定め」を反映しているものと解する<sup>(212)</sup>。また、州内での連邦収用権の行使について、「憲法的前提は、合衆国政府がその目的を実行し遂行するための完全かつ完全な権力を有していること」であるとみなした<sup>(213)</sup>。換言すれば、各邦が連邦に加入した際、各邦は「その範囲内に構成される土地における最高の支配権」に対する権利を放棄したことになるのである<sup>(214)</sup>。各邦が保持していた公用収用権は、「憲法によって連邦政府に与えられた権限を享受するために必要な限りにおいて」、連邦政府に譲ることが想定されていた<sup>(215)</sup>。連邦の公用収用権を行使するための PennEast 社の訴訟は、憲法制定会議のプランに基づいて各邦が同意した訴訟の分類の中に問題なく含まれることになる<sup>(216)</sup>。

上告人および本件 Gorsuch 判事反対意見も、連邦政府が州に優越する公用収用権を保持していることに異論がない<sup>(217)</sup>。また、連邦政府がその権限を私人に委譲することができることにも異を唱えない。その代わりに、「問題は、議会が民間団体に州に対する収用訴訟を起こすことを許可できるかどうか」のみであると主張する。そして、建国期にはそのような訴訟の証拠がないため、連邦制に移行する際に邦はその訴訟に同意していな

---

(211) Allen, 140 S. Ct. at 1003.

(212) Alden, 527 U.S. at 729.

(213) PennEast, 141 S. Ct. at 2259. See *Cherokee Nation, v. Southern Kansas Railway Co.*, 135 U.S. 641, 656 (1890).

(214) PennEast, 141 S. Ct. at 2259.

(215) Kohl, 91 U.S. at 372.

(216) PennEast, 141 S. Ct. at 2259.

(217) *Id.* at 2260.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
かったと主張している。この推論の欠陥は、公用収用権を訴訟提起権から切り離し、後者を州所有地に関して私人に委任することはできないと主張しようとするところにある。しかし、公用収用権は、訴訟を行う能力と密接に関連 (inextricably intertwined) している<sup>(218)</sup>。連邦政府が委任した者が行使する場合、公用収用権と訴訟提起権を分離することは、連邦主権者の公用収用権を州は縮減してはならないという基本原則に反することになる<sup>(219)</sup>。また、「(歴史的な) 権限の不使用は、その存在を証明するものではない」<sup>(220)</sup>。

法廷意見は、Gorsuch 判事反対意見が、たとえ各邦が憲法制定会議におけるプランの下での手続に同意したとしても、修正11条は、多様な原告によって州に対して起こされた訴訟に関する主体的管轄権を連邦裁判所から剥奪するとの別の理論を提示しているとする<sup>(221)</sup>。しかし、判例では、修正11条を「(州が) 自由に放棄することができる個人的特権」を与えるものと理解してきたのである<sup>(222)</sup>。「州が主権免責を放棄し、連邦裁判所への提訴に同意した場合、修正11条はその提訴を妨げない」<sup>(223)</sup>。このような同意は、今回のように「憲法上のプランに内在するもの」である場合にも認められる<sup>(224)</sup>。

---

<sup>(218)</sup> *Id.*

<sup>(219)</sup> Kohl, 91 U.S. at 374.

<sup>(220)</sup> *Id.* at 373. PennEast, 141 S. Ct. at 2261.

<sup>(221)</sup> PennEast, 141 S. Ct. at 2262.

<sup>(222)</sup> Clark v. Barnard, 108 U.S. 436, 447 (1883).

<sup>(223)</sup> Atascadero, 473 U.S. at 238.

<sup>(224)</sup> PennEast, 141 S. Ct. at 2262. 被告人は、連邦政府の代理人による訴訟について各邦が憲法制定会議のプランにおいて合意したとしても、NGA はそのような訴訟を必要な明確さを持って承認していないという (反対意見はこれに加わらない)。*Id.* 州が明示的に訴訟に同意したかどうかを判断するとき、あるいは議会が修正14条の下で州の主権免責を有効に排除したかどうかを評価するときに、「明白な文言」による証拠 (unequivocal textual evidence) を要求

連邦の公用収用権は、「それ自体で完結」(complete in itself) しており<sup>(225)</sup>、各邦は憲法制定会議のプランにおいて、その権力を全面的に行使することに同意しているとみなせる。したがって、連邦政府とその委任を受けた者による公用収用訴訟に関して、もはや、州には放棄または排除されるべき主権免責が残されていないのである<sup>(226)</sup>。

### ③ PennEast 判決反対意見

反対意見としては、Gorsuch 判事によるものと Barrett 判事のものがある。

まず、Gorsuch 判事による反対意見(Thomas 判事同調)は、州の主権免責問題の混乱の原因について解説する。Gorsuch 判事によれば、州の訴訟免責を「修正11条免責」と呼ぶことがあるが、これを「誤用」とする<sup>(227)</sup>。各州は、2つの異なる連邦法の訴訟免責を有している。第1の「構造的免責」(structural immunity)は、憲法的構造に由来するものであり、主権を持つ州の憲法上の権利であるため、連邦裁判所と州裁判所の両方で適用できる<sup>(228)</sup>。また、原告が同じ州の市民であるかどうかに関係なく適用されるが、人的管轄権に影響するため、「同意」によってその主権免責を放棄することができる<sup>(229)</sup>。

---

↙ してきたと指摘する。Id. しかし、本件の問題は、合衆国が州を訴える能力を委譲できるかどうかという点ではなく、合衆国が公用収用権を私人に委任できるかどうかなのである。連邦政府が私人に公用収用権の行使を許可する場合には、同様の明確性の要件は存在しない。Id. at 2263.

(225) Id. at 2263. See Kohl, 91 U.S. at 374.

(226) PennEast, 141 S. Ct. at 2263.

(227) PennEast, 141 S. Ct. at 2263 (Gorsuch, J., dissenting). See Alden, 527 U.S. at 713.

(228) PennEast, 141 S. Ct. at 2263 (Gorsuch, J., dissenting).

(229) Id. at 2264 (Gorsuch, J., dissenting).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察

第2は、「修正11条免責」と呼ばれるもので、同時に2つのことを行うことができる。すなわち、修正11条の文言は、州籍の相違する原告によって、法律上または衡平法上、州に対して起こされる訴訟という、特定の事件に対する連邦司法権を排除する<sup>(230)</sup>。また、修正11条は、単なる人的管轄権 (personal jurisdiction) の特権ではなく、憲法3条の事物管轄権 (subject-matter jurisdiction) の障壁を課すものである。そして、当該特権の放棄、排除、例外 (waivers, abrogations, or exceptions) を（「法律上または衡平法上のあらゆる訴訟に対して」）認めないものである。そこで、Gorsuch 判事は、本件が修正11条の文言に合致する「稀なシナリオ」を示していると結論した<sup>(231)</sup>。

次に、Barrett 判事の反対意見 (Thomas, Kagan, Gorsuch 各判事同調) は、本件が州際通商規制権限の行使が争われているものと指摘し、判例が主権免責の排除を認めていない事例に該当すると断じた。法廷意見は憲法制定会議のプランにより州の主権免責が放棄された特別のケースと主張するが、条文的、構造的、歴史的に何の裏付けもない。私的に提起された取用訴訟を、通商条項に従って創設された他の訴因と区別して扱う理由がない<sup>(232)</sup>。

Barrett 判事は、「一般的なルール」として、連邦議会は1条権限によって、司法権に対する州の主権免責を回避できないと確認する<sup>(233)</sup>。憲法1条が「完全な立法権」を付与している分野であっても、議会はその権力を行

---

(230) See William Baude & Stephen E. Sachs, The Misunderstood Eleventh Amendment, 169 U. Pa. L. Rev. 609, 612 (2021). Gorsuch 判事が引用した論文の著者である Baude 教授と Sachs 教授は、州の主権免責に関する通説、反対説の両説を批判し、最高裁判例の統一的把握を主張する折衷説見解の立場であり、注目されている。

(231) PennEast, 141 S. Ct. at 2264-2265 (Gorsuch, J., dissenting).

(232) *Id.* at 2265 (Barrett, J., dissenting).

(233) *Id.* at 2265-2266 (Barrett, J., dissenting).

使するために使用できる手段、すなわち「同意していない州に対する私的当事者による訴訟の承認」を欠いている<sup>(234)</sup>。この原則に基づき、最高裁は、インディアン部族との通商条項、州際通商条項、著作権特許条項が、議会による州の訴訟免責を排除するという議論を退けてきたのである<sup>(235)</sup>。

もっとも、最高裁は、(Katz 判決において) 議会の第1条権限に対するこのような一般的な制限に対して、破産条項という一つの例外を認めた。破産裁判権の「主として対物」(principally in rem) という性質と、当該条項の「ユニークな歴史」に基づいて、各邦が「すでに憲法制定会議のプランの中で、破産手続においていかなる主権免責の抗弁も主張しないことに合意した」と推論したのである<sup>(236)</sup>。この一つの条項のみに適用される判決以外では、憲法1条が州の主権免責に優先するとした判例はない。それにもかかわらず、法廷意見は、本件の私的な取用訴訟が稀な例外の一つであると主張しているのである<sup>(237)</sup>。

法廷意見は、各邦は「憲法制定会議のプラン」において、私的な取用訴訟に対する主権免責を放棄したとする。しかし、まず憲法は、単独の「公用取用権」を列挙して定めていない。法廷意見も、判例と同様に、連邦政府が公用取用権を行使できるのは、「憲法によって与えられた権限を享受するために必要な限りにおいて」とであると認識している<sup>(238)</sup>。連邦議会が規定する財産の取得は、別の憲法上の権限の行使であり、本件 NGA の場合は、必要かつ適切な条項によって補強された通商条項なのである<sup>(239)</sup>。

第2に、憲法制定会議のプランにおける主権免責の放棄という主張は、

---

(234) Seminole Tribe, 517 U.S. at 72.

(235) PennEast, 141 S. Ct. at 2266 (Barrett, J., dissenting).

(236) See Allen, 140 S. Ct. at 1002.

(237) PennEast, 141 S. Ct. at 2266 (Barrett, J., dissenting).

(238) Kohl, 91 U.S. at 372.

(239) PennEast, 141 S. Ct. at 2267 (Barrett, J., dissenting).



「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
公用収用権が憲法的構造の中で独特の位置を占めていることを暗示している。しかし、収用 (taking) は、通商条項のような列挙権限のありふれた行使に過ぎない。連邦政府は、その権力を行使して州有地を奪うことができる。同意していない州に対して公用収用訴訟を用いてその土地を奪うこともできる。法廷意見が思い描く特別な構造原理は、幻想である<sup>(240)</sup>。しかし、NGA は、州際通商を規制する議会の権力を行使するものであり、議会は、同意していない州に対する訴訟を許可することはできない<sup>(241)</sup>。また、州際通商条項自体が州の主権免責を排除するものでもない。したがって、連邦議会は、PennEast 社のような私人に対して、ニュージャージー州のような同意していない州を被告とする公用収用訴訟の提起を認めることはできない<sup>(242)</sup>。

Barrett 判事の反対意見は、裁判所が依拠できるような (憲法上の)「公用収用条項」は存在しないと指摘する<sup>(243)</sup>。例えば、Katz 判決は、破産条項の起草者は、「州の主権免責の主張から自由かつ明確に効力を持つ」と理解していた<sup>(244)</sup>。また、Fitzpatrick 判決は、州の主権免責は、修正14条の執行規定によって必然的に制限されるとする<sup>(245)</sup>。これに対して、憲法的構造は、公用収用を特別扱いするものではない<sup>(246)</sup>。また、法廷意見は歴史の裏付けを主張するが、その根拠は的外れである。裁判所は、議会と州が、以前の植民地と同様に、一貫して、公共整備のための不動産を取得するため、私人が公用収用権を行使することを認めてきたという事実にも依存

---

(240) *Id.* (Barrett, J., dissenting).

(241) *Seminole Tribe*, 517 U.S. at 72-73.

(242) *PennEast*, 141 S. Ct. at 2267 (Barrett, J., dissenting).

(243) *Id.* (Barrett, J., dissenting).

(244) *Katz*, 546 U.S. at 372-373.

(245) *Fitzpatrick*, 427 U.S. at 456.

(246) *PennEast*, 141 S. Ct. at 2267-2268 (Barrett, J., dissenting).

している。しかし、問題は、連邦議会が民間団体に州を被告とする取用訴訟の提起を認めることができるかどうかである<sup>(247)</sup>。

法廷意見は、州に対する私的な取用訴訟に関する判決を一つも挙げる事ができず、州がそのような訴訟から免責されないとする判決も挙げる事ができない。さらに、建国後75年間、連邦政府が州内の私有地に対して公用取用権を行使できるかどうかさえ未確定であった事実がある。憲法制定会議のプランにおいて、各邦が民間による取用訴訟に対する主権免責を放棄したことを歴史が明白に立証しているという議論は、信憑性を欠く<sup>(248)</sup>。Barrett 判事反対意見は、私的な取用訴訟に対する主権免責の放棄が「憲法上の協約に内在する」ことを示すのに必要な「説得力のある証拠」を集めるには程遠いとみなした<sup>(249)</sup>。

Barrett 判事の反対意見は、法廷意見が、私的な取用訴訟に対する州の主権免責が連邦の公用取用権を不完全にしてしまうとの理由で、州が被告とならないとの結論を否定していると批判する。しかし、そもそも主権免責は、連邦政府によって承認されたパイプラインの建設を州が妨害することを許すものではない。同時に、憲法は、連邦政府が州にその意思を強制する手段を制限してもいる。したがって、修正10条は、連邦政府が州の土地を奪うことに何の制限も課さないが、修正11条は、議会が私的な取用訴訟を通してその取用を達成する能力に制限を課しているのである<sup>(250)</sup>。

反対意見は、連邦政府には州有地を自ら取得する選択肢が残されていると指摘する。法廷意見は、公用取用権を独立した権力と位置づけ、民間の取用訴訟で州の主権免責の抗弁を認めると、「連邦主権者の公用取用権を

---

(247) *Id.* at 2268 (Barrett, J., dissenting).

(248) *Id.* (Barrett, J., dissenting).

(249) *Id.* at 2269 (Barrett, J., dissenting). See Blatchford, 501 U.S. at 781.

(250) PennEast, 141 S. Ct. at 2269 (Barrett, J., dissenting).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
低下させる」と主張している。しかし、この論理の欠陥は明白であり、公用収用権は、PennEast 社ではなく、合衆国に属するものであるため、合衆国は、ニュージャージー州の財産を収用訴訟または他のメカニズムによって自由に取得することができるのである<sup>(251)</sup>。

Barrett 判事は、公共の用に供する財産を取得するための政府の権利が、私的当事者が行使した場合にのみ存在するというのは非常に奇妙なことであるが、それが法廷意見の立場であると決めつけた<sup>(252)</sup>。

#### ④ PennEast 判決の評価

PennEast 判決は、全員一致の Allen 判決が示した、第 1 条権限による主権免責排除の原則的適用除外、1 条 8 節の一つの項目限定の認容判断について、Katz 判決が示した「憲法制定会議のプラン」の審査を継続しつつ、新たに「それ自体で完全」要件の該当性を認めて回避した。

また、PennEast 判決は、「憲法制定会議のプラン」には、邦が暗黙のうちに同意した主権免責についての一定の放棄が含まれているとし<sup>(253)</sup>、Katz 判決で認容された破産手続<sup>(254)</sup>以外に、他州による訴訟<sup>(255)</sup>、および連邦政府による訴訟<sup>(256)</sup>を挙げている<sup>(257)</sup>。州同士の訴訟および連邦政府を当事者とする訴訟は、合衆国憲法 3 条 2 節 1 項において明確に連邦裁判所の管轄権内とされており、判例上も当然視されている。PennEast 判決法廷意見は、このような州が連邦裁判所において被告となりうることに異論のないカテ

---

<sup>(251)</sup> *Id.* (Barrett, J., dissenting).

<sup>(252)</sup> *Id.* at 2271 (Barrett, J., dissenting).

<sup>(253)</sup> Alden, 527 U.S. at 755–756.

<sup>(254)</sup> Katz, 546 U.S. at 379.

<sup>(255)</sup> *South Dakota v. North Carolina*, 192 U.S. 286 (1904).

<sup>(256)</sup> *United States v. Texas*, 143 U.S. 621 (1892).

<sup>(257)</sup> PennEast, 141 S. Ct. at 2258.

ゴリーと、Katz 判決が初めて認めた破産条項に基づく特定の訴訟を同列下に置き、「憲法制定会議のプラン」に基づく州による主権免責の放棄として憲法的に位置付けることを正当化したのである<sup>(258)</sup>。

これに対して Barrett 判事の反対意見は、具体的な議会権限が存在しない公用取用事件である本件について、事例に即して1条8節3項の州際通商条項、1条8節18項の必要適切条項事件と位置付け、Seminole Tribe 判決以下の1990年代判決が確立し、Allen 判決が整理した、1条排除の法理の範囲内として主権免責が維持されるべきものとし、法廷意見を批判する。法廷意見は、合衆国憲法制定時に各邦が主権免責を放棄した事例とし、反対意見は、憲法制定により付与された連邦議会の立法権に基づく排除としており、一見すると、両者の判断枠組みは大きく異なっている。この点、その後の Torres 判決の Thomas 判事反対意見が、放棄型と排除型に大きな相違がないとして再整理を行っているところではある<sup>(259)</sup>。

いずれにせよ、PennEast 判決は、「憲法制定会議のプラン」の問題について、「それ自体で完全」テストによる新たな回路を示したわけであり、連邦裁判所における事例としてみた場合、1条8節の個別条項、もしくは他の憲法条項に関する主権免責の放棄事例に関して、安定的な先例となるか否か注視が必要であろう。

そこで次章では、以上の諸判決を受けて下された Torres 判決の論理を確認する。

---

(258) ただ、憲法3条において州が訴訟対象となることが明文化されている事項については、「憲法制定会議のプラン」に基づき各邦が暗黙の同意を与えたとの解釈ではなく、まさにそれが連邦制度への加入条件として明示的に放棄された主権免責と解すべきであろう。「憲法制定会議のプラン」に基づく主権免責の放棄は、憲法1条に基づく例外的な主権免責の放棄として厳密に区分して検討されるべきである。

(259) See Torres, 142 S. Ct. at 2471 (Thomas, J., concurring). 後掲注<sup>(345)</sup>を参照。

## 第4章 Torres v. Texas Department of Public Safety, 142 S. Ct. 2455 (2022)

### 第1節 Torres 判決の事例

第二次世界大戦以前から、連邦議会は、退役軍人が連邦機関等における復職の権利を認めることによって、志願兵の民間生活への復帰を順調に進めるよう求めてきていた<sup>(260)</sup>。ベトナム戦争をきっかけとして、議会はこれら退役軍人の保護を州による雇用にも拡大することにした。戦争反対の政治的風潮の中で、各州や地方の管轄区域は、退役軍人の再雇用に消極的であった<sup>(261)</sup>。そこで連邦議会は、「教員、警察官、消防士、その他州、郡、市の職員としての職を保持していた退役軍人」が、その兵役に対する報復として復職を否定されないようにするため、州に対する私的な損害賠償訴訟を許可したのである。連邦法、Uniformed Services Employment and Reemployment Rights Act of 1994 (以下、USERRA) は、これらの保護を具体化した現行法となる。

上告人 Le Roy Torresは1989年に陸軍予備軍に登録、入隊し、1998年以降は、Texas Department of Public Safety において州警察官として勤務していた。2007年、Torres は現役兵として招集され、イラクに配備された。当該兵役中、Torres は、あらゆるゴミ、人間の排泄物、軍用機材等に火をつけて処理する有毒な焼却炉にさらされた。その結果、2008年、Torres は名誉除隊となり、呼吸器系の疾患である閉塞性細気管支炎を患っ

---

(260) H. R. Rep. No. 105-448, p. 2 (1998); Selective Training and Service Act of 1940, § 8 (b) (A)-(B), (e), 54 Stat. 890, 891.

(261) Torres v. Texas Department of Public Safety, 142 S. Ct. 2455, 2461 (2022). See S. Rep. No. 93-907, p.110 (1974).

て帰国した。Torres は、疾病により警察官としての勤務に戻ることができなくなった、と主張している。そこで Torres は、以前の雇用主であるテキサス州に対して、他の職務での再雇用を求めた。しかし、テキサス州が拒否したため、2017年、Torres はテキサス州を被告とする訴訟を州裁判所に提起したのである。Torres は、テキサス州が再雇用に向けた「合理的努力」をすること、あるいは障害により以前の職に就けない場合は「同等」の職を提供することを義務づけた USERRA に違反すると主張した<sup>(262)</sup>。これに対してテキサス州は、主権免責を主張して、訴訟を却下すべきと反論した。

テキサス州地裁は、州の申し立てを棄却した。これに対してテキサス州第13地区控訴裁判所は、2対1の多数により地裁判決を破棄する判断を示した。州控訴裁の Contreras 判事による法廷意見は、Katz 判決を限定的に援用し、連邦破産法の下でなければ、連邦議会は憲法1条の権限により、同意していない州に対する私的な訴訟を許可できないとしていた<sup>(263)</sup>。2020年6月5日、テキサス州最高裁判所は Torres が求めた裁量審査の申し立てを否定した<sup>(264)</sup>。そこで、2020年11月2日、Torres は、連邦最高裁判所に対して上告請求を受理するよう申し立てたのである。

Torres の申し立てを審査中の2021年6月29日、連邦最高裁判所は、PennEast 判決において、「憲法制定会議のプラン」に従って、連邦収用権の行使に関して州が主権免責を放棄したことを確認した。2021年12月15日、連邦最高裁判所は、この間の判決に照らして、州の雇用者に対する USERRA の損害賠償救済が合憲かどうかを判断するために、Torres の連邦

---

<sup>(262)</sup> 38 U.S.C. § 4313(a)(3).

<sup>(263)</sup> Texas Department of Public Safety v. Torres, 583 S.W.3d 221, 228-229 (Tex. App. 2018).

<sup>(264)</sup> Torres v. Texas Department of Public Safety, 2020 Tex. LEXIS 518 (Tex., June 5, 2020).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
最高裁判所への裁量上告の申し立てを受理した<sup>(265)</sup>。

2022年6月29日、連邦最高裁判所は5対4の多数でテキサス州第13地区控訴裁判所の判断を破棄し、同州地裁に差し戻すよう命じた。

## 第2節 Breyer 判事による法廷意見

Breyer 判事による法廷意見 (Roberts 長官, Sotomayor, Kagan, Kavanaugh 各判事同調) は、各邦は連邦に加入する際、合衆国軍を創設し維持するという連邦の政策に対して自らの主権を委ねることに暗黙の同意を与えており、「憲法制定会議のプラン」に従い連邦議会が許可した訴訟に対する主権免責を放棄したと判断した。

【I-A】法廷意見は、まず、州の主権免責の法理について、その原則と例外を説明する。合衆国憲法は連邦国家を形成したが、同時に連邦政府内における諸州の主権的特権を保護していた。州の主権免責の基本的な考えでは、一般的にいずれの裁判所も同意していない州に対する私的な訴訟を審理することはできない<sup>(266)</sup>。もっとも、州は訴訟に同意することができ<sup>(267)</sup>、また、連邦議会は、修正14条に基づき州の免責を排除することができる<sup>(268)</sup>。そして本件に関連するものとして、各邦は、「憲法制定会議のプラン」の一部として主権の放棄に同意している場合、訴えられる可能性がある<sup>(269)</sup>。オリジナルの合衆国憲法の構造そのものが州の主権免責の放棄を反映している場合<sup>(270)</sup>、建国時に各邦が同意しているものとして、訴訟は州の

---

(265) *Torres v. Texas Department of Public Safety*, 142 S. Ct. 735 (2021).

(266) *Torres*, 142 S. Ct. at 2461-2462.

(267) *Id.* at 2462. *See Sossamon v. Texas*, 563 U.S. 277, 284 (2011). 前掲注(16)を参照。

(268) *Fitzpatrick*, 427 U.S. at 456.

(269) *PennEast*, 141 S. Ct. at 2259.

(270) *Alden*, 527 U.S. at 728.

主権を侵害しないことになる<sup>(271)</sup>。

法廷意見は、このような主権免責の例外について、The Federalist における Hamilton の主張を引用する。法廷意見は、Hamilton が、「憲法制定会議のプラン」が州による主権免責の放棄を示唆する3つの状況について述べていたとする。憲法が明示的に連邦に排他的権限を与えている場合、連邦にある権限を与え、州が同様の権限を行使することを禁止している場合、連邦にある権限を与え、それに対して州が同様の権限を行使すると、絶対的、完全に矛盾し、両立しない場合である<sup>(272)</sup>。法廷意見は、このような諸原則に一致して、連邦最高裁判所は州間の訴訟について主権の構造的放棄を認め<sup>(273)</sup>、また、合衆国による州に対する訴訟についても放棄を認めていたとする<sup>(274)</sup>。最高裁は、各邦がこのような主権免責の放棄につき、より完全な連邦の形成に必要な機能であり、「憲法上のプランに内在するもの」(inherent in the constitutional plan)と認識していたに違いないと述べていた<sup>(275)</sup>。

法廷意見は、次に Katz 判決について説明する。構造的放棄の諸判決から1世紀後、最高裁は、Katz 判決において、連邦議会が憲法1条8節4項の破産条項に基づき州に対する私的な訴訟を許可できると判示して、主権免責について別の憲法構造的放棄を認めた<sup>(276)</sup>。Katz 判決において最高裁は、憲法の批准により、合衆国の破産政策の有効性を確保するために、

---

(271) PennEast, 141 S. Ct. at 2258.

(272) Torres, 142 S. Ct. at 2462. See The Federalist No. 32, at 200 (A. Hamilton) (J. Cooke ed. 1961); No. 81 at 548-549.

(273) South Dakota v. North Carolina, 192 U.S. 286 (1904).

(274) United States v. Texas, 143 U.S. 621 (1892).

(275) Principality of Monaco v. Mississippi, 292 U.S. 313, 329 (1934). 前掲注(65)を参照。

(276) Torres, 142 S. Ct. at 2462. See Katz, 546 U.S. at 358-377.



「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察各邦は、その主権を譲ることに同意したと結論付けていたのである<sup>(277)</sup>。もっとも、Katz 判決の前後において最高裁は、憲法 1 条権限に基づく主権免責の追加的な放棄を認めず、同様に、免責を排除する第 1 条権限を見いだすことも拒否していた<sup>(278)</sup>。Seminole Tribe 判決、Florida Prepaid 判決、さらに、二開廷期前には、Allen 判決において Katz 判決の分析について、当該「一つの条項にのみ有効」である表現し、憲法 1 条の下での追加的な主権免責の放棄を認めないとし、同判決が限定的なものである点を示していた<sup>(279)</sup>。

そこで法廷意見は、このような判例を受けて、PennEast 判決が本件の先例となることを宣言する。PennEast 判決において最高裁は、各邦が連邦制度に加入した際、「土地における最高の支配」に関する権利を放棄し、収用権が連邦政府に委ねられることに同意したと判示していたのである<sup>(280)</sup>。

法廷意見は、PennEast 判決が、主権免責の構造的放棄のテストについて、問題となる連邦権力が「それ自体で完結」(complete in itself)しており、各邦は「憲法制定会議のプラン」の中でその連邦権力の行使に全体的に同意しているかどうかと定義していたと確認した<sup>(281)</sup>。この場合、各邦は、憲法が付与した権限を享受するため必要な限りにおいて、自らの主権を連邦政府に譲ることを暗黙のうちに同意したことになる<sup>(282)</sup>。連邦政策を「妨害」しない、あるいは阻止しないと約束することにより、各邦は憲法

---

(277) Katz, 546 U.S. at 379. 前掲注(147)を参照。

(278) Seminole Tribe of Florida v. Florida, 517 U.S. 44 (1996); Florida Prepaid Postsecondary Education Board v. College Savings Bank, 527 U.S. 627 (1999).

(279) Torres, 142 S. Ct. at 2462–2463. See Allen v. Cooper, 140 S. Ct. 994 (2020).

(280) Torres, 142 S. Ct. at 2463. See PennEast, 141 S. Ct. at 2259.

(281) Torres, 142 S. Ct. at 2463. See PennEast, 141 S. Ct. at 2260.

(282) Torres, 142 S. Ct. at 2463.

批准時に、訴訟を含む「同意」(consent)が、連邦議会の選択した権限行使の「前提条件とはならない」<sup>(283)</sup> ことを受け入れたのである。法廷意見は、この場合、各州には、「放棄、または排除する主権免責が残されていない」ことになるとした<sup>(284)</sup>。

【I-B】そこで、法廷意見は、合衆国軍を創設し、維持する連邦議会権限は、合衆国憲法の文言、歴史、そして判例が示すように、PennEast判決のテストに合致すると判断した。

まず、憲法の文言は、各条項を通して、共同防衛に備える権限を連邦政府に完全に委任することを強く示唆している<sup>(285)</sup>。他の連邦権限と異なり、憲法は戦争権限について、広範かつ多岐にわたり、相互に関連する規定により明示している。憲法前文では、「共同防衛」をこの文書の中心的なプロジェクトの一つとしている。憲法1条8節は、6つの番号のついた段落において「共同防衛に備える」権限を議会に与えている。すなわち、「宣戦布告」(11項)、「陸軍の編成と維持」(12項)、「海軍の創設と維持」(13項)、「軍隊のための「規則の制定」(14項)、「民兵の招集」(15項)、「民兵の編成、装備、懲罰について定める」(16項)ことである。次に、憲法2条2節1項は、大統領を「最高司令官」とし、第4条4節は、連邦政府に「侵略から国家を守る」義務を課している。憲法はまた、州から同様の権限を奪っている(1条10節1項、同3項)。憲法は、各州に「士官の任命」と「軍人の訓練」においてのみ限定的な役割を与えるにすぎず(1条8節16項)、しかもそれらについてさえ、州は「議会が定めた規律に従って」行動しなければならないのである<sup>(286)</sup>。州権限に対する実質的な制限は、連

---

(283) PennEast, 141 S. Ct. at 2255.

(284) Torres, 142 S. Ct. at 2463.

(285) *Id.*

(286) *Id.* at 2464.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
邦政府への広範な権限の委任と相まって、憲法的構造がこの分野における  
連邦の目標を州が妨げることを防止する強力な証拠となっている<sup>(287)</sup>。

法廷意見は、次に歴史的検討に進む。建国者たちは、連合政府が外国による侵略に対してなんらの安全ももたらさなかった事実、連合会議が戦争を防ぐことも、自らの権限で戦争を支援することも許されていないことを認識していた<sup>(288)</sup>。法廷意見は、軍隊を創設し維持する強力な国家権力を確立することによって、連合の失敗を修正する必要性が、憲法会議を招集するための「認識された必要性」の一つであったとみなす<sup>(289)</sup>。根本的な制度変革を意図した憲法により、建国者たちは、連邦議会に対して「合衆国軍の編成、指揮、支援」に関して直接的権限を与えていたのである<sup>(290)</sup>。法廷意見は、以上の歴史的検討から、各邦は、最終的に自らの主権が合衆国の軍事政策に委ねられることを承知した上で、合衆国憲法を批准したと確認する。そして、このような構造的理解に基づき、連邦議会は建国以来、合衆国軍の創設と維持を指示してきたのであるとする<sup>(291)</sup>。

さらに、法廷意見は、継続的な判例も同様の結論を支持するとする<sup>(292)</sup>。南北戦争中、最高裁判所は、「合衆国の募兵係に拘束されている」脱走兵を人身保護手続により奪還しようとする州の試みを却下した<sup>(293)</sup>。20世紀

---

<sup>(287)</sup> *Id.*

<sup>(288)</sup> 連合会議には、防衛に適した戦力を集め、維持する権限がなかった。1 Records of the Federal Convention of 1787, p.19 (M. Farrand ed. 1966) (Edmund Randolph opening remarks).

<sup>(289)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2464. *See* Selective Draft Law Cases, 245 U.S. 366, 381 (1918).

<sup>(290)</sup> いくつかの邦の憲法批准会議は、連邦議会の戦争権限の範囲を制限するための提案を行ったが、それらの修正案は「消滅」していたとされる。Torres, 142 S. Ct. at 2464.

<sup>(291)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2464.

<sup>(292)</sup> *Id.* at 2465.

<sup>(293)</sup> *Tables' s Case*, 80 U.S. 397 (1872). 「連邦政府の……軍隊を創設し、支援する」↗

初頭、最高裁判所は、徴兵制に対する州の主権による異議を再び棄却した<sup>(294)</sup>。憲法がそのような権限のすべてを連邦政府に与え、州には一切与えないという明白な意図を持っているため、連邦議会による軍隊の編成権限は州によって制限されることはあり得ないとされている<sup>(295)</sup>。現代の判例でも、最高裁は、特定の退役軍人が相続人なしで死亡した場合、その財産が州に帰属するのではなく、退役軍人施設に分配されるとする連邦法に対する州の異議申し立てを棄却している<sup>(296)</sup>。遺産法や財産法は「通常は州に委ねられる」分野であるが、最高裁は、連邦議会の「陸軍や海軍を編成する憲法上の権限」に関しては、そのような背景的前提が成り立たないと説明したのである<sup>(297)</sup>。

また、法廷意見は、このような連邦政府の権限について「実際の戦争の文脈」に限定されるものではないとする<sup>(298)</sup>。Perpich v. Department of Defense, 496 U.S. 334 (1990) では、カリフォルニア州とメイン州が、州兵をホンジュラスでの訓練任務に送ることを拒否した後、連邦議会が州兵を移送する前に軍が関係知事の承諾を得るという長年の要件を撤廃していた<sup>(299)</sup>。最高裁は、「重要な州の権力を無効化する」という考え方を否定

---

↙ 権限は、いかなる州の権力によっても疑問視される」ことはない。Id. at 408. また、Stewart v. Kahn, 78 U.S. 493 (1871) において最高裁は、連邦の兵役に就いている兵士に対する訴訟について、州裁判所の時効を停止させるという連邦法を承認した。裁判所は、連邦議会の権限は、国家的目的を妨げる州の努力を救済する権限を内在的に保持するとし、通常の連邦主義の原則に基づく異議は「容認できない」とした。Id. at 507.

(294) Selective Draft Law Cases, 245 U.S. at 381.

(295) Id.

(296) United States v. Oregon, 366 U.S. 643, 644-649 (1961).

(297) Id. at 648-649. Torres, 142 S. Ct. at 2465.

(298) Torres, 142 S. Ct. at 2465.

(299) Perpich v. Department of Defense, 496 U.S. 334, 346 (1990).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察し、軍事分野での連邦権力の優位性を認めるとしていたのである<sup>(300)</sup>。

建国者たちは、単なる連合に過ぎない組織の弱点を熟知する期間を経ており、「共同防衛を任された一つの政府のもとで、一つの人民の力で闘うことができる連邦を設立した」のである<sup>(301)</sup>。合衆国の憲法秩序の下で、州は連邦議会の権力と「矛盾する制限」を設けることはできない。なぜなら、「人民のあらゆる資源が（連邦）の指揮下になければならないから」である<sup>(302)</sup>。法廷意見は、各邦が「主権者の持つ伝統的な外交・軍事手段」を自ら「放棄」すること、つまり共同防衛のために主権を犠牲にすることに同意していたと要約した<sup>(303)</sup>。

そこで法廷意見は、合衆国軍を編成し維持する連邦議会の権限が「それ

---

<sup>(300)</sup> *Id.* at 351.

<sup>(301)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2466. *See* Licher v. United States, 334 U.S. 742, 780 (1948).

<sup>(302)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2466. Licher, 334 U.S. at 780.

<sup>(303)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2466. *See* Franchise Tax Board of California v. Hyatt, 139 S. Ct. 1485, 1497 (2019). Hyatt 判決では、他の州の裁判所における別の州の主権免責が争われており、Thomas 判事による法廷意見によって、主権免責が認容されている。本件法廷意見が引用した部分は、憲法制定時に外交・軍事分野に関する州権限を連邦政府に移行した点に言及するものであるが、文脈的には、あくまでも州と州の間の主権免責が「憲法上の設計」に基づく (*id.* at 1497) 「憲法構造上不可欠」 (*id.* at 1498) なものであるとしている。本件法廷意見は、州の主権免責の憲法的根拠を否定する主張を行っていないため、Hyatt 判決と整合するものとして、同判決を肯定的に援用していると言えよう。

Hyatt 判決について詳しくは、浅香吉幹「Franchise Tax Board of California v. Hyatt, 139 S. Ct. 1485 (2019) 一州はその同意なしに私人により他州の裁判所で被告とされることはない(判例変更)」アメリカ法【2020-1】(2020年) 86頁以下、秋元 奈穂子「州裁判所における主権免責：Franchise Tax Board of California v. Hyatt, 139 S. Ct. 1485 (2019)」法律のひろば75巻4号(2022年) 66頁以下を参照。また、Hyatt 判決が判例を変更した、Nevada v. Hall, 440 U.S. 410 (1979) については、高野幹久「アメリカの憲法判例に見る主権免除の理論」関東学院法学14巻1号(2004年) 17頁、27頁以下が詳しい。

自体で完結する」ことになるとみなす<sup>(304)</sup>。憲法の文言、歴史、判例によると、各邦は、軍隊を編成し、維持するために、連邦の政策に「必要な限り」主権を譲ることに同意していた<sup>(305)</sup>。したがって、憲法制定会議のプランの一部として、各邦は、連邦議会の憲法1条の権能である「陸軍を編成し、支援すること」、および「海軍を創設して維持すること」に基づき主権免責を放棄したと判断する<sup>(306)</sup>。

【II】これに対してテキサス州および本件反対意見は、「連邦議会は、憲法1条の権限を行使して州の主権免責を排除することはできない」と主張している<sup>(307)</sup>。しかし、法廷意見は、PennEast 判決を引用し、「議会による州の主権の排除は、州を訴訟の対象とするための唯一の手段ではなく、……、州は憲法制定会議のプランに同意している場合に提訴されることがある」とした<sup>(308)</sup>。法廷意見は、PennEast 判決および Katz 判決同様に、本件においてこの種の州の主権免責の放棄について認めたと述べた<sup>(309)</sup>。

本件反対意見（テキサス州は主張せず）は、連邦法である USERRA が主権免責を含むテキサス州法を組込むと解せられるため、連邦議会はテキサス州を訴訟の対象とする点をより明白に定める必要があったと述べている。しかし、法廷意見は、州に対する訴訟を許可した USERRA の条文は、「州または私的雇用主に関する権利の行使」と題されている等、明白であるとする。憲法6条の最高法規条項の原則に基づき、テキサス州の裁判所は、これらの訴訟を阻止するために相反する州法を援用すること

---

(304) Torres, 142 S. Ct. at 2466.

(305) *Id.*

(306) *Id.*

(307) Brief for Respondent 33.

(308) PennEast, 141 S. Ct. at 2259.

(309) Torres, 142 S. Ct. at 2466.

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察はできないことになる<sup>(310)</sup>。

また、テキサス州と反対意見は、特定の法律分野が「連邦政府の排他的支配下にある」という事実だけでは、主権免責を排除するには不十分であるとする<sup>(311)</sup>。法廷意見も、この点には同意する。実際、Seminole Tribe 判決では、連邦議会は、第1条の通商規制権限が排他的であるという理由のみで、州の主権免責を廃止するために当該権限に依拠することはできない、としていた<sup>(312)</sup>。しかしその後、PennEast 判決においては、連邦収用権は「それ自体で完結している」とし、憲法上の構造において主権免責の放棄を認めるに十分であるとしたのである。したがって、連邦政府による通商規制が、州の間、あるいは部族の外へ移動する前の段階で、連邦政府以外の主権者（州あるいは部族）による規制可能な対象を含むことは、この分析にとって重要なことになる。このような通商の特徴は、間違いなく連邦政府の規制権限を「完結」させてはいない<sup>(313)</sup>。

いずれにせよ、条文、歴史、判例は、州の主権を主張して、軍隊を編成し、維持する連邦政府の特権を妨げることが、憲法秩序に強く「矛盾し、両立しない」ことを示している<sup>(314)</sup>。これに対して Seminole Tribe 判決等は、これらと同じ構造的推論を生じさせる連邦政府の権限について検討したものではない<sup>(315)</sup>。法廷意見は、これらの権限（例えば、インディアン部族との通商、州際通商、知的財産）は、いずれも諸州に対して明示的に否定されておらず、国家全体の利益のために機能しているものではなく、さらに、それ自体が憲法起草者の基本的目的であった連邦の存続に不可欠

---

(310) *Id.* Testa v. Katt, 330 U.S. 386, 390-394 (1947).

(311) Torres, 142 S. Ct. at 2467.

(312) Seminole Tribe, 517 U.S. at 72.

(313) Torres, 142 S. Ct. at 2467.

(314) The Federalist No. 32, at 200 (A. Hamilton). 前掲注(272)を参照。

(315) Torres, 142 S. Ct. at 2467.

であることを証明しているわけでもないとした<sup>(316)</sup>。これらの要因を総合し、法廷意見は、Seminole Tribe 判決の法理ではなく、PennEast 判決と Katz 判決の結果が本件を支配すると結論付けるに至るとする<sup>(317)</sup>。

反対意見は、さらに2つの点を指摘している。第1に、Alden 判決を引用し、憲法1条の下で連邦議会に委任された権限には、同意していない州を州裁判所での私的な損害賠償請求訴訟に従わせる権限は含まれていないとする<sup>(318)</sup>。しかし、法廷意見は、反対意見が引用した部分が Alden 判決法廷意見の序文に言及されたものであり、第1条の一般的な委任（すなわち、最高法規条項と必要かつ適切条項に基づく議会の広範な権限）を要約しているに過ぎないと反論する<sup>(319)</sup>。Alden 判決は、当該部分、あるいは他の部分においても、議会が州に対する私的訴訟を許可できる例外が存在しないことを示してはいない。むしろ Alden 判決は、「憲法制定会議のプランにおいてこの主権免責が放棄された場合を除き、…州はその同意なくして訴訟から免責されるものとする」という前提を、明確に受け入れていたのである<sup>(320)</sup>。Alden 判決は、第1条権限を行使する際、憲法上の設計に従って州がこの権限を連邦議会に引き渡すことを要求されたという「説得力のある証拠」が存在すれば、議会は州に対して自州の法廷での私的訴訟に服させることができるとしていた<sup>(321)</sup>。PennEast 判決と Katz 判決は、収用と破産に関するこのような例外を認めている。そして、構造的放棄の「説得力のある証拠」を構成するものについてのテストを確立し

---

<sup>(316)</sup> *Id.*

<sup>(317)</sup> *Id.*

<sup>(318)</sup> Alden, 527 U.S. at 712.

<sup>(319)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2467.

<sup>(320)</sup> Alden, 527 U.S. at 730. *See* Principality of Monaco v. Mississippi, 292 U.S. 313, 322-323 (1934); Hamilton, *The Federalist* No. 81.

<sup>(321)</sup> *Id.* at 730-731.



「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
ているのである<sup>(322)</sup>。

次に反対意見は、連邦裁判所における主権免責の放棄に関する PennEast 判決と Katz 判決が、州裁判所では適用されない特別なルールを作っているとす。しかし、法廷意見は、両判決の憲法的構造に関する理由付けは、Alden 判決が反映しているほどには限定されたものではないと反論する<sup>(323)</sup>。Alden 判決は、修正11条の州裁判所に関する沈黙にもかかわらず、憲法1条は、一般的に、自州の裁判所での主権免責を排除する権限を連邦議会に与えないとしていた<sup>(324)</sup>。州の主権免責に関する他の判決と同様、Alden 判決も、「修正11条がその文言で述べていることよりも、同条が確認する合衆国の憲法的構造の前提に立脚して」州の主権免責を理解したのである<sup>(325)</sup>。その結果、PennEast 判決と Katz 判決において見いだされたように、憲法制定会議のプランに基づく主権免責の放棄は、これらの訴訟が進行する場合に、州の主権免責の背景的原則を置き換えることになる。Alden 判決や他のいずれの判決も、これに反しているわけではない<sup>(326)</sup>。

反対意見は、連邦議会が州に対する私的訴訟を許可する憲法的構造について、破産条項に基づく立法（ただし連邦裁判所での訴訟のみ）、もしくは取用権の委任（こちらも連邦裁判所の訴訟のみ）によってのみであり、残るのは修正14条に基づく主権免責の排除のみであるとする。しかし、法廷意見は、このような憲法上の設計の論理は、決して明確ではないとした<sup>(327)</sup>。

---

<sup>(322)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2468.

<sup>(323)</sup> *Id.*

<sup>(324)</sup> *Id.*

<sup>(325)</sup> Alden, 527 U.S. at 755.

<sup>(326)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2468.

<sup>(327)</sup> *Id.*

テキサス州は、別のアプローチを試み、PennEast 判決の公用収用と Katz 判決の破産はともに対物手続 (in rem proceedings) を伴うものであり、これらに関する連邦権力の行使と「密接に関連している」点で本件と区別できるとする。もちろん、PennEast 判決が、収用権の行使と強制収用訴訟との間の密接な関連性を論じていることには同意する<sup>(328)</sup>。しかし、PennEast 判決については、より広いポイントに立脚するものと理解している。連邦政府の収用権は完結しており、いかなる州も、財産の移転を妨げるため免責を主張することによって、その行使を妨げることはできない。法廷意見は、この結論が連邦議会の軍隊の創設と維持の権限にも同様に適用されるものであるとした<sup>(329)</sup>。

さらにテキサス州は、州に対する同様の訴訟の歴史が建国期に存在しないため、連邦議会在 USERRA に基づく訴訟の対象とすることはできないと主張している。しかし、PennEast 判決は、そのような歴史を要求していない<sup>(330)</sup>。PennEast 判決においては、憲法的構造から導かれる推論を検討しており、その構造に従って、連邦の目的を妨げるために州が主権免責を主張することができるかどうかを問うていた。そして、当裁判所は、ここでもそれに答えて、各邦は1条8節12項、同13項のもとで、その免責を放棄したと判断したのである<sup>(331)</sup>。

テキサス州の反論は、州が合衆国の軍事的準備を阻止することを認めることになる。ある州が、あるいは25の州が、退役軍人の雇用拒否によって特定の戦争に抗議することを決めたとすれば、テキサス州の主張では、連邦議会はこれらの州に対して復職訴訟を認めることはできないだろう。し

---

(328) *Id.*

(329) *Id.*

(330) *Id.*

(331) *Id.*

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
かし、当裁判所は、シンプルな理由から、それが問題であると考え。憲  
法文言、歴史、判例は、州が集まって連邦を形成する際に、共同防衛のため  
に主権免責を犠牲にすることに同意したことを示しているのである<sup>(332)</sup>。

### 第3節 Kagan 判事による同意意見

Kagan 判事は、本件判決が先例として依拠する PennEast 判決において  
は反対意見に同調していた。同意意見において、本件法廷意見に加わった  
理由を補足している。

Kagan 判事の見解では、州の主権免責に関する最高裁の諸判決は一直  
線 (straight line) をたどってこなかった<sup>(333)</sup>。2年前、Kagan 判事が執筆し  
た Allen 判決は、Katz 判決の言う「憲法制定会議のプラン」分析が一つ  
の条文、憲法1条の破産条項のみにしか利用できないと判断した<sup>(334)</sup>。最高  
裁の先例は、州の主権免責について他の憲法1条の条文にドアを閉ざして  
いるものと理解していたのである。そこで、連邦の公用収用権が争われた  
PennEast 判決においては、先例に基づき、(主権免責の放棄に)各邦は同  
意していなかったと結論付けた。しかし、最高裁は PennEast 判決におい  
て、別の判断を示し、新しいテストを用いて公用収用権が「それ自体で完  
結しているもの」であり、各邦は「その権力を(連邦が)全面的に行使す  
ることに同意していた」としたのである<sup>(335)</sup>。Kagan 判事は、本件の争点に  
ついて、PennEast 判決を考慮すると、戦争権限もまた「それ自体で完結」  
していたため、各邦は同様に連邦議会が承認した私的な訴訟に同意したか  
否かが問われているとまとめる。

---

<sup>(332)</sup> *Id.* at 2469.

<sup>(333)</sup> *Id.* (Kagan, J., concurring).

<sup>(334)</sup> Allen, 140 S. Ct. at 1002-1003.

<sup>(335)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2469 (Kagan, J., concurring).

本件判決において最高裁は、各邦は同意していたと判断した。むしろ収用権以上に、戦争権限は、憲法制定会議のプランの核心に位置する。憲法制定会議の最大の目的は、「連合規約の失敗に対応するため、結束力のある国家主権を構築すること」であった。そして、これら連合の失敗の中で、「連合会議が軍隊を編成する権限を持たず、戦力を提供することを各邦に依存すること」よりも重要なものはなかったのである<sup>(336)</sup>。Kagan 判事は、戦争権限は、他のどの権力よりも、そして間違いなく収用権よりも、「それ自体で完結」するものであったと認めた<sup>(337)</sup>。それらは各邦から連邦政府に、完全、排他的に与えられたものである。したがって、PennEast 判決の「それ自体で完結」テストを設定することで、最高裁は本件での問題に答えたのである。憲法制定会議において、各邦は、戦争権限に基づき議会が許可した訴訟に対する主権免責を放棄していた。

#### 第4節 Thomas 判事による反対意見

Thomas 判事による反対意見 (Alito, Gorsuch, Barrett 各判事同調) は、本件を直接支配する先例は Alden 判決であるとする。

【I】反対意見は、州の主権の不可欠な要素は、同意のない私的な訴訟に対する免責であるとする<sup>(338)</sup>。州や州裁判所が、憲法自体に明示的に規定されている場合を除き、その主権を剥奪されるのであれば、憲法は決して批准されなかったであろう<sup>(339)</sup>。

もっとも、憲法批准によって、固有の主権免責の一部を放棄していたのも確かである。合衆国の最初の200年間、連邦最高裁判所は、憲法上のプ

---

<sup>(336)</sup> Selective Draft Law Cases, 245 U.S. at 381.

<sup>(337)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2469 (Kagan, J., concurring).

<sup>(338)</sup> *Id.* at 2470 (Thomas, J., dissenting).

<sup>(339)</sup> Atascadero, 473 U.S. at 239 & n.2. *See also* Ex parte New York, 256 U.S. 490, 497 (1921).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
ランにおいて州が主権免責を放棄した例を2つだけ認めたが、いずれも他  
州や合衆国政府等の他の主権者によって連邦裁判所において訴えられた訴  
訟に関するものであった。しかし、私的な訴訟に関しては、当裁判所は長  
い間、連邦裁判所で私人の訴えに応えることを要求されることについて、  
建国者が州の尊厳に対する許されない侮辱であると考えていたと主張して  
きたのである<sup>(340)</sup>。

しかし、過去20年間に、連邦最高裁判所は、私的当事者に関する事件で、  
主権免責の放棄を Katz 判決と PennEast 判決の二度にわたって認めてい  
る。両判決は、憲法制定会議のプラン、すなわち憲法そのものが、州が主  
権免責を放棄することを要求しているか否かに焦点を当てたものであっ  
た<sup>(341)</sup>。反対意見は両判決について、連邦議会による州の主権免責の「排除」  
に関わる事例とは対照的であるとする<sup>(342)</sup>。排除事例の判断では、連邦議会  
が州の主権免責の課題について行った声明に基づく<sup>(343)</sup>。特に、最高裁は、  
議会が州の主権免責を排除する「明白な文言」を制定しなければならない  
と判断しているのである<sup>(344)</sup>。反対意見は、とはいえ、「憲法制定会議のプラン  
による放棄」と「議会の排除」の間の境界線は曖昧であるとも指摘す  
る<sup>(345)</sup>。いずれも、「憲法上の権限の有効な行使」に従って、連邦議会が同意  
していない州に対する訴訟を許可したかどうかという、同じ基本的な問題  
を扱っているのである<sup>(346)</sup>。

Thomas 判事の反対意見は、両当事者が、本件が憲法制定会議のプラン

---

<sup>(340)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2470–2471 (Thomas, J., dissenting).

<sup>(341)</sup> Katz, 546 U.S. at 379.

<sup>(342)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2471 (Thomas, J., dissenting).

<sup>(343)</sup> Katz, 546 U.S. at 378–379.

<sup>(344)</sup> Seminole Tribe, 517 U.S. at 56.

<sup>(345)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2471 (Thomas, J., dissenting).

<sup>(346)</sup> *Id.* (Thomas, J., dissenting).

による州の主権免責の放棄のみに関わるものであることに同意しているとする。したがって問題は、各邦が憲法を批准する際に、連邦議会の戦争権限により授権された私的な損害賠償訴訟に対して、自州の法廷での主権免責を放棄したかどうかということになる<sup>(347)</sup>。

【II-A】Thomas 判事の反対意見は、まず、USERRA の「州法に従って」文言について、州裁判所での主権免責を認める州法と、主権免責の放棄を定める州法の両方が存在するにもかかわらず、連邦議会の意図が明示されていないと評する。憲法制定会議のプランによる放棄において、憲法が州の主権免責を部分的に剥奪しているとしても、免責を認めず州を訴訟の対象とするか、あるいは主権免責の主張をどのような条件で許可するかは、依然として連邦議会の選択に委ねられているのである<sup>(348)</sup>。反対意見は、しかし、主権免責を認めるか否かの選択が明確ではない以上、USERRA の合憲性について、連邦最高裁判所は軽々に検討すべきではないとした<sup>(349)</sup>。

【II-B】次に反対意見は、法廷意見が Alden 判決を本件と区別している点を問題にする。そもそも Alden 判決は、議会による主権免責の排除ではなく、まさに、憲法制定会議のプランによる放棄を中心にして審理を構成していた。同判決は、連邦議会が第1条の権限を行使する際に、各州に対して自州裁判所における私的訴訟に服させることができるのは、各州が憲法上の設計、すなわち、憲法制定会議のプランに従って、当該権限を議会に委ねることを要求されていたという有力な証拠がある場合に限定され

---

(347) *Id.* at 2472 (Thomas, J., dissenting).

(348) Katz, 546 U.S. at 379.

(349) Torres, 142 S. Ct. at 2473 (Thomas, J., dissenting). これに対する法廷意見の反論については、前掲注(310)を参照。Thomas 判事は、このように「明白な文言」審査を厳格に適用しており、Parden 判決以降の主権免責排除事件における最高裁のスタンスを維持しているといえる。前掲注(32)以下を参照。

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
るとしていたのである<sup>(350)</sup>。

Thomas 判事反対意見は、重要なことは Alden 判決の判示の範囲が広いことであるとし、憲法 1 条の下で議会に委ねられた権限には、同意していない州を州裁判所での私的な損害賠償請求訴訟の対象とする権限は含まれないとされていたことであると指摘する<sup>(351)</sup>。Alden 判決の判示は、明らかに第 1 条のすべての権力に適用されるものであり、第 1 条の様々な権力を条文ごとに解析しているわけではない<sup>(352)</sup>。Alden 判決は、「従業員のために合衆国が行う」訴訟と「従業員自身が行う」訴訟に対する州の従順性を対比し、「歴史、判例、憲法の構造から、憲法制定会議のプランでは、各邦は前者の訴訟には同意したが、後者の訴訟には同意しなかったことは明らか」であると分析し、その結論としている<sup>(353)</sup>。Alden 判決の明示的な判示が、本件法廷意見と相容れないものであることに、大きな異論はないだろう<sup>(354)</sup>。

Katz 判決 と PennEast 判決は共に、州裁判所ではなく連邦裁判所に適用される憲法制定会議のプランによる放棄を考慮したものである。したがって、これらの判決には、Alden 判決の定型的な判示を損なうものは何もなくあった。上告人 Torres は、州法に基づく主権免責の放棄を主張して

---

<sup>(350)</sup> *Id* (Thomas, J., dissenting). See Alden, 527 U.S. at 730-731. 憲法 1 条 8 節は、国家が関心を持つ列挙された領域で法律を制定する広範な権限を議会に与えているものの、これらの権限の広範さも「国家的関心分野」との関連も、各邦が、自州の裁判所において自州に対する私的な訴訟を認める権限を連邦議会に委ねたと解して憲法を批准したことを十分に示せていない。Torres, 142 S. Ct. at 2473 (Thomas, J., dissenting). See Alden, 527 U.S. at 731-733.

<sup>(351)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2474 (Thomas, J., dissenting). See Alden, 527 U.S. at 712.

<sup>(352)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2474 (Thomas, J., dissenting).

<sup>(353)</sup> Alden, 527 U.S. at 759-760.

<sup>(354)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2474 (Thomas, J., dissenting).

いないので、テキサス州控訴裁判所の判決を支持する<sup>(355)</sup>。

【Ⅲ-A】反対意見は、Alden 判決の判示が単独で決定的なものではなく、連邦裁判所に関する「憲法制定会議のプラン」判例を考慮する必要があるとしても、各邦は戦争権限によって認められた私的な訴訟に対する主権免責を放棄していないと結論付ける。

上告人 Torres は、憲法本文のオリジナルの理解は、各邦が「必要かつ適切条項」とともに第1条8節に列挙された広範な議会の「戦争権限」によって、私的な訴訟に対する主権免責を放棄したことを意味すると主張している<sup>(356)</sup>。しかし、Seminole Tribe 判決は、連邦権力の広範性と排他性が、同意していない州を私的損害賠償請求の対象とする権限を連邦議会に与えるものではないと説明していた<sup>(357)</sup>。Seminole Tribe 判決で問題となったインディアン部族との通商条項は、最高裁が議会で「全体的かつ排他的」なインディアン部族に対する立法権限を付与するものであると述べているものである<sup>(358)</sup>。それにもかかわらず、Seminole Tribe 判決は、「州の主権免責は、訴訟の対象が連邦政府の排他的支配下にある分野である場合に、…消滅するほど儂いものではない」と判示していたのである<sup>(359)</sup>。反対意見は、憲法が連邦議会に対して特定分野に関する完全な立法権を付与しているとしても、当該権限に関して主権免責を排除する権限を黙示的に付与するものではないとしていた<sup>(360)</sup>。

---

<sup>(355)</sup> *Id.* at 2475 (Thomas, J., dissenting). 法廷意見の反論については、前掲注<sup>(323)</sup>以下を参照。

<sup>(356)</sup> Brief for Petitioner 4.

<sup>(357)</sup> *Seminole Tribe*, 517 U.S. at 60.

<sup>(358)</sup> *Torres*, 142 S. Ct. at 2476 (Thomas, J., dissenting). *See United States v. Lara*, 541 U.S. 193, 200 (2004).

<sup>(359)</sup> *Seminole Tribe*, 517 U.S. at 72.

<sup>(360)</sup> *Torres*, 142 S. Ct. at 2476 (Thomas, J., dissenting). *See Seminole Tribe*, 517 U.S. at 72.



「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察

第2に、Torres および法廷意見は、第1条10節に列挙された特定の委譲が「共同防衛を提供する権限を連邦政府に完全に委任する」ことを裏付ける「強い証拠を提供する」(strong evidence)と、誤って結論付けている。しかし、連邦議会が「陸軍を編成し、維持する」というより一般的な権限(1条8節12項)を有するため、この主題に関連するすべての州の権限を完全に排除できるというのは不正確である<sup>(361)</sup>。州は、軍事に関して連邦議会権限と重複する重要な警察権を保持している。例えば、合衆国軍への入隊に関連する州法が問題となった事例において、「州はアメリカ合衆国やその軍隊、あるいは公共の敵からそれらを守る力に対して何の利益や関心も持たない」という考えを否定し、軍隊編成の文脈で「主権の分離を主張する」ような「古くて技術的な理由」を退けていたのである<sup>(362)</sup>。

陸軍条項および海軍条項の下で議会に与えられた権限は、他の第1条権限よりも容易かつ完全に州による規制を置き換えるものではなく、同意していない州に対する私的訴訟を許可する確固たる根拠となるものではない<sup>(363)</sup>。

【III-B】また、反対意見は、歴史的な証拠について、「合衆国憲法によって、変則的で前代未聞の手續や訴訟が提起されることは意図されていないという推定」に照らして見なければならないとする<sup>(364)</sup>。この点、連邦議会に対して戦争権限を移譲した際に、自州裁判所における主権免責を放棄したことを州が理解していたかどうかではなく、むしろ、建国当時の歴史はこの問題についてほとんど沈黙しており、「新憲法によって(戦争権限に関する州の主権免責が)変更されるとは誰も考えなかった」ことを確認

---

(361) Torres, 142 S. Ct. at 2476 (Thomas, J., dissenting).

(362) *Id.* at 2476-2477 (Thomas, J., dissenting). See Gilbert v. Minnesota, 254 U.S. 325, 328-3289 (1920).

(363) Torres, 142 S. Ct. at 2477 (Thomas, J., dissenting).

(364) Hans, 134 U.S. at 18.

する<sup>(365)</sup>。

上告人 Torres は、1783年のパリ条約締結時に、私的な訴訟は建国者にとって異常なことではなかったと主張する<sup>(366)</sup>。しかし、修正11条が「本来の憲法上の設計を回復するために」採択されたとき<sup>(367)</sup>、連邦議会は「合衆国の権限の下で締結された条約に基づき発生するケースを例外とする」ことを拒否した<sup>(368)</sup>。このため、本件反対意見は、連邦議会在修正11条制定において、条約に基づいて発生する事件に対して主権免責の例外を設けることを拒否したことは、私人の訴訟に対する州の主権免責が条約に基づく請求にさえ及ぶことを示唆するものであるとみなしたのである<sup>(369)</sup>。

初期の連邦議会の慣行は、議会在第1条の権力を行使して、州に対して自州の裁判所で私的な訴訟を提起できない、という建国者たちの想定と一致している。事実、「(初期の議会在)同意していない州に対して(州裁判所で)訴訟を起こすことを許可しようとした例を発見していない」のである<sup>(370)</sup>。

【Ⅲ-C】さらに、反対意見は、憲法的構造についても、この文脈で州の主権免責の放棄を推論することについて決定的に不利であると主張した<sup>(371)</sup>。最も基本的なことは、非同意州に対するすべての私的訴訟は、「私的当事者のために州を裁判の強制手続に付すという屈辱をもたらす」という

---

(365) Torres, 142 S. Ct. at 2478 (Thomas, J., dissenting). See Alden, 527 U.S. at 741.

(366) Brief for Petitioner 27-31.

(367) Alden, 527 U.S. at 722.

(368) *Id.* at 721.

(369) Torres, 142 S. Ct. at 2478 (Thomas, J., dissenting). See Alden, 527 U.S. at 735.

(370) Alden, 527 U.S. at 744.

(371) Torres, 142 S. Ct. at 2478 (Thomas, J., dissenting).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
ことである<sup>(372)</sup>。USERRA の訴因は、「州の他の部門を強制するために、州の裁判所を連邦政府に差し出す」ものであり、それによって「州を敵に回し」、「州の政治機構全体をその意思に反して、個人の命令で徴用する」ため、州の尊厳に対して独特な不快感を与えるものである<sup>(373)</sup>。第2に、議会が私的な損害賠償訴訟を認めることは、「州の財政の健全性を脅かす」ことになる<sup>(374)</sup>。第3に、「州市民によって確立された政治的プロセスによる審議」が「連邦政府によって命じられ、私的な市民によって発動される司法上の命令」に置き換えられると、代表政府そのものが危うくなる<sup>(375)</sup>。

このような構造的な懸念にもかかわらず、Torres と法廷意見は、州の主権免責を確認することは、連邦政府の「戦争を成功させる力」を脅かし、国家の安全を危うくするため、憲法的構造が憲法制定会議のプランによる放棄を認めることを支持していると考えている<sup>(376)</sup>。しかし、この主張は、州の主権免責の維持について、連邦の戦争権限を妨害する免許状とみなして、混乱させている<sup>(377)</sup>。Alden 判決が既に警告したように、「州が自州の裁判所で主権免責を主張する憲法上の特権は、憲法や有効な連邦法を無視する権利を州に与えるものではない」のである<sup>(378)</sup>。

例えば、(連邦法の指示に反する州に対して)合衆国は合法的に当該州を連邦裁判所に提訴し、連邦法を遵守するよう求める差止命令を確保することができる<sup>(379)</sup>。また、連邦法を執行するために私的な訴訟が必要であるならば、個人は州公務員の連邦法違反を差し止めるため衡平法に基

---

<sup>(372)</sup> Alden, 527 U.S. at 749.

<sup>(373)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2479 (Thomas, J., dissenting). Alden, 527 U.S. at 749.

<sup>(374)</sup> Alden 527 U.S. at 750.

<sup>(375)</sup> *Id.* at 751.

<sup>(376)</sup> Brief for Petitioner 26.

<sup>(377)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2479 (Thomas, J., dissenting).

<sup>(378)</sup> Alden 527 U.S. at 754-755.

<sup>(379)</sup> Torres, 142 S. Ct. at 2480 (Thomas, J., dissenting).

づき訴えることができる<sup>(380)</sup>。あるいはもし議会が授権すれば、そのような州公務員を個人として、損害賠償訴訟により追及することができるのである<sup>(381)</sup>。

【Ⅲ-D】最後に反対意見は、判例も、本件で州の主権免責の放棄を認めることを支持しないとする<sup>(382)</sup>。Alden 判決は、最も的を射た判例であり、実際、州が自州の裁判所で訴えられることに対する免責について論じた最近の唯一の判例である。従って、Alden 判決が本件を解決するものである。Katz 判決と PennEast 判決のいずれもが、これと異なる結論を支持できない<sup>(383)</sup>。

Katz 判決は、破産裁判権の「特異な性質」と「破産条項のユニークな歴史」に基づいて、憲法制定会議のプランに基づく主権免責の放棄を認めた<sup>(384)</sup>。他方、PennEast 判決は、連邦政府が長期間収用権を行使してきた事実、および、その中に州内の財産を収用する権限を私人に委譲してきたことも含まれているとする。本件では、連邦政府が戦争に関する諸権限を行使したことを示す長い歴史があるが、連邦政府がその権限を用いて、私的当事者によって強制執行可能な金銭的債務を州に課したとの歴史は存在しない。また、司法による強制収用と公用収用が密接に関連しているように、あらゆる種類の司法手続（私的損害賠償訴訟は言うに及ばず）が戦争権限と「密接に関連」していることを示す証拠もない<sup>(385)</sup>。

---

(380) Ex parte Young, 209 U.S. 123 (1908). 前掲注(12)を参照。

(381) Rev. Stat. § 1979, 42 U.S.C. § 1983. 連邦法1983条の「連邦問題」条項と州の主権免責については、新田浩司「アメリカ合衆国憲法修正第11条及び連邦法第1983条について—A study of U.S. Const. amend. 11 and 42 U.S.C. § 1983」公法理論20号(1997年)20頁以下を参照。

(382) Torres, 142 S. Ct. at 2480 (Thomas, J., dissenting).

(383) *Id* (Thomas, J., dissenting).

(384) Katz, 546 U.S. at 369 & n.9.

(385) Torres, 142 S. Ct. at 2480 (Thomas, J., dissenting).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察

【IV】 法廷意見は、PennEast 判決のみに依拠し、憲法制定会議のプランによる主権免責の放棄が、当該連邦権限が「それ自体で完結している」かどうかという単一の問題に集約されると主張する。法廷意見は、議会の「軍隊を編成し維持する権限」が「それ自体で完結している」ため、州はその権限によって授權された私的な損害賠償訴訟に対する主権免責を必然的に放棄したものと結論付けたのである。

この点につき反対意見は、本件法廷意見が、ある権力がそれ自体で完結しているか否かに基づいて、憲法制定会議のプランによる主権免責の審理全体が行われると、不当にも主張していると批判する<sup>(386)</sup>。また、反対意見は、法廷意見が PennEast 判決の「それ自体で完結」の基準を誤読しているとする。PennEast 判決は、連邦の公用収用権が「それ自体で完結」しており、その性質上、裁判上の収用手続と「密接に関連」するため、収用権を不完全なものにしてしまうようないかなる主権免責をも各邦が放棄したと示していたのである<sup>(387)</sup>。これに対して本件法廷意見は、耐えられないほどの分析的重みを「完結性」に負わせることによって、ロールシャッハ・テストのような確実性と客観性を有する審査手法を編み出してしまったのである<sup>(388)</sup>。

【IV-A】 まず、反対意見は、PennEast 判決について、「それ自体で完結する」審査のアイデアを *Kohl v. United States*, 91 U.S. 367 (1876) から借りていると指摘する。*Kohl* 判決では、連邦政府が自らの収用権ではなく、オハイオ州の保持する公用収用権を援用していた。そこで最高裁は、連邦政府の土地の収用についての権限が州法に依拠するものではないことを明確にする必要があり、もし、連邦政府が公用収用権を保持していると

---

(386) *Id.* (Thomas, J., dissenting).

(387) *Id.* (Thomas, J., dissenting).

(388) *Id.* at 2481 (Thomas, J., dissenting).

するならば、その権限は「それ自体で完結」していなければならないとしていたのである<sup>(389)</sup>。連邦収用権は、州によって拡大、縮小できず、行使方法を限定されず、州の同意も条件となることはない。

本件反対意見は、PennEast 判決以前は、「それ自体で完結する」との文言は、現代の州主権免責の判例に登場することはなかったと断言する<sup>(390)</sup>。PennEast 判決は、「それ自体で完結する」との概念を)連邦の公用収用の歴史が州の主権免責の放棄を支持していたかどうかを判断する際に、「公用収用の権限を(司法的に)財産収用を行う権限から分離する」ことができる、つまり、「密接に関連した」(inextricably intertwined) 諸権限を分離することができる、との主張を否定する目的のためだけに用いていた<sup>(391)</sup>。PennEast 判決によれば、民間の代理人によって提起された司法手続において連邦政府の財産を収用する権限を奪うことは、公用収用の権限そのものの一部を奪うことに等しいとされていたのである<sup>(392)</sup>。

反対意見は、PennEast 判決の主権免責の分析において Kohl 判決が重大な役割を果たしたとするのは、本件法廷意見の誤りであるとする<sup>(393)</sup>。PennEast 判決法廷意見は、「それ自体の完結性」が憲法制定会議のプランの主権免責放棄のための支配的なテストであるとは述べていない。同様に、PennEast 判決は、「それ自体で完結」の審査が公用収用の文脈を超えてどのように機能するかも説明していなかった。また、PennEast 判決は、Kohl 判決を持ち出して、新しい学説の地平を切り開いたわけではないで、「それ自体で完結」という問いかけを、長年の主権免責に関する判例

---

(389) *Id.* at 2482 (Thomas, J., dissenting). *Kohl v. United States*, 91 U.S. 367, 374 (1876).

(390) *Torres*, 142 S. Ct. at 2482 (Thomas, J., dissenting).

(391) *PennEast*, 141 S. Ct. at 2260.

(392) *Torres*, 142 S. Ct. at 2482 (Thomas, J., dissenting).

(393) *Id.* (Thomas, J., dissenting).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察（例えば、Alden 判決, Seminole Tribe 判決, その他各判決）に調和させようとはしていない。PennEast 判決が「それ自体で完結」を適用可能なテストとしていたのであれば、最高裁は、この概念についてさらに徹底的に議論していたに違いない<sup>(394)</sup>。

反対意見は、PennEast 判決について、すべての連邦権限は「それ自体で完結」すべきであるがゆえに、各州は、公用収用の様な司法手続と「密接に関連」した連邦権限に関して州の主権を放棄した、そうでなければ、主権免責は州を司法手続から免責し、連邦の権力は不完全なものになってしまう、との命題を示したものと理解すべきであるとした<sup>(395)</sup>。

【IV-B】 法廷意見の新しい「それ自体で完結」基準が何らかの明確な輪郭を持つ限り、それは現代の主権免責の原則、特に Seminole Tribe 判決と矛盾するものである。法廷意見は「それ自体で完結する」の意味を定義しておらず、公用収用権と陸軍や海軍を創設し支援する権限が、それ自体で「完結した」権限であるということを述べるのみである<sup>(396)</sup>。

そこで、反対意見は、連邦権力が「それ自体で完結している」との概念について、Gibbons v. Ogden, 22 U.S. 1 (1824) に遡るものと指摘する。Gibbons 判決は、「それ自体で完結している」権限をごく少数に限定しようとする本件法廷意見とは異なり、議会に与えられたすべての権力を「それ自体で完結している」と考えていた。第2に、Gibbons 判決は、権力がそれ自体で完結であることの意味を、憲法自体にある制限を超える「いかなる制限」もなく「その最大限の範囲まで行使することができる」と定義していたのである<sup>(397)</sup>。

---

<sup>(394)</sup> *Id.* (Thomas, J., dissenting).

<sup>(395)</sup> *Id.* at 2483 (Thomas, J., dissenting).

<sup>(396)</sup> *Id.* (Thomas, J., dissenting).

<sup>(397)</sup> Gibbons v. Ogden, 22 U.S. 1, 196 (1824). 前掲注(26)を参照。

本件法廷意見は、「完結性」基準に関する長い歴史を無視し、自らの決定が Seminole Tribe 判決における議会の通商規制権限に対する理解と一致していることを説明するための根拠を模索している<sup>(398)</sup>。連邦政府の通商規制は、物品が州間または部族の外へ移動する前の段階で、連邦政府以外の主権者（州または部族）による規制対象となるため、通商条項に基づく議会の権限は「完結」ではないが、これに対して、陸軍条項および海軍条項に基づく議会の権限は「それ自体完結」であると、法廷意見は主張している。しかし、本件法廷意見の論理に従えば、「連邦政府による兵士の規制は、入隊以前に連邦政府以外の主権者による規制の対象となる男女を含む」ため、陸軍条項および海軍条項に基づく議会の権限は「完結していない」と容易に主張できることになる。法廷意見の努力にもかかわらず、その「完結性」分析は、陸海軍条項と、憲法制定会議に基づくプランにおいて連邦議会に委任された他の第1条の権力を区別できていない<sup>(399)</sup>。

最も問題となるのは、本件法廷意見の分析と、Seminole Tribe 判決で拒絶した主権免責に対する信用の置けないアプローチとが、明らかに類似していることである<sup>(400)</sup>。例えば、Parden 判決において最高裁は、Gibbons 判決の「それ自体で完結する」という文言に依拠して、「州は、議会に通商規制の権限を付与する際に、その主権の一部を放棄した」と判示し

---

(398) Torres, 142 S. Ct. at 2484 (Thomas, J., dissenting).

(399) *Id.* (Thomas, J., dissenting). Thomas 判事は、法廷意見が Hamilton を引用して連邦への権限付与を根拠として州の主権免責を否定しているとし、その様な論理が Seminole Tribe 判決における Souter 判事反対意見と同様のものであると指摘して、本件法廷意見が Seminole Tribe 判決との整合性を説明できていないと批判する。See *id.* at 2485 n.12 (Thomas, J., dissenting). 前掲注(77)以下を参照。See also *Seminole Tribe*, 517 U.S. at 148 (Souter J., dissenting).

(400) Torres, 142 S. Ct. at 2485 (Thomas, J., dissenting).



「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察た<sup>(401)</sup>。同様に、Union Gas 判決の相対多数意見は、「通商条項は、一方では議会に権力を与え、他方では州から権力を奪う」<sup>(402)</sup>とした。この連邦への権限の付与と州の権限の剥奪という二重の観点から、相対多数意見は、議会の通商権限は「州に損害賠償責任を負わせる権限がなければ不完全である」と考えた<sup>(403)</sup>。この議会権限を完成させるために、同相対多数意見は、「州が連邦議会に通商規制権限を与えた分、議会による当該権限の行使の際に、州に責任を負わせる必要があると判断した場合に、州は免責を放棄した」と推論しているのである<sup>(404)</sup>。

(しかしながら) 連邦最高裁は、Seminole Tribe 判決において、このような Parden 判決を否定し、Union Gas 判決を覆した<sup>(405)</sup>。したがって、Seminole Tribe 判決が正しいのであれば、本件法廷意見の判断は間違っていることになる<sup>(406)</sup>。

連邦議会は、「連邦制度における共同参加者として州にふさわしい尊重の念」を示さなければならない<sup>(407)</sup>。それにもかかわらず、USERRA を合憲とするために、本件法廷意見は、23年前に示された画期的な判例を一蹴し、1年前の非常に限定された判例で簡単に言及された一つのフレーズを高く評価する。そして、そのフレーズを使って、連邦制の二重システムにおいて各州にふさわしい尊厳を否定しようとするような、以前の判例の試みを模倣した、憲法制定会議のプランによる主権免責の放棄テストを構築したのである<sup>(408)</sup>。

---

(401) Parden, 377 U.S. at 192.

(402) Union Gas, 491 U.S. at 16.

(403) *Id.* at 19.

(404) *Id.* at 19-20.

(405) Seminole Tribe, 517 U.S. at 66.

(406) Torres, 142 S. Ct. at 2485 (Thomas, J., dissenting).

(407) Alden, 527 U.S. at 758.

(408) Torres, 142 S. Ct. at 2486 (Thomas, J., dissenting).

Thomas 判事による反対意見は、「主権を保持する各州には、より良いものが値する」として、法廷意見への反対を示した<sup>(409)</sup>。

### 第5節 Torres 判決の評価

Torres 判決は、就任以来、州の主権免責問題に関して否定的立場であった Breyer 判事が執筆した最後の最高裁法廷意見である。

Torres 判決法廷意見を要約すれば、戦争・軍隊に関する事項について州の主権免責が問題となった事例において、当該事項が合衆国政府により全体的に行使される権限として「それ自体で完結」していると解される場合、各邦が「憲法制定会議のプラン」を承認して合衆国憲法を批准した際に、同時に主権免責の放棄にも同意しているとみなし、連邦議会が制定した連邦法に基づき州が自州の裁判所における被告となると認めたものである。

Hamilton が The Federalist で述べた「憲法制定会議のプラン」に基づく主権免責の例外的放棄は、これまでの判例においてたびたび言及される個所ではあったが、その引用はあくまでも憲法起草者による主権免責の承認、肯定の意図を説明する脈絡であった。これに対して、Katz 判決による「憲法制定会議のプラン」に基づく主権免責放棄の肯定、また、PennEast 判決における「それ自体で完結」テストを用いた「憲法制定会議のプラン」に含まれる連邦権限の審査、および免責放棄の肯定は、先例には見当たらない新規の論理であったことは間違いない。

両判決に続く Torres 判決は、州の主権免責の法理問題に関して、憲法起草者の意図を根拠として、新規の例外をさらに追加したものとなっている。本判決は、法廷意見の立場では、Katz 判決、PennEast 判決に続き

---

(409) *Id* (Thomas, J., dissenting).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察

「憲法制定会議のプラン」に基づく主権免責放棄の例外的取扱いを認めた3例目の判決となり、判例法理として一定の地位を占めつつあるとみなすことも可能であろう。その反面、当初の2件が連邦裁判所における当該法理の適用問題であったのに対して、本判決は、州裁判所における州の主権免責を否定した初のケースであり、複雑な判例にさらに別途例外的取扱いを示したようにも見受けられる。5対4の多数で示されたTorres判決において決定的な立場を示したKagan判事自身、その補足意見において、同判決が自らの示した直近のAllen判決の文言を明白に覆している点に言及し、判例が「一直線ではない」とのコメントを残している。もっとも、このような「一直線ではない」点については、単なる21世紀の諸判決間の論理的揺れのみならず、1964年の推定的放棄に関するParden判決以降の判例に当てはまる評価であろう。

いずれにせよ本判決は、憲法1条の連邦議会の立法権に基づき定められた州裁判所における裁判の対人管轄権について、州の主権免責との関連で吟味し、「憲法制定会議のプラン」に基づき戦争・軍事関連事項についての連邦立法権を州の被告適格性の点で拡大することを認めた判決と理解できる。

この点につきThomas判事の反対意見は、「憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責の放棄事件とする法廷意見の論理構成を否定し、本件がまさに連邦議会の権限による州の主権免責排除事例であるとみなして、1990年代の最高裁判例との決定的な乖離を理由に厳しく批判している。

Thomas判事が主として援用するのは、Alden判決とSeminole Tribe判決である。Seminole Tribe判決が連邦法手続への参加により主権免責の推定的放棄が認められるとしたParden判決を否定し、憲法1条8節3項の州際通商条項に基づき連邦議会が直接的に州の主権免責を排除したと

認めた Union Gas 判決を覆していることは確かである<sup>(410)</sup>。また、Alden 判決は、Seminole Tribe 判決と同じ裁判官構成の法廷意見が、州裁判所における主権免責を認容している。Thomas 判事反対意見によれば、本件法廷意見の採用した「憲法制定会議のプラン」に基づく主権免責の放棄に関する完結性テストは、本件事例に関して、1990年代に確立していた州の主権免責の法理の重要部分を覆してしまったことになる。Thomas 判事による反対意見は、ともに歴史的に裁判手続が前提となっている Katz 判決の破産事件、PennEast 判決の公用収用事件と本件事例の切り分けを試みたが、法廷意見によって拒否されている。この結果、本件法廷意見の採用するテストは、憲法1条8節の他の条項に基づく同様の判断を導く可能性を持つ、反対意見にとって問題の残る判断となったわけであり、Thomas 判事による反対意見がその末尾において、将来における判例変更を求めているところでもある<sup>(411)</sup>。

次に Torres 判決の先例性および、「憲法制定会議のプラン」審査の射程を検討する上で参考となる、本判決の裁判官の構成に目を向ける。まず、本件反対意見の4名のうち1990年代の判決に関与しているのは Thomas 判事のみであり、法廷意見を執筆した Breyer 判事同様、その立ち位置は一貫している。もっとも、今回反対意見に与した Gorsuch 判事と Barrett 判事に関しても、PennEast 判決においてそれぞれ積極的に反対意見を執筆しており、Thomas 判事との同一歩調が予想できる。

これに対して問題となるのは、まず、Roberts 長官である。Roberts は、Katz 判決において反対意見に回りながら、判断内容として同判決の発展

---

(410) Seminole Tribe, 517 U.S. at 66.

(411) Thomas 判事は、「いつの日か、この新しく作られた完結性基準を連邦最高裁判所の法理から一掃すべきである」と厳しい。Torres, 142 S. Ct. at 2486 (Thomas, J., dissenting).

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
形とみなせる PennEast 判決の法廷意見を執筆し、今回もその延長戦である法廷意見に参加しており、一貫性がみられない。また、本件反対意見の一人となった Alito 判事は、PennEast 判決では法廷意見に賛同している。PennEast 判決と Torres 判決の事例上の異同は、まずは根拠となる議会議権限の違い、次に、問題となった訴訟が連邦裁判所の担当する事件か、州裁判所に提起されたかであり、Alito 判事の判断の分岐点となった可能性がある。さらに、Torres 判決において法廷意見に参加した Kagan 判事は、PennEast 判決では反対意見に加わっており、こちらも今回の最高裁判決の混乱の要因となっているようにも見受けられる。

このような最高裁判官の構成の問題は、実は、今回で3例目となる「憲法制定会議のプラン」審査が、1990年代型判決で見られた州の主権免責の憲法的根拠に関する決定的対立、あるいは、連邦議会による州の主権免責の直接的排除にかかわる議論を、特定の事例に関して迂回する折衷案的性質を帯びるために生じているのではないかと考えられる。「憲法制定会議のプラン」の評価を中心に据えることにより、対立が固定していた、州の主権免責の法理に関する憲法的根拠問題が棚上げされたように解せられるのである。

Torres 判決に至るまで、連邦最高裁は、全体として憲法1条権限による州の主権免責の排除を否定し、1条8節の各項に関しては、3項の州際通商とインディアン部族との通商、および8項の著作権特許条項が定める著作権、特許の両方に関して連邦議会による主権免責の排除を個別に否定している。それに対して、今回の Torres 判決を含め、憲法制定会議のプランに基づく州自身による主権免責の放棄については、1条権限を全体として捉えるのではなく、個別の分析を行い、1条8節4項の破産条項、州際通商条項と必要適切条項の両方にかかる公用収用、そして、さらに多くの条項が複雑に関連する戦争権限に拡大された。

このように見ると、Thomas 判事が指摘するように、そもそも議会による主権免責の排除と州による放棄の間の理論的区別は容易ではない。Torres 判決で示した連邦最高裁判所の新たな試みが、完結性テストによる憲法1条8節の各条項の個別審査に道を開いたことになるのかどうか、あるいは、州の主権免責に関する司法的判断を再度混乱したものへと復帰させたものなのか、今後の判例の展開を見守る必要があろう<sup>(412)</sup>。

## 結びに代えて

最後に、州の主権免責の法理に関する学説に目を転じれば、最高裁判例を批判し、州の主権免責の憲法的地位を疑問視する通説的見解と、州の主権免責を憲法的に擁護する少数説の対立に加えて、近時新たな折衷説が有力となりつつある状況にある。

州の主権免責に関して発言を続ける William Baude の分類によれば、州の主権免責を否定する主張は、第1に、連邦法の下で発生した「すべての事件」および特に州を当事者とする様々な「争訟」に連邦司法権を拡大した憲法3条を含む合衆国憲法の批准により、州は主権免責を喪失していると説く<sup>(413)</sup>。第2の主張は、連邦議会の権限により州の主権免責の排除が可能になるとし、その中でも1980年代以降の有力説は、州の主権免責を

---

(412) See The Supreme Court 2021 Term: Leading Case, *supra* note 11, at 389.

(413) Baude, *supra* note 12, at 5 & n. 17 See e.g., Caleb Nelson, Sovereign Immunity As A Doctrine of Personal Jurisdiction, 115 Harv. L. Rev. 1559, 1580 (2002). Nelson はこの非立憲的主張について、憲法制定時の議論としては、憲法が各州の既存の主権とそれに伴う免責を剥奪しているとの考えと、州が主権免責を保持していたとしても、それらは同意のない州のみを保護しており、州は憲法批准により特定の種類の訴訟に将来的に同意したとの主張がありえたと解説している。Torres 判決法廷意見は、この後者に分類できるかもしれない。

「合衆国憲法制定会議のプラン」に基づく州の主権免責放棄に関する判例の予備的考察  
憲法的ではなくコモン・ロー上のルールとみなす点に特徴がある<sup>(414)</sup>。コモン・ローであれば、連邦議会が制定する連邦法による修正が可能となる。また、州の主権免責をコモン・ロー上のものとする理論は、州の主権免責を州法事項と考える前提ともなるとされる<sup>(415)</sup>。第1, 第2, いずれの立場も、オリジナルの憲法が連邦司法権の制限として州の主権免責を具体化しなかったとする点で一致する<sup>(416)</sup>。

他方、連邦議会による州の主権免責の排除を否定する説は、主権免責について憲法的根拠を求める。その一つが修正11条の文言を拡大するものであり、判例同様、修正11条制定の含意として州の主権免責の存在を憲法的に位置付けるものである<sup>(417)</sup>。もっとも、このような憲法的根拠説が、修正11条の条文と明確に齟齬をきたしているとの批判を受けて、他の憲法条文、例えば憲法上の「州」という文言に、伝統的な主権免責を維持させる起草者意図を確認する主張もある<sup>(418)</sup>。

これに対して Baude は、近時折衷案的な第3説として憲法的背景 (constitutional backdrop) 説が現れているとする。Stephen E. Sachs は、州の主権免責をコモン・ロー上のものとしつつ、その一部が憲法的に変更不能のものとして主張する<sup>(419)</sup>。Baude 自身も、このような折衷案を、

---

(414) Baude, *supra* note 12, at 5 & n.21 Baude がコモン・ロー説の代表として挙げるのは、Vicki C. Jackson, *The Supreme Court, the Eleventh Amendment, and State Sovereign Immunity*, 98 *Yale L. J.* 1, 72-104 (1988)。また、前掲注(85)を参照。

(415) Baude, *supra* note 12, at 5.

(416) *Id.* at 6.

(417) *Id.* Baude が挙げるのは、David P. Currie, *Response, Ex Parte Young After Seminole Tribe*, 72 *N.Y.U.L. Rev.* 547 (1997); David P. Currie, *Inflating the Nation's Power*, 71 *U. Chi. L. Rev.* 1229 (2004)。

(418) Baude, *supra* note 12, at 7.

(419) Stephen E. Sachs, *Constitutional Backdrops*, 80 *Geo. Wash. L. Rev.* 1813, 1816 (2012)。

憲法文言と最高裁判例を統一的に把握できる法理として支持する<sup>(420)</sup>。

最高裁判例の活性化と時を同じくして、学説における州の主権免責に関する議論も高まっているところである。本件 Torres 判決等が示す「憲法制定会議のプラン」審査は、従来の州の主権免責判例に新たな例外的取扱いを確実に追加した。これに対して、学説上有力となりつつある折衷説は、PennEast 判決における Gorsuch 判事反対意見に論理的根拠を与えており、明らかに Torres 判決法廷意見とは調和しない<sup>(421)</sup>。複雑さを増した最高裁判例について、学説による再整理がどのように深まるのか注目されよう。いずれにせよ、新たな切口で最高裁判例を再検討するとしても、すでに時代錯誤との批判を受けて久しい州の主権免責の法理の現代的意義に目を向けざるを得ないであろう<sup>(422)</sup>。

---

(420) Baude, *supra* note 12, at 9.

(421) 前掲注<sup>(230)</sup>を参照。

(422) Atascadero, 473 U.S. at 302 (Brennan, J., dissenting). 宇賀克也『国家責任法の分析』(有斐閣, 1988年) 318頁も、「二世紀近くも前に立法化された修正11条を維持することは、アナクロニズムと言っても過言ではない」とされる。